

S1-01-01-01 瑞浪市防災会議条例

昭和37年9月28日条例第11号
改正 平成2年3月30日条例第17号
平成8年3月28日条例第10号
平成12年3月30日条例第12号
平成24年6月25日条例第21号
平成24年10月5日条例第26号
平成29年3月22日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき瑞浪市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 瑞浪市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 国及び県の防災関係機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 電信電話事業を行う者、電力供給事業を行う者及び輸送事業を行う者の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 岐阜県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) その他市長が特に必要と認め委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 防災会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門委員)

第6条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、生活安全課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月30日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月28日条例第10号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日条例第12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月25日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年10月5日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に瑞浪市防災会議の委員として委嘱されている者の任期は、施行日における任期の残任期間と同一の期間とする。

《本編》

➤ 第1章 第1節 第1項 目的

S1-04-01-01 岐阜県災害対策本部（県本部・県支部）組織表

(1) 岐阜県災害対策本部（県本部）

令和5年4月1日時点

部名	部長、副部長担当職	班名	班長担当職
知事直轄部	【部長】秘書広報統括監 【副部長】秘書課長	秘書班	秘書課長
		広報班	広報課長
総務部	【部長】総務部長 【副部長】総務部次長	財政班	財政課長
		人事班	人事課長
		法務・情報公開班	法務・情報公開課長
		行政管理班	行政管理課長
		職員厚生班	職員厚生課長
		税務班	税務課長
		管財班	管財課長
		総務事務センター班	総務事務センター長
清流の国推進部	【部長】清流の国推進部長 【副部長】清流の国推進部次長	清流の国づくり政策班	清流の国づくり政策課長
		SDGs推進班	SDGs推進課長
		地域振興班	地域振興課長
		外国人活躍・共生社会推進班	外国人活躍・共生社会推進課長
		市町村班	市町村課長
		地域スポーツ班	地域スポーツ課長
		競技スポーツ班	競技スポーツ課長
		ねんりんピック推進事務班	ねんりんピック推進事務局長
		デジタル戦略推進班	デジタル戦略推進課長
		情報システム課	情報システム課長
		危機管理部	【部長】危機管理部長 【副部長】危機管理副部長
原子力防災班	原子力防災室長		
防災班	防災課長		
消防班	消防課長		
環境生活部	【部長】環境生活部長 【副部長】環境生活部次長	環境生活政策班	環境生活政策課長
		脱炭素社会推進班	脱炭素社会推進課長
		廃棄物対策班	廃棄物対策課長
		環境管理班	環境管理課長
		県民生活班	県民生活課長
		私学振興・青少年班	私学振興・青少年課長
		人権施策推進班	人権施策推進課長
		統計班	統計課長
		文化創造班	文化創造課長
		文化伝承班	文化伝承課長

部名	部長、副部長担当職	班名	班長担当職
		文化祭総務企画班	文化祭総務企画課長
		清流の国ぎふ文化祭推進班	清流の国ぎふ文化祭推進課長
		全国高等学校総文祭推進班	全国高等学校総文祭推進課長
健康福祉部	【部長】健康福祉部長 【副部長】健康福祉部次長	健康福祉政策班	健康福祉政策課長
		医療整備班	医療整備課長
		国民健康保険班	国民健康保険課長
		医療福祉連携推進班	医療福祉連携推進課長
		保健医療班	保健医療課長
		感染症対策推進班	感染症対策推進課長
		感染症対策調整班	感染症対策調整課長
		生活衛生班	生活衛生課長
		薬務水道班	薬務水道課長
		地域福祉班	地域福祉課長
		高齢福祉班	高齢福祉課長
		障害福祉班	障害福祉課長
		男女共同参画・女性の活躍推進班	男女共同参画・女性の活躍推進課長
		子育て支援班	子育て支援課長
子ども家庭班	子ども家庭課長		
商工労働部	【部長】商工労働部長 【副部長】商工労働部次長	商工・エネルギー政策班	商工・エネルギー政策課長
		商業・金融班	商業・金融課長
		労働雇用班	労働雇用課長
		産業人材班	産業人材課長
		企業誘致班	企業誘致課長
		産業デジタル推進班	産業デジタル推進課長
		産業イノベーション推進班	産業イノベーション推進課長
		航空宇宙産業班	航空宇宙産業課長
		地域産業班	地域産業課長
県産品流通支援班	県産品流通支援課長		
観光国際部	【部長】観光国際部長 【副部長】観光国際部次長	観光国際政策班	観光国際政策課長
		観光資源活用班	観光資源活用課長
		観光誘客推進班	観光誘客推進課長
		国際交流班	国際交流課長
農政部	【部長】農政部長 【副部長】農政部次長	農政班	農政課長
		検査監督班	検査監督課長

部名	部長、副部長担当職	班名	班長担当職
		農産物流通班	農産物流通課長
		農業経営班	農業経営課長
		農産園芸班	農産園芸課長
		畜産振興班	畜産振興課長
		家畜防疫対策班	家畜防疫対策課長
		農村振興班	農村振興課長
		里川振興班	里川振興課長
		農地整備班	農地整備課長
林政部	【部長】 林政部長 【副部長】 林政部次長	林政班	林政課長
		森林活用推進班	森林活用推進課長
		県産材流通班	県産材流通課長
		森林経営班	森林経営課長
		森林保全班	森林保全課長
県土整備部	【部長】 県土整備部長 【副部長】 県土整備部次長	建設政策班	建設政策課長
		用地班	用地課長
		技術検査班	技術検査課長
		道路建設班	道路建設課長
		道路維持班	道路維持課長
		河川班	河川課長
		砂防班	砂防課長
都市建築部	【部長】 都市建築部長 【副部長】 都市建築部次長	都市政策班	都市政策課長
		都市整備班	都市整備課長
		下水道班	下水道課長
		建築指導班	建築指導課長
		公共建築班	公共建築課長
		住宅班	住宅課長
		水資源班	水資源課長
		水道企業班	水道企業課長
		都市公園班	都市公園課長
		公共交通班	公共交通課長
		リニア推進班	リニア推進課長
出納部	【部長】 会計管理者 【副部長】 出納事務局長	出納管理班	出納管理課長
教育部	【部長】 教育長 【副部長】 副教育長	教育総務班	教育総務課長
		義務教育班	義務教育課長
		高校教育班	高校教育課長
		特別支援教育班	特別支援教育課長
		教育研修班	教育研修課長

部名	部長、副部長担当職	班名	班長担当職
		体育健康班	体育健康課長
		学校安全班	学校安全課長
		教育管理班	教育管理課長
		教育財務班	教育財務課長
警察部	【部長】警察本部長 【副部長】警備部長、警務部長	警備総括班	警備部参事官 警備第二課長 警備第一課長
		総務総括班	総務室参事官兼総務課長 広報県民課長 会計課長 装備施設課長 情報管理課長
		警務総括班	警務部参事官兼警務課長 教養課長 厚生課長 監察課長 留置管理課長
		生活安全総括班	生活安全部参事官 生活安全総務課長 少年課長 生活環境課長
		地域総括班	地域部参事官 地域課長 通信指令課長
		刑事総括班	刑事部参事官 刑事総務課長 捜査第一課長 国際捜査課長
		交通総括班	交通部参事官 交通企画課長 交通指導課長 交通規制課長 運転免許課長

(2) 岐阜県災害対策本部 (県支部)

令和5年4月1日時点

班名	班長担当職
総務班	県事務所振興防災課長 岐阜地域防災対策監
税務班	県税事務所長 自動車税事務所長
保健班 (保健所が設置する保健班は、所管の保健所に置かれる事務所を含む。)	保健所長
農林班	農林事務所長
病虫害防除班	病虫害防除所長 (支所長を含む。)

家畜保健衛生班	家畜保健衛生所長
土木班	土木事務所長
岐阜駅周辺鉄道高架工事班	岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所長
リニア推進班	リニア推進事務所長
流域浄水班	浄水事務所長
建築班	建築事務所長
広域水道班	水道事務所長
教育班	教育事務所長
警察班	警察署長

《本編》

➤ 第1章 第4節 防災機関の業務大綱

S2-02-01-01 崩壊土砂流出危険地区一覧

箇所番号	所在地		面積 (ha)		保全対象			
	大字	字	集水域	危険地	人家数	公共施設	道路	
208	001	明世町月吉	正馬様	8.57	0.22	0		○
208	002	日吉町	鳥屋ヶ谷	15.68	0.38	8		○
208	003	日吉町	大平	31.32	0.22	25		○
208	004	山田町	上埜	16.79	0.7	55		○
208	005	山田町	今出洞	30.92	0.92	46		○
208	007	陶町大川	東釜	95.01	3.58	2		○
208	008	陶町大川	東釜	23.48	2.23	0		○
208	009	陶町大川	釜ノ洞	11.74	1.04	0		○
208	010	陶町大川	釜ノ洞	10.81	1.34	0		○
208	011	稲津町小里	宮ヶ根	5.3	0.11	26		○
208	012	稲津町萩原	コギ山	3.8	0.01	12		○
208	013	土岐町	仲ヶ平	25.43	1.2	15		○
208	014	陶町大川	上ノ洞	36.88	0.5	15		○
208	015	稲津町小里	川折	16.96	1.03	57	○	○
208	016	稲津町萩原	小松ヶ洞	12.84	0.22	34		○
208	017	稲津町萩原	小松ヶ洞	12.28	0.73	10		○
208	018	釜戸町	論栃	62.21	1.76	6		○
208	019	土岐町	諏訪洞	12.47	0.42	10		○
208	020	陶町水上	入ヶ洞	6.53	0.5	2	○	○
208	021	陶町大川	東釜	22.71	1.21	6		○
208	022	陶町大川	東釜	26.16	1.8	0		○
208	023	陶町大川	釜ノ洞	47.41	1.36	0		○
208	024	土岐町	大草	49.58	1.57	50		○
208	025	土岐町	上奥名	18.1	0.42	23		○
208	026	釜戸町	戸井ヶ沢	17.38	0.38	15		○
208	028	稲津町萩原	小松ヶ洞	23.49	1.35	0		○
208	029	稲津町萩原	小松ヶ洞	9.72	0.31	0		○
208	030	稲津町萩原	小松ヶ洞	26.55	0.73	0		○
208	031	釜戸町	西山	12.13	0.64	8		○
208	032	稲津町萩原	黒ノ田	40.14	1.97	6		○
208	033	稲津町萩原	黒ノ田	39.13	1.69	0		○
208	034	土岐町	南山	16.62	0.24	5		○
208	035	明世町戸狩	不動洞	11.42	0.48	11		○
208	036	釜戸町	中畑	3.22	0.12	10		○
208	037	陶町水上	梅ノ木	14.29	0.76	14		○
208	038	土岐町	上大月	29.52	1.25	0		○

箇所番号		所在地		面積 (ha)		保全対象		
		大字	字	集水域	危険地	人家数	公共施設	道路
208	039	釜戸町	神徳	12.16	0.71	9		○
208	041	明世町戸狩	井ノ洞	3.28	0.07	28		○
208	044	陶町大川	乱曾	7.41	0.13	0		○
208	045	釜戸町	石拾	8.62	0.19	5		○
208	046	釜戸町	八幡洞	6.63	0.04	12		○
208	047	土岐町	前山	3.59	0.32	2		○
208	048	釜戸町	七子	2.76	0.07	0		○
208	049	陶町大川	上ノ洞	34.31	2.56	4		○
208	050	陶町大川	東釜	11.76	1.15	3		○
208	051	明世町月吉	羽根洞	6.31	0.33	39		○
208	052	稲津町萩原	笹平	1.42	0	9		○
208	053	日吉町	南垣外	4.1	0.04	12		○
208	054	日吉町	小洞	6.48	1.2	5		○
208	055	山田町	下山田	0.77	0.14	1		○
208	056	山田町	山田	6.93	0.42	31		○
208	057	明世町山野内	大狭間	112.05	2.24	30	○	○
208	059	稲津町小里	五郎ヶ平	19.23	0.83	36		○
208	060	土岐町	南山	39.89	0.68	3		○
208	061	土岐町	蕨平	55.66	0.56	43		○
208	062	土岐町	検丈	16.71	0.27	24		○
208	063	土岐町	検丈	2.2	0.05	14		○
208	064	土岐町	笹山	6.29	0.1	26		○
208	066	土岐町	長倉	11.78	0.39	2		○
208	067	日吉町	杓掛	8.6	0.19	21		○
208	068	日吉町	道成	5.74	0	42		○
208	069	土岐町	下奥名	7.39	0.25	7		○
208	070	土岐町	イタチ洞	52.12	0.69	4		○
208	071	土岐町	中尾	44.7	0.67	0		○
208	073	小田町	上ノ平	3.6	0.03	11		○
208	074	小田町	上ノ平	4.76	0.07	3		○
208	075	小田町	柵宜洞	6.09	0.03	6		○
208	076	小田町	竜ヶ洞	6.18	0.05	10		○
208	077	山田町	堅岩	7.19	0.09	17		○
208	078	山田町	堅岩	4.19	0.06	18		○
208	079	釜戸町	戸井ヶ沢	16.23	0.32	77		○
208	080	釜戸町	大洞	11.46	0.22	7		○
208	081	釜戸町	川戸	2.48	0.04	8		○

箇所番号		所在地		面積 (ha)		保全対象		
		大字	字	集水域	危険地	人家数	公共施設	道路
208	082	釜戸町	論栃	20.61	0.28	10		○
208	083	釜戸町	丸山	22.98	0.3	0		○
208	084	釜戸町	西山	28.33	0.32	0		○
208	085	釜戸町	西山	117.12	1.18	15		○
208	086	土岐町	上垣内	6.39	0.1	2		○
208	087	土岐町	上垣内	37.72	0.75	2		○
208	088	稲津町萩原	長塚	34.41	0.34	18		○
208	089	稲津町小里	野ヶ坂	26.35	0.6	49		○
208	090	稲津町小里	宮ヶ根	7.6	0.55	8		○
208	091	稲津町小里	宮ヶ根	7.41	0.34	47		○
208	092	稲津町萩原	立若	13.35	0.26	22		○
208	093	稲津町萩原	立若	7.81	0.12	57		○
208	094	稲津町小里	前洞	9.21	0.23	60		○
208	095	稲津町小里	井ノ上	8.74	0.22	30		○
208	096	陶町水上	入ヶ洞	24.39	0.73	54		○
208	097	釜戸町	論栃	7.69	0.26	0		○
208	098	釜戸町	論栃	17.81	0.5	0		○
208	099	稲津町萩原	裏山	8.26	0.11	19		○
208	100	土岐町	笹山	11.18	0.5	0		○
208	101	稲津町小里	川折	41.9	0.9	45		○
208	102	土岐町	蛇抜	7.83	0.27	0		○
208	103	土岐町	上奥名	18.07	0.55	2		○
208	501	稲津町萩原	小松ヶ洞	94.9	1.93	3		○
208	502	土岐町	上ノ山	18.1	0.36	13		○
208	503	明世町月吉		4.66	0.17	33		○
208	504	日吉町	大地洞	17.46	0.31	11		○
208	505	稲津町小里		2.26	0.08	20	○	○
208	506	土岐町	下沢	3.92	0.15	18		○
208	507	土岐町		3.01	0.01	3		○
208	508	土岐町		5.52	0.15	0		○
208	509	土岐町		3.37	0.14	28		○
208	511	陶町大川		9.35	0.26	0		○
208	512	陶町大川	希望ヶ丘	2.07	0.06	0		○
208	513	山田町		4.77	0.29	49		○
208	515	日吉町		7.11	0.02	30		○
208	516	日吉町		2.78	0.06	28		○
208	517	土岐町		78.11	0.26	0		○

箇所番号		所在地		面積 (ha)		保全対象		
		大字	字	集水域	危険地	人家数	公共施設	道路
208	518	稲津町小里		6.66	0.16	1		○
208	519	稲津町小里		13.44	0.23	25		○
208	520	稲津町小里		5.12	0.25	23		○
208	521	稲津町小里		32.91	0.59	27		○
208	522	土岐町		15.31	0.34	5		○
208	523	土岐町		14.12	0.3	0		○
208	524	土岐町		2.94	0.06	3		○
208	525	土岐町		5.56	0.13	1		○
208	526	土岐町		2.46	0.12	8		○
208	527	土岐町		1.29	0.02	2		○
208	528	土岐町		11.27	0.16	35		○
208	529	土岐町		4.45	0.17	13		○
208	530	釜戸町		1.69	0.07	3		○
208	531	釜戸町		3.05	0.14	9		○
208	532	釜戸町		4.96	0.1	13		○
208	533	釜戸町		6.69	0.22	0		○
208	534	釜戸町	町屋	4.76	0.21	3		○
208	537	釜戸町		4.64	0.06	0		○
208	538	陶町水上		2.53	0.08	0		○
208	539	陶町水上		5.98	0.13	0		○
208	540	大湫町		7.9	0.2	8		○
208	542	釜戸町		18.69	0.37	0	○	○
208	543	釜戸町		12.56	0.35	4	○	○
208	544	釜戸町		2.39	0.04	1	○	○
208	545	陶町猿爪		15.84	0.52	0		○
208	549	日吉町	棚ノ木、常道平	3.44	0.01	51		○

平成 25 年 12 月末現在

《本編》

➤ 第 2 章 第 2 節 第 1 項 治山事業

S2-02-01-02 山腹崩壊危険区域一覧

箇所番号		所在地		面積 (ha)		保全対象		
		大字	字	調査地	危険地	人家数	公共施設	道路
208	001	陶町猿爪	留主入	6	1	58		○
208	002	稲津町	五郎平	7	7	45		○
208	003	稲津町	馬道峰	8	5	49		○
208	004	陶町水上	枳ヶ入	6	3	16		○
208	005	陶町大川	十三塚	2	2	5		○
208	006	陶町大川	上ノ洞	4	1	32		○
208	007	明世町月吉	清水洞	4	1	22		○
208	008	土岐町	桜堂	6	4	84	○	○
208	009	土岐町	市原	10	4	84		○
208	010	陶町大川	釜ノ洞	4	3	0		○
208	011	陶町大川	釜ノ洞	8	5	0		○
208	013	陶町大川	釜ノ洞	6	6	0		○
208	014	陶町大川	釜ノ洞	6	5	0		○
208	015	陶町大川	十三塚	6	6	39		○
208	016	明世町山野内	寺洞	10	5	111		○
208	017	陶町大川	釜ノ洞	13	8	47		○
208	018	陶町大川	十三塚	6	4	20		○
208	019	陶町大川	乱曾	8	3	44		○
208	020	陶町大川	十三塚	6	3	63		○
208	021	陶町水上	滝坂	5	4	94		○
208	022	陶町水上	梅ノ木	8	3	27		○
208	023	陶町水上	梅ノ木	12	3	52		○
208	024	陶町水上	西ヶ洞	8	2	133		○
208	025	土岐町	天徳	7	6	122	○	○
208	026	陶町大川	藤塚	10	5	31		○
208	027	陶町大川	藤塚	5	4	36		○
208	028	陶町水上	入ヶ洞	8	6	2		○
208	029	陶町水上	入ヶ洞	5	4	2		○
208	030	陶町水上	入ヶ洞	3	1	35		○
208	033	陶町大川	十三塚	1	0	5		○
208	034	釜戸町	城山	11	9	4		○
208	035	釜戸町	宿	1	1	10		○
208	036	明世町山野内	棒ヶ洞	5	3	44		○
208	037	日吉町	篠ヶ洞	4	2	12		○
208	501	日吉町	宿洞	4	0	11		○
208	504	明世町月吉		4	1	19		○

箇所番号		所在地		面積 (ha)		保全対象		
		大字	字	調査地	危険地	人家数	公共施設	道路
208	506	明世町月吉		3	1	0		○
208	507	明世町戸狩		5	2	2		○
208	508	日吉町		2	1	0		○
208	509	日吉町		1	0	0		○
208	510	土岐町		1	1	2		○
208	511	土岐町		3	1	10		○
208	512	土岐町		2	0	1		○
208	513	土岐町	下沢	6	2	2		○
208	514	土岐町		2	2	0		○
208	516	土岐町	南山	7	7	0		○
208	518	土岐町	益見	2	2	15		○
208	519	土岐町		1	1	25		○
208	520	稲津町萩原		1	1	11		○
208	521	小田町		2	2	18		○
208	522	山田町	上山田	1	0	22		○
208	523	山田町		1	0	13		○
208	524	山田町	上山田	2	0	10		○
208	525	釜戸町	公文垣内	2	0	5		○
208	526	釜戸町	公文垣内	2	2	0		○
208	527	釜戸町	洞田	2	1	0		○
208	528	釜戸町	町屋	2	1	0		○
208	529	釜戸町	神徳	4	4	3		○
208	530	釜戸町	上平	4	1	13		○
208	531	陶町大川	乱曾	2	1	14		○
208	533	陶町水上		1	1	4		○
208	535	土岐町	天徳	3	1	9		○
208	536	土岐町	木ノ暮	1	0	7		○
208	537	大湫町		4	4	7		○
208	538	土岐町	大洞	8	8	24	○	○
208	539	土岐町	丈山	1	0	7		○
208	540	日吉町	常柄	2	0	6		○

平成 25 年 12 月末現在

《本編》

➤ 第 2 章 第 2 節 第 1 項 治山事業

S2-02-03-01 土砂災害警戒区域一覧

令和5年4月1日時点

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名			土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字		区域の有無	区域の有無
1	土石流	羽根山沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
2	土石流	羽根洞	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
3	土石流	下祢宜ヶ洞	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
4	土石流	宮ノ洞	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
5	土石流	欠ノ洞	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
6	土石流	月吉1沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	
7	土石流	月吉2沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
8	土石流	月吉3沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	
9	土石流	月吉4沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	
10	土石流	月吉5沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
11	土石流	月吉6沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
12	土石流	月吉7沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
13	土石流	月吉洞田川	瑞浪市	明世町	月吉	○	
14	土石流	絹屋洞	瑞浪市	明世町	月吉	○	
15	土石流	小洞谷	瑞浪市	明世町	月吉	○	
16	土石流	上祢宜ヶ洞	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
17	土石流	正馬様1沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
18	土石流	正馬様2沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
19	土石流	正馬様3沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
20	土石流	正馬様4沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
21	土石流	正馬様5沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
22	土石流	正馬様6沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
23	土石流	正馬様7沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
24	土石流	清水洞	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
25	土石流	東高谷家沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
26	土石流	日吉洞	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
27	土石流	祢宜ヶ洞1沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
28	土石流	祢宜ヶ洞2沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	
29	土石流	祢宜ヶ洞3沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
30	土石流	祢宜ヶ洞4沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
31	土石流	立洞	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
32	土石流	柄石1沢	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
33	土石流	戸狩	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
34	土石流	井の洞谷	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
35	土石流	桂本洞	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
36	土石流	戸狩不動川	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
37	土石流	小狭間沢	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
38	土石流	大狭間1沢	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名			土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字		区域の有無	区域の有無
39	土石流	大狭間2沢	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
40	土石流	大狭間3沢	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
41	土石流	大狭間4沢	瑞浪市	明世町	戸狩	○	
42	土石流	大狭間5沢	瑞浪市	明世町	戸狩	○	
43	土石流	大狭間6沢	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
44	土石流	大狭間7沢	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
45	土石流	大狭間8沢	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
46	土石流	大狭間9沢	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
47	土石流	大狭間10沢	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
48	土石流	大狭間11沢	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
49	土石流	大洞	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
50	土石流	別荘洞	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
51	土石流	里畑洞	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
52	土石流	山野内1沢	瑞浪市	明世町	山野内	○	○
53	土石流	寺洞	瑞浪市	明世町	山野内	○	○
54	土石流	上寺洞	瑞浪市	明世町	山野内	○	○
55	土石流	南大狭間沢	瑞浪市	明世町	山野内	○	
56	土石流	片狭間沢	瑞浪市	明世町	山野内	○	○
57	土石流	棒ヶ洞	瑞浪市	明世町	山野内	○	
58	土石流	山野内2沢	瑞浪市	明世町	山野内	○	○
59	土石流	奥小屋	瑞浪市	稲津町	萩原	○	
60	土石流	奥小屋2	瑞浪市	稲津町	萩原	○	
61	土石流	笹平1沢	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
62	土石流	釜糠川上流	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
63	土石流	ヨリ上	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
64	土石流	一ツ橋沢	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
65	土石流	羽広川	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
66	土石流	下小里1沢	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
67	土石流	宮ノ洞谷	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
68	土石流	五斗代沢	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
69	土石流	五郎ヶ平沢	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
70	土石流	五郎ヶ平沢右支川	瑞浪市	稲津町	小里	○	
71	土石流	向原谷	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
72	土石流	細洞谷	瑞浪市	稲津町	小里	○	
73	土石流	産郷1沢	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
74	土石流	象ヶ平	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
75	土石流	城山川	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
76	土石流	城山沢	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
77	土石流	城山東沢1	瑞浪市	稲津町	小里	○	○

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名			土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字		区域の有無	区域の有無
78	土石流	城山東沢 2	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
79	土石流	城山東沢 3	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
80	土石流	城山東沢 4	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
81	土石流	城山東沢 5	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
82	土石流	西ガマ沢	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
83	土石流	西竈	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
84	土石流	川折 1 沢	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
85	土石流	川折 2 沢	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
86	土石流	川折 3 沢	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
87	土石流	川栃沢	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
88	土石流	前洞沢	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
89	土石流	長塚沢	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
90	土石流	立岩谷	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
91	土石流	椀田谷	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
92	土石流	中根 1 沢	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
93	土石流	白坂 1 沢	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
94	土石流	井ノ上 1 沢	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
95	土石流	池ノ表 1 沢	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
96	土石流	ナギ下 1 沢	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
97	土石流	河原 1 沢	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
98	土石流	笹平 2 沢	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
99	土石流	山畑上沢	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
100	土石流	山畑沢	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
101	土石流	山畑中沢	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
102	土石流	蛇抜沢川	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
103	土石流	小井戸 1 沢	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
104	土石流	小井戸沢	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
105	土石流	小滝沢	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
106	土石流	上人ヶ沢	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
107	土石流	上平川	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
108	土石流	水洗 1	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
109	土石流	水洗 2	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
110	土石流	水洗 3	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
111	土石流	西ヶ洞	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
112	土石流	大久手 3	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
113	土石流	大久手 4	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
114	土石流	中洞川	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
115	土石流	通り沢	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
116	土石流	東ヶ洞	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名			土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字		区域の有無	区域の有無
117	土石流	坊主ヶ入沢	瑞浪市	稲津町	萩原	○	
118	土石流	水洗 4	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
119	土石流	小田南 1 沢	瑞浪市	小田町	字賀久連	○	○
120	土石流	上ノ平洞	瑞浪市	小田町	字上ノ平	○	○
121	土石流	上ノ平 2 洞	瑞浪市	小田町	字上ノ平	○	
122	土石流	西洞	瑞浪市	小田町	字西洞	○	○
123	土石流	下呂沢	瑞浪市	小田町	字大洞	○	○
124	土石流	大洞 1 沢	瑞浪市	小田町	字大洞	○	○
125	土石流	大洞 2 沢	瑞浪市	小田町	字大洞	○	○
126	土石流	大洞 3 沢	瑞浪市	小田町	字大洞	○	○
127	土石流	大洞 4 沢	瑞浪市	小田町	字大洞	○	○
128	土石流	大洞 5 沢	瑞浪市	小田町	字大洞	○	○
129	土石流	東洞	瑞浪市	小田町	字東洞	○	○
130	土石流	祢宣洞	瑞浪市	小田町	字禰宜洞	○	○
131	土石流	平瀬 1 沢	瑞浪市	小田町	字平瀬	○	○
132	土石流	平瀬 2 沢	瑞浪市	小田町	字平瀬	○	
133	土石流	竜ヶ洞	瑞浪市	小田町	字竜ヶ洞	○	○
134	土石流	下大久後 1 沢	瑞浪市	釜戸町	下大久後	○	○
135	土石流	戸井ヶ 2 沢	瑞浪市	釜戸町	字井ヶ沢	○	○
136	土石流	笠ヶ平沢	瑞浪市	釜戸町	字笠ヶ平	○	○
137	土石流	小金沢	瑞浪市	釜戸町	字荊宿	○	○
138	土石流	洞山 3 沢	瑞浪市	釜戸町	字丸山	○	○
139	土石流	洞山 4 沢	瑞浪市	釜戸町	字丸山	○	○
140	土石流	洞山 5 沢	瑞浪市	釜戸町	字丸山	○	○
141	土石流	釜戸洞田川	瑞浪市	釜戸町	字岩倉	○	○
142	土石流	堂の庵沢	瑞浪市	釜戸町	字戸井ヶ沢	○	○
143	土石流	向田 1 沢	瑞浪市	釜戸町	字向田	○	○
144	土石流	向田 2 沢	瑞浪市	釜戸町	字向田	○	○
145	土石流	向田 3 沢	瑞浪市	釜戸町	字向田	○	○
146	土石流	朴の木洞沢	瑞浪市	釜戸町	字砂田	○	○
147	土石流	砂田 1 沢	瑞浪市	釜戸町	字砂田	○	○
148	土石流	戸井ヶ沢	瑞浪市	釜戸町	字上洞	○	○
149	土石流	上洞沢	瑞浪市	釜戸町	字上洞	○	○
150	土石流	神徳 2 沢	瑞浪市	釜戸町	字神徳	○	○
151	土石流	神徳 3 沢	瑞浪市	釜戸町	字神徳	○	○
152	土石流	神徳 4 沢	瑞浪市	釜戸町	字神徳	○	○
153	土石流	神徳川右支溪	瑞浪市	釜戸町	字神徳	○	○
154	土石流	神徳三の洞神徳川右支川	瑞浪市	釜戸町	字西山	○	
155	土石流	神徳 1 沢	瑞浪市	釜戸町	字石拾	○	○

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名		土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字	区域の有無	区域の有無
156	土石流	神徳5沢	瑞浪市	釜戸町 字石拾	○	○
157	土石流	石拾沢	瑞浪市	釜戸町 字石拾	○	
158	土石流	洞山6沢	瑞浪市	釜戸町 字石拾	○	○
159	土石流	洞山1沢	瑞浪市	釜戸町 字赤土	○	○
160	土石流	洞山2沢	瑞浪市	釜戸町 字赤土	○	○
161	土石流	赤土1沢	瑞浪市	釜戸町 字赤土	○	○
162	土石流	川戸1沢	瑞浪市	釜戸町 字川戸	○	○
163	土石流	川戸2沢	瑞浪市	釜戸町 字川戸	○	○
164	土石流	川戸3沢	瑞浪市	釜戸町 字川戸	○	○
165	土石流	川戸4沢	瑞浪市	釜戸町 字川戸	○	○
166	土石流	論栃4沢	瑞浪市	釜戸町 字川戸	○	○
167	土石流	矢部川	瑞浪市	釜戸町 字前山	○	○
168	土石流	川戸5沢	瑞浪市	釜戸町 字大洞	○	○
169	土石流	中沢2沢	瑞浪市	釜戸町 字大洞	○	○
170	土石流	中田	瑞浪市	釜戸町 字中田	○	○
171	土石流	中畑1沢	瑞浪市	釜戸町 字中畑	○	○
172	土石流	天猷寺沢	瑞浪市	釜戸町 字町屋	○	○
173	土石流	天徳川	瑞浪市	釜戸町 字天徳	○	○
174	土石流	釜戸不動川	瑞浪市	釜戸町 字裏山	○	○
175	土石流	御湯川	瑞浪市	釜戸町 字裏山	○	
176	土石流	説法川	瑞浪市	釜戸町 字裏山	○	
177	土石流	槇本川	瑞浪市	釜戸町 字裏山	○	
178	土石流	湯光院沢	瑞浪市	釜戸町 字論栃	○	
179	土石流	論栃1沢	瑞浪市	釜戸町 字論栃	○	○
180	土石流	論栃2沢	瑞浪市	釜戸町 字論栃	○	○
181	土石流	論栃3沢	瑞浪市	釜戸町 字論栃	○	○
182	土石流	小沢	瑞浪市	釜戸町 字論栃	○	○
183	土石流	中沢1沢	瑞浪市	釜戸町 字論栃	○	○
184	土石流	登洞沢	瑞浪市	釜戸町 字論栃	○	○
185	土石流	桜之木沢	瑞浪市	釜戸町 字櫻之木	○	○
186	土石流	櫻木1沢	瑞浪市	釜戸町 字櫻木	○	○
187	土石流	猿爪1沢	瑞浪市	陶町 猿爪	○	○
188	土石流	東町3沢	瑞浪市	陶町 猿爪	○	○
189	土石流	東町4沢	瑞浪市	陶町 猿爪	○	
190	土石流	旭町1沢	瑞浪市	陶町 猿爪	○	○
191	土石流	旭町2沢	瑞浪市	陶町 猿爪	○	○
192	土石流	旭町3沢	瑞浪市	陶町 猿爪	○	○
193	土石流	旭町4沢	瑞浪市	陶町 猿爪	○	○
194	土石流	猿爪2沢	瑞浪市	陶町 猿爪	○	

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名			土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字		区域の有無	区域の有無
195	土石流	宮町1沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
196	土石流	宮町2沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
197	土石流	宮町3沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
198	土石流	宮町4沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
199	土石流	宮町5沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
200	土石流	宮町6沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
201	土石流	宮町7沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
202	土石流	宮町8沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
203	土石流	宮町9沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	
204	土石流	宮町10沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	
205	土石流	境谷	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
206	土石流	西ヶ洞谷	瑞浪市	陶町	猿爪	○	
207	土石流	沢ノ尻1沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
208	土石流	沢ノ尻2沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	
209	土石流	沢ノ尻3沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
210	土石流	沢ノ尻4沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
211	土石流	沢ノ尻5沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
212	土石流	東町1沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
213	土石流	東町2沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	
214	土石流	東町5沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
215	土石流	梨ヶ根町1沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
216	土石流	梨ヶ根町2沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
217	土石流	梨ヶ根町3沢	瑞浪市	陶町	猿爪	○	
218	土石流	西ヶ洞2	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
219	土石流	中ノ草1	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
220	土石流	下久手沢	瑞浪市	陶町	水上	○	○
221	土石流	下久手2沢	瑞浪市	陶町	水上	○	○
222	土石流	下久手3沢	瑞浪市	陶町	水上	○	
223	土石流	学校前町1沢	瑞浪市	陶町	水上	○	○
224	土石流	学校前町2沢	瑞浪市	陶町	水上	○	○
225	土石流	向竈1沢	瑞浪市	陶町	水上	○	
226	土石流	向竈2沢	瑞浪市	陶町	水上	○	○
227	土石流	水上1沢	瑞浪市	陶町	水上	○	○
228	土石流	水上2沢	瑞浪市	陶町	水上	○	
229	土石流	水上3沢	瑞浪市	陶町	水上	○	○
230	土石流	水上川	瑞浪市	陶町	水上	○	○
231	土石流	滝坂沢	瑞浪市	陶町	水上	○	
232	土石流	田ノ尻1沢	瑞浪市	陶町	水上	○	○
233	土石流	栃ノ入川	瑞浪市	陶町	水上	○	

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名			土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字		区域の有無	区域の有無
234	土石流	栃ノ入川2沢	瑞浪市	陶町	水上	○	
235	土石流	梅ノ木1沢	瑞浪市	陶町	水上	○	
236	土石流	平谷	瑞浪市	陶町	水上	○	○
237	土石流	田ノ尻2沢	瑞浪市	陶町	水上	○	○
238	土石流	梅ノ木2沢	瑞浪市	陶町	水上	○	○
239	土石流	釜ノ洞	瑞浪市	陶町	大川	○	○
240	土石流	釜ノ洞1沢	瑞浪市	陶町	大川	○	
241	土石流	釜ノ洞2沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
242	土石流	釜ノ洞3沢	瑞浪市	陶町	大川	○	
243	土石流	釜ノ洞4沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
244	土石流	釜ノ洞5沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
245	土石流	釜ノ洞6沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
246	土石流	釜ノ洞7沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
247	土石流	釜ノ洞8沢	瑞浪市	陶町	大川	○	
248	土石流	釜ノ洞9沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
249	土石流	十三塚川	瑞浪市	陶町	大川	○	○
250	土石流	上ノ洞1沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
251	土石流	上ノ洞2沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
252	土石流	上ノ洞3沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
253	土石流	上ノ洞4沢	瑞浪市	陶町	大川	○	
254	土石流	上ノ洞5沢	瑞浪市	陶町	大川	○	
255	土石流	上ノ洞6沢	瑞浪市	陶町	大川	○	
256	土石流	上釜ノ洞	瑞浪市	陶町	大川	○	○
257	土石流	上辻1沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
258	土石流	大川1沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
259	土石流	藤塚1沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
260	土石流	藤塚2沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
261	土石流	藤塚3沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
262	土石流	藤塚谷	瑞浪市	陶町	大川	○	
263	土石流	乱曽1沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
264	土石流	乱曽4沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
265	土石流	乱曽5沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
266	土石流	乱曽6沢	瑞浪市	陶町	大川	○	
267	土石流	乱曽7沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
268	土石流	乱曽8沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
269	土石流	乱曽9沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
270	土石流	上辻3沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
271	土石流	乱曽3沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
272	土石流	乱曽2沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名			土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字		区域の有無	区域の有無
273	土石流	上辻2沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
274	土石流	十三塚1沢	瑞浪市	陶町	大川	○	○
275	土石流	イタチ沢	瑞浪市	土岐町	字イタチ洞	○	○
276	土石流	羽根川	瑞浪市	土岐町	字羽根	○	○
277	土石流	境川	瑞浪市	土岐町	字羽根	○	
278	土石流	桜堂2沢	瑞浪市	土岐町	字羽根	○	○
279	土石流	桜堂3沢	瑞浪市	土岐町	字羽根	○	○
280	土石流	下奥名沢	瑞浪市	土岐町	字下奥名	○	○
281	土石流	下奥名2沢	瑞浪市	土岐町	字下奥名	○	○
282	土石流	中町沢	瑞浪市	土岐町	字下町	○	○
283	土石流	東豆1沢	瑞浪市	土岐町	字丸山	○	○
284	土石流	東豆2沢	瑞浪市	土岐町	字丸山	○	○
285	土石流	猪ノ洞沢	瑞浪市	土岐町	字欠ノ洞	○	○
286	土石流	境川2沢	瑞浪市	土岐町	字検丈	○	○
287	土石流	平畑沢	瑞浪市	土岐町	字検丈	○	○
288	土石流	桜堂4沢	瑞浪市	土岐町	字桜堂	○	○
289	土石流	桜堂5沢	瑞浪市	土岐町	字桜堂	○	
290	土石流	桜堂6沢	瑞浪市	土岐町	字桜堂	○	○
291	土石流	桜堂7沢	瑞浪市	土岐町	字桜堂	○	○
292	土石流	桜堂1沢	瑞浪市	土岐町	字笹山	○	○
293	土石流	二之助沢	瑞浪市	土岐町	字三之助	○	○
294	土石流	益見1沢	瑞浪市	土岐町	字山口	○	
295	土石流	市原沢	瑞浪市	土岐町	字市原	○	○
296	土石流	沢尻谷	瑞浪市	土岐町	字市原	○	○
297	土石流	白山谷	瑞浪市	土岐町	字市原	○	○
298	土石流	検丈沢	瑞浪市	土岐町	字市原	○	
299	土石流	市原1沢	瑞浪市	土岐町	字志久多計	○	
300	土石流	寺屋敷沢	瑞浪市	土岐町	字寺屋敷	○	
301	土石流	順禮堂1沢	瑞浪市	土岐町	字順禮堂	○	○
302	土石流	滝刈沢	瑞浪市	土岐町	字上奥名	○	○
303	土石流	滝沢川	瑞浪市	土岐町	字上奥名	○	○
304	土石流	上奥名1沢	瑞浪市	土岐町	字上奥名	○	○
305	土石流	庵ノ入沢	瑞浪市	土岐町	字上垣内	○	○
306	土石流	井戸洞沢	瑞浪市	土岐町	字上垣内	○	○
307	土石流	檜ノ木沢	瑞浪市	土岐町	字上垣内	○	○
308	土石流	三本栃沢	瑞浪市	土岐町	字上垣内	○	○
309	土石流	大草川	瑞浪市	土岐町	字上垣内	○	○
310	土石流	松洞川	瑞浪市	土岐町	字上大月	○	○
311	土石流	上二ツ岩1沢	瑞浪市	土岐町	字上二ツ岩	○	○

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名			土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字		区域の有無	区域の有無
312	土石流	市原2沢	瑞浪市	土岐町	字丈山	○	○
313	土石流	市原3沢	瑞浪市	土岐町	字丈山	○	○
314	土石流	丈山沢	瑞浪市	土岐町	字丈山	○	○
315	土石流	豆沢川	瑞浪市	土岐町	字城山	○	
316	土石流	城山2沢	瑞浪市	土岐町	字城山	○	○
317	土石流	諏訪洞沢	瑞浪市	土岐町	字諏訪洞	○	○
318	土石流	西豆沢	瑞浪市	土岐町	字西豆沢	○	○
319	土石流	西豆1沢	瑞浪市	土岐町	字西豆沢	○	○
320	土石流	荘ヶ洞1沢	瑞浪市	土岐町	字荘ヶ洞	○	○
321	土石流	荘ヶ洞2沢	瑞浪市	土岐町	字荘ヶ洞	○	○
322	土石流	霜澤1沢	瑞浪市	土岐町	字霜澤	○	○
323	土石流	庄ヶ洞川	瑞浪市	土岐町	字太郎衛	○	
324	土石流	天徳1沢	瑞浪市	土岐町	字大洞	○	○
325	土石流	大洞6沢	瑞浪市	土岐町	字大洞	○	○
326	土石流	庄ヶ洞沢	瑞浪市	土岐町	字大平	○	○
327	土石流	大湫1	瑞浪市	土岐町	字大湫	○	○
328	土石流	大湫2	瑞浪市	土岐町	字大湫	○	○
329	土石流	段洞川	瑞浪市	土岐町	字段洞	○	○
330	土石流	荘ヶ洞3沢	瑞浪市	土岐町	字池ノ出口	○	○
331	土石流	根竹川	瑞浪市	土岐町	字中平	○	
332	土石流	花本川	瑞浪市	土岐町	字猪野	○	○
333	土石流	猪野沢	瑞浪市	土岐町	字猪野	○	○
334	土石流	兔洞	瑞浪市	土岐町	字兔洞	○	○
335	土石流	西豆2沢	瑞浪市	土岐町	字豆澤	○	○
336	土石流	木ノ暮1沢	瑞浪市	土岐町	字道上	○	○
337	土石流	鳶巣沢	瑞浪市	土岐町	字鳶ノ巣	○	○
338	土石流	南山1沢	瑞浪市	土岐町	字南山	○	○
339	土石流	南山2沢	瑞浪市	土岐町	字南山	○	○
340	土石流	上ノ山沢	瑞浪市	土岐町	字片平	○	○
341	土石流	下沢1沢	瑞浪市	土岐町	字野田	○	○
342	土石流	清水1沢	瑞浪市	土岐町	字裏花村	○	○
343	土石流	沢跨川	瑞浪市	土岐町	字蕨平	○	
344	土石流	堂ヶ洞沢	瑞浪市	日吉町	字羽根	○	○
345	土石流	鬼洞	瑞浪市	日吉町	字丑ヶ渕	○	○
346	土石流	松野2沢	瑞浪市	日吉町	字丑ヶ渕	○	
347	土石流	松野19沢	瑞浪市	日吉町	字丑ヶ渕	○	○
348	土石流	松野20沢	瑞浪市	日吉町	字丑ヶ渕	○	○
349	土石流	道北1沢	瑞浪市	日吉町	字丑ヶ渕	○	○
350	土石流	南垣外2沢	瑞浪市	日吉町	字円池寺	○	○

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名			土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字		区域の有無	区域の有無
351	土石流	半原1沢	瑞浪市	日吉町	字外田	○	○
352	土石流	道城洞	瑞浪市	日吉町	字崖田	○	
353	土石流	社別当1沢	瑞浪市	日吉町	字垣外	○	○
354	土石流	平岩2沢	瑞浪市	日吉町	字鴨ノ巢	○	○
355	土石流	平岩14沢	瑞浪市	日吉町	字鴨ノ巢	○	○
356	土石流	平岩7沢	瑞浪市	日吉町	字岩崎	○	○
357	土石流	深沢2沢	瑞浪市	日吉町	字貴船	○	○
358	土石流	深沢3沢	瑞浪市	日吉町	字貴船	○	○
359	土石流	平岩3沢	瑞浪市	日吉町	字吉原	○	○
360	土石流	南垣外4沢	瑞浪市	日吉町	字休場	○	
361	土石流	松野6沢	瑞浪市	日吉町	字郷上	○	○
362	土石流	松野8沢	瑞浪市	日吉町	字郷上	○	○
363	土石流	松野9沢	瑞浪市	日吉町	字郷上	○	○
364	土石流	松野10沢	瑞浪市	日吉町	字郷上	○	○
365	土石流	平岩1沢	瑞浪市	日吉町	字郷上	○	
366	土石流	平岩4沢	瑞浪市	日吉町	字郷上	○	
367	土石流	戸尻洞	瑞浪市	日吉町	字沓掛	○	
368	土石流	本郷11沢	瑞浪市	日吉町	字欠ノ下	○	○
369	土石流	本郷2沢	瑞浪市	日吉町	字戸尻	○	○
370	土石流	南垣外6沢	瑞浪市	日吉町	字向山	○	○
371	土石流	田高戸4沢	瑞浪市	日吉町	字高根	○	
372	土石流	平岩13沢	瑞浪市	日吉町	字高根	○	○
373	土石流	白倉13沢	瑞浪市	日吉町	字坂本	○	
374	土石流	深沢9沢	瑞浪市	日吉町	字山ノ田	○	○
375	土石流	田高戸1沢	瑞浪市	日吉町	字山ノ田	○	○
376	土石流	田高戸2沢	瑞浪市	日吉町	字山ノ田	○	○
377	土石流	田高戸3沢	瑞浪市	日吉町	字山ノ田	○	○
378	土石流	南垣外5沢	瑞浪市	日吉町	字山本	○	
379	土石流	平岩9沢	瑞浪市	日吉町	字寺裏	○	○
380	土石流	平岩10沢	瑞浪市	日吉町	字寺裏	○	○
381	土石流	平岩11沢	瑞浪市	日吉町	字寺裏	○	
382	土石流	平岩12沢	瑞浪市	日吉町	字寺裏	○	
383	土石流	深沢6沢	瑞浪市	日吉町	字篠ヶ洞	○	○
384	土石流	本郷7沢	瑞浪市	日吉町	字柴平	○	○
385	土石流	宿洞2沢	瑞浪市	日吉町	字宿洞	○	○
386	土石流	宿洞5沢	瑞浪市	日吉町	字宿洞	○	○
387	土石流	本郷1沢	瑞浪市	日吉町	字勝狭間	○	○
388	土石流	本郷3沢	瑞浪市	日吉町	字小塩	○	○
389	土石流	本郷6沢	瑞浪市	日吉町	字小塩	○	○

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名		土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字	区域の有無	区域の有無
390	土石流	白倉 2 0 沢	瑞浪市	日吉町 字小喜曾	○	○
391	土石流	本郷 1 0 沢	瑞浪市	日吉町 字小高	○	○
392	土石流	常柄 1 沢	瑞浪市	日吉町 字常道	○	○
393	土石流	常柄 3 沢	瑞浪市	日吉町 字常道	○	○
394	土石流	常柄 4 沢	瑞浪市	日吉町 字常道	○	○
395	土石流	常柄 1 0 沢	瑞浪市	日吉町 字常道	○	○
396	土石流	常柄 5 沢	瑞浪市	日吉町 字常道平	○	○
397	土石流	常柄 6 沢	瑞浪市	日吉町 字常道平	○	○
398	土石流	常柄 9 沢	瑞浪市	日吉町 字常道平	○	○
399	土石流	松野 1 2 沢	瑞浪市	日吉町 字西ヶ洞	○	○
400	土石流	松野 3 沢	瑞浪市	日吉町 字西山	○	○
401	土石流	松野 4 沢	瑞浪市	日吉町 字西山	○	○
402	土石流	松野 1 3 沢	瑞浪市	日吉町 字西山	○	○
403	土石流	松野 1 4 沢	瑞浪市	日吉町 字西山	○	○
404	土石流	松野 1 5 沢	瑞浪市	日吉町 字西山	○	○
405	土石流	松野 1 6 沢	瑞浪市	日吉町 字西山	○	○
406	土石流	松野 1 7 沢	瑞浪市	日吉町 字西山	○	○
407	土石流	松野 1 8 沢	瑞浪市	日吉町 字西山	○	○
408	土石流	常柄 2 沢	瑞浪市	日吉町 字西山	○	○
409	土石流	柄石 1 沢	瑞浪市	日吉町 字西山	○	○
410	土石流	柄石洞	瑞浪市	日吉町 字西柄石	○	○
411	土石流	南垣外 7 沢	瑞浪市	日吉町 字石神	○	○
412	土石流	深沢 7 沢	瑞浪市	日吉町 字切山	○	○
413	土石流	深沢 1 4 沢	瑞浪市	日吉町 字切山	○	○
414	土石流	深沢 1 5 沢	瑞浪市	日吉町 字切山	○	○
415	土石流	深沢 1 6 沢	瑞浪市	日吉町 字切山	○	○
416	土石流	白倉 1 2 沢	瑞浪市	日吉町 字千原	○	○
417	土石流	白倉 3 沢	瑞浪市	日吉町 字川原田	○	○
418	土石流	深沢 1 沢	瑞浪市	日吉町 字川平	○	○
419	土石流	黒洞	瑞浪市	日吉町 字祖師田	○	○
420	土石流	北野 1 沢	瑞浪市	日吉町 字太鷲	○	○
421	土石流	北野 2 沢	瑞浪市	日吉町 字太鷲	○	○
422	土石流	深沢 1 8 沢	瑞浪市	日吉町 字大越	○	○
423	土石流	深沢 8 沢	瑞浪市	日吉町 字大下	○	○
424	土石流	深沢 1 7 沢	瑞浪市	日吉町 字大洞	○	○
425	土石流	白倉 4 沢	瑞浪市	日吉町 字大敷	○	○
426	土石流	白倉 5 沢	瑞浪市	日吉町 字大敷	○	○
427	土石流	白倉 6 沢	瑞浪市	日吉町 字大敷	○	○
428	土石流	本郷 8 沢	瑞浪市	日吉町 字大平	○	○

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名			土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字		区域の有無	区域の有無
429	土石流	常柄7沢	瑞浪市	日吉町	字狸岩	○	○
430	土石流	常柄8沢	瑞浪市	日吉町	字狸岩	○	○
431	土石流	柄石2沢	瑞浪市	日吉町	字狸岩	○	
432	土石流	柄石3沢	瑞浪市	日吉町	字狸岩	○	○
433	土石流	柄石4沢	瑞浪市	日吉町	字狸岩	○	○
434	土石流	柄石5沢	瑞浪市	日吉町	字狸岩	○	○
435	土石流	柄石6沢	瑞浪市	日吉町	字狸岩	○	
436	土石流	深沢11沢	瑞浪市	日吉町	字炭焼	○	○
437	土石流	南垣外1沢	瑞浪市	日吉町	字中ノ平	○	○
438	土石流	宿2沢	瑞浪市	日吉町	字中向田	○	○
439	土石流	本郷4沢	瑞浪市	日吉町	字長根	○	○
440	土石流	本郷5沢	瑞浪市	日吉町	字長根	○	
441	土石流	松野5沢	瑞浪市	日吉町	字長作洞	○	○
442	土石流	白倉1沢	瑞浪市	日吉町	字鳥屋ヶ谷	○	
443	土石流	白倉18沢	瑞浪市	日吉町	字堤洞	○	○
444	土石流	白倉19沢	瑞浪市	日吉町	字堤洞	○	○
445	土石流	白倉沢	瑞浪市	日吉町	字東寺、字沢名、字堤洞	○	○
446	土石流	松野7沢	瑞浪市	日吉町	字湯平	○	○
447	土石流	松野11沢	瑞浪市	日吉町	字湯平	○	○
448	土石流	北野3沢	瑞浪市	日吉町	字藤垣外	○	
449	土石流	北野6沢	瑞浪市	日吉町	字藤垣外	○	○
450	土石流	社別当3沢	瑞浪市	日吉町	字藤並	○	○
451	土石流	南垣外3沢	瑞浪市	日吉町	字洞	○	○
452	土石流	上川	瑞浪市	日吉町	字洞田	○	○
453	土石流	半原3沢	瑞浪市	日吉町	字洞田	○	○
454	土石流	羽根垣外洞	瑞浪市	日吉町	字洞畑	○	○
455	土石流	白倉21沢	瑞浪市	日吉町	字道城	○	
456	土石流	松野1沢	瑞浪市	日吉町	字道北	○	○
457	土石流	宿1沢	瑞浪市	日吉町	字峠坂	○	○
458	土石流	宿洞1沢	瑞浪市	日吉町	字薙ノ尻	○	○
459	土石流	増福寺沢	瑞浪市	日吉町	字南垣外	○	
460	土石流	白倉22沢	瑞浪市	日吉町	字南垣外	○	○
461	土石流	深沢13沢	瑞浪市	日吉町	字日蔭	○	
462	土石流	深沢4沢	瑞浪市	日吉町	字日向	○	○
463	土石流	深沢10沢	瑞浪市	日吉町	字日向	○	○
464	土石流	本郷9沢	瑞浪市	日吉町	字泊り	○	○
465	土石流	北野4沢	瑞浪市	日吉町	字白下	○	
466	土石流	北野5沢	瑞浪市	日吉町	字白下	○	○
467	土石流	白倉7沢	瑞浪市	日吉町	字飛田	○	

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名			土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字		区域の有無	区域の有無
470	土石流	白倉 2 沢	瑞浪市	日吉町	字蛭子	○	○
469	土石流	平岩 8 沢	瑞浪市	日吉町	字平岩	○	○
470	土石流	平岩 5 沢	瑞浪市	日吉町	字平尾	○	
471	土石流	平岩 6 沢	瑞浪市	日吉町	字平尾	○	○
472	土石流	深沢 5 沢	瑞浪市	日吉町	字北堂ヶ洞	○	
473	土石流	白倉 9 沢	瑞浪市	日吉町	字本林	○	○
474	土石流	白倉 1 0 沢	瑞浪市	日吉町	字本林	○	○
475	土石流	白倉 1 1 沢	瑞浪市	日吉町	字本林	○	
476	土石流	白倉 1 4 沢	瑞浪市	日吉町	字本林	○	○
477	土石流	半原 2 沢	瑞浪市	日吉町	字霧ヶ洞	○	○
478	土石流	社別当 2 沢	瑞浪市	日吉町	字野田	○	○
479	土石流	深沢 1 2 沢	瑞浪市	日吉町	字夕立	○	○
480	土石流	宿洞 3 沢	瑞浪市	日吉町	字蕨坂	○	
481	土石流	宿洞 4 沢	瑞浪市	日吉町	字蕨坂	○	
482	土石流	白倉 8 沢	瑞浪市	日吉町	字羽ノ木	○	○
483	土石流	横ヶ洞	瑞浪市	明賀台	1 丁目	○	
484	土石流	益ヶ洞 1 沢	瑞浪市	山田町	字益ヶ洞	○	○
485	土石流	井ノ沢洞	瑞浪市	山田町	字堅岩	○	○
486	土石流	長見寺洞	瑞浪市	山田町	字坂下	○	○
487	土石流	蝮洞	瑞浪市	山田町	字山本	○	○
488	土石流	山本 1 沢	瑞浪市	山田町	字山本	○	
489	土石流	上柵洞万尺川	瑞浪市	山田町	字上柵	○	○
490	土石流	万尺川	瑞浪市	山田町	字上柵	○	○
491	土石流	深山沢	瑞浪市	山田町	字深山洞	○	○
492	土石流	水洞 1 沢	瑞浪市	山田町	字水洞	○	○
493	土石流	水洞 2 沢	瑞浪市	山田町	字水洞	○	○
494	土石流	明賀洞	瑞浪市	山田町	字横ヶ洞	○	○
495	急傾斜地の崩壊	あけよ温泉	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
496	急傾斜地の崩壊	堀田片狭間	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
497	急傾斜地の崩壊	堀田片狭間 2	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
498	急傾斜地の崩壊	月吉	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
499	急傾斜地の崩壊	月吉 5	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
500	急傾斜地の崩壊	月吉小洞	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
501	急傾斜地の崩壊	月吉森下	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
502	急傾斜地の崩壊	絹屋 1	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
503	急傾斜地の崩壊	小洞 1	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
504	急傾斜地の崩壊	宮ノ洞 1	瑞浪市	明世町	月吉	○	○
505	急傾斜地の崩壊	陶磁資料館北 1	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
506	急傾斜地の崩壊	陶磁資料館北 2	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名			土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字		区域の有無	区域の有無
507	急傾斜地の崩壊	狭間溜池	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
508	急傾斜地の崩壊	戸狩1	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
509	急傾斜地の崩壊	戸狩2	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
510	急傾斜地の崩壊	戸狩3	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
511	急傾斜地の崩壊	戸狩桂本1	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
512	急傾斜地の崩壊	戸狩桂本2	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
513	急傾斜地の崩壊	水の木2	瑞浪市	明世町	戸狩	○	○
514	急傾斜地の崩壊	陶磁資料館	瑞浪市	明世町	山野内	○	○
515	急傾斜地の崩壊	山野内	瑞浪市	明世町	山野内	○	○
516	急傾斜地の崩壊	山野内2	瑞浪市	明世町	山野内	○	○
517	急傾斜地の崩壊	大狭間1	瑞浪市	明世町	山野内	○	○
518	急傾斜地の崩壊	向山	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
519	急傾斜地の崩壊	向山2	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
520	急傾斜地の崩壊	羽広	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
521	急傾斜地の崩壊	羽広2	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
522	急傾斜地の崩壊	宮の下	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
523	急傾斜地の崩壊	山ノ田	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
524	急傾斜地の崩壊	山ノ田2	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
525	急傾斜地の崩壊	山ノ田3	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
526	急傾斜地の崩壊	山ノ田4	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
527	急傾斜地の崩壊	小里団地	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
528	急傾斜地の崩壊	小里平岩	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
529	急傾斜地の崩壊	象ヶ平1	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
530	急傾斜地の崩壊	象ヶ平2	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
531	急傾斜地の崩壊	須の宮	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
532	急傾斜地の崩壊	川折1	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
533	急傾斜地の崩壊	川折2	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
534	急傾斜地の崩壊	川折4	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
535	急傾斜地の崩壊	川折西竈	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
536	急傾斜地の崩壊	大蔵寺	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
537	急傾斜地の崩壊	棚田山	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
538	急傾斜地の崩壊	馬道ヶ峰	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
539	急傾斜地の崩壊	平岩	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
540	急傾斜地の崩壊	馬道ヶ峰東	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
541	急傾斜地の崩壊	小井戸	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
542	急傾斜地の崩壊	清水垣外	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
543	急傾斜地の崩壊	河原	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
544	急傾斜地の崩壊	萩原2	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
545	急傾斜地の崩壊	萩原上平	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名			土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字		区域の有無	区域の有無
546	急傾斜地の崩壊	斧池	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
547	急傾斜地の崩壊	斧池 2	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
548	急傾斜地の崩壊	斧池 3	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
549	急傾斜地の崩壊	斧池 4	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
550	急傾斜地の崩壊	萩原 3	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
551	急傾斜地の崩壊	笹平	瑞浪市	稲津町	萩原	○	○
552	急傾斜地の崩壊	中根 1	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
553	急傾斜地の崩壊	池ノ表 1	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
554	急傾斜地の崩壊	河岸 1	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
555	急傾斜地の崩壊	ノガ坂 1	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
556	急傾斜地の崩壊	宮ヶ根 1	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
557	急傾斜地の崩壊	鹿飛 1	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
558	急傾斜地の崩壊	西竈 1	瑞浪市	稲津町	小里	○	○
559	急傾斜地の崩壊	益見	瑞浪市	上平町	2丁目	○	○
560	急傾斜地の崩壊	北	瑞浪市	大湫町	字向山	○	○
561	急傾斜地の崩壊	深山	瑞浪市	大湫町	字鴻ノ巣	○	○
562	急傾斜地の崩壊	西	瑞浪市	大湫町	字小牧山	○	○
563	急傾斜地の崩壊	大湫	瑞浪市	大湫町	字町	○	○
564	急傾斜地の崩壊	土橋	瑞浪市	大湫町	字土橋	○	○
565	急傾斜地の崩壊	洞畑 1	瑞浪市	大湫町	字洞畑	○	○
566	急傾斜地の崩壊	小田南	瑞浪市	小田町	字七度口	○	○
567	急傾斜地の崩壊	上之平	瑞浪市	小田町	字上之平	○	○
568	急傾斜地の崩壊	小田町	瑞浪市	小田町	字上野	○	○
569	急傾斜地の崩壊	馬瀬口 1	瑞浪市	小田町	字馬瀬口	○	○
570	急傾斜地の崩壊	平瀬	瑞浪市	小田町	字平瀬	○	○
571	急傾斜地の崩壊	丸山	瑞浪市	釜戸町	字石拾	○	○
572	急傾斜地の崩壊	神徳 3	瑞浪市	釜戸町	字石拾	○	○
573	急傾斜地の崩壊	石拾	瑞浪市	釜戸町	字石拾	○	○
574	急傾斜地の崩壊	石拾 1	瑞浪市	釜戸町	字石拾	○	○
575	急傾斜地の崩壊	石拾 2	瑞浪市	釜戸町	字石拾	○	○
576	急傾斜地の崩壊	石拾 3	瑞浪市	釜戸町	字石拾	○	○
577	急傾斜地の崩壊	石拾 4	瑞浪市	釜戸町	字石拾	○	○
578	急傾斜地の崩壊	洞山 1	瑞浪市	釜戸町	字石拾	○	○
579	急傾斜地の崩壊	洞山 3	瑞浪市	釜戸町	字石拾	○	○
580	急傾斜地の崩壊	川戸	瑞浪市	釜戸町	字大洞	○	○
581	急傾斜地の崩壊	川戸 2	瑞浪市	釜戸町	字大洞	○	○
582	急傾斜地の崩壊	川戸 3	瑞浪市	釜戸町	字大洞	○	○
583	急傾斜地の崩壊	川戸 4	瑞浪市	釜戸町	字大洞	○	○
584	急傾斜地の崩壊	萩原	瑞浪市	釜戸町	字萩原	○	○

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名		土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字	区域の有無	区域の有無
585	急傾斜地の崩壊	東大島	瑞浪市	釜戸町 字荊宿	○	○
586	急傾斜地の崩壊	神徳4	瑞浪市	釜戸町 字丸山	○	○
587	急傾斜地の崩壊	洞山2	瑞浪市	釜戸町 字丸山	○	○
588	急傾斜地の崩壊	西大島	瑞浪市	釜戸町 字吉原	○	○
589	急傾斜地の崩壊	広畑1	瑞浪市	釜戸町 字広畑	○	○
590	急傾斜地の崩壊	上手	瑞浪市	釜戸町 字砂田	○	○
591	急傾斜地の崩壊	町屋	瑞浪市	釜戸町 字芝原	○	○
592	急傾斜地の崩壊	上切1	瑞浪市	釜戸町 字上切	○	○
593	急傾斜地の崩壊	大久後	瑞浪市	釜戸町 字上大久後	○	○
594	急傾斜地の崩壊	辰吟2	瑞浪市	釜戸町 字城山	○	○
595	急傾斜地の崩壊	森前1	瑞浪市	釜戸町 字森前	○	○
596	急傾斜地の崩壊	神徳	瑞浪市	釜戸町 字神徳	○	○
597	急傾斜地の崩壊	神徳5	瑞浪市	釜戸町 字神徳	○	○
598	急傾斜地の崩壊	釜戸西山1	瑞浪市	釜戸町 字西山	○	○
599	急傾斜地の崩壊	釜戸西山2	瑞浪市	釜戸町 字西山	○	○
600	急傾斜地の崩壊	釜戸西山3	瑞浪市	釜戸町 字西山	○	○
601	急傾斜地の崩壊	神徳6	瑞浪市	釜戸町 字西山	○	○
602	急傾斜地の崩壊	西平1	瑞浪市	釜戸町 字西平	○	○
603	急傾斜地の崩壊	川戸5	瑞浪市	釜戸町 字川戸	○	○
604	急傾斜地の崩壊	川戸6	瑞浪市	釜戸町 字川戸	○	○
605	急傾斜地の崩壊	川戸7	瑞浪市	釜戸町 字川戸	○	○
606	急傾斜地の崩壊	川戸8	瑞浪市	釜戸町 字川戸	○	○
607	急傾斜地の崩壊	川戸9	瑞浪市	釜戸町 字川戸	○	○
608	急傾斜地の崩壊	川戸10	瑞浪市	釜戸町 字川戸	○	○
609	急傾斜地の崩壊	上平2	瑞浪市	釜戸町 字大洞	○	○
610	急傾斜地の崩壊	上平3	瑞浪市	釜戸町 字大洞	○	○
611	急傾斜地の崩壊	上平4	瑞浪市	釜戸町 字大洞	○	○
612	急傾斜地の崩壊	中大島	瑞浪市	釜戸町 字中畑	○	○
613	急傾斜地の崩壊	中大島2	瑞浪市	釜戸町 字中畑	○	○
614	急傾斜地の崩壊	中大島3	瑞浪市	釜戸町 字中畑	○	○
615	急傾斜地の崩壊	中畑	瑞浪市	釜戸町 字中畑	○	○
616	急傾斜地の崩壊	竜吟	瑞浪市	釜戸町 字洞田	○	○
617	急傾斜地の崩壊	上平	瑞浪市	釜戸町 字道上	○	○
618	急傾斜地の崩壊	辰吟1	瑞浪市	釜戸町 字裏山	○	○
619	急傾斜地の崩壊	辰吟3	瑞浪市	釜戸町 字裏山	○	○
620	急傾斜地の崩壊	神徳停車場1	瑞浪市	釜戸町 字論栃	○	○
621	急傾斜地の崩壊	神徳停車場2	瑞浪市	釜戸町 字論栃	○	○
622	急傾斜地の崩壊	石拾停車場	瑞浪市	釜戸町 字論栃	○	○
623	急傾斜地の崩壊	論栃	瑞浪市	釜戸町 字論栃	○	○

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名		土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)	
			市町村	大字、字	区域の有無	区域の有無	
624	急傾斜地の崩壊	論析 2	瑞浪市	釜戸町	字論析	○	○
625	急傾斜地の崩壊	論析 3	瑞浪市	釜戸町	字論析	○	○
626	急傾斜地の崩壊	論析 4	瑞浪市	釜戸町	字論析	○	○
627	急傾斜地の崩壊	論析 5	瑞浪市	釜戸町	字論析	○	○
628	急傾斜地の崩壊	論析 6	瑞浪市	釜戸町	字論析	○	○
629	急傾斜地の崩壊	北小田町 4 丁目	瑞浪市	北小田町	4 丁目	○	○
630	急傾斜地の崩壊	中ノ草	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
631	急傾斜地の崩壊	梨ヶ根稲荷	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
632	急傾斜地の崩壊	梨ヶ根稲荷 2	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
633	急傾斜地の崩壊	愛宕神社	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
634	急傾斜地の崩壊	旭町	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
635	急傾斜地の崩壊	猿爪 1	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
636	急傾斜地の崩壊	猿爪下山南	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
637	急傾斜地の崩壊	猿爪下山北	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
638	急傾斜地の崩壊	陶関屋	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
639	急傾斜地の崩壊	陶関屋第二	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
640	急傾斜地の崩壊	関屋 3	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
641	急傾斜地の崩壊	細久手	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
642	急傾斜地の崩壊	西ヶ洞	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
643	急傾斜地の崩壊	沢ノ尻	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
644	急傾斜地の崩壊	宝昌寺	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
645	急傾斜地の崩壊	留主ヶ入 1	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
646	急傾斜地の崩壊	留主ヶ入 2	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
647	急傾斜地の崩壊	留主ヶ入 3	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
648	急傾斜地の崩壊	平 2	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
649	急傾斜地の崩壊	猿爪 2	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
650	急傾斜地の崩壊	猿爪 3	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
651	急傾斜地の崩壊	細久手 2	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
652	急傾斜地の崩壊	細久手 3	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
653	急傾斜地の崩壊	細久手 4	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
654	急傾斜地の崩壊	細久手 5	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
655	急傾斜地の崩壊	沢ノ尻 2	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
656	急傾斜地の崩壊	留主ヶ入 4	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
657	急傾斜地の崩壊	井ノ平 1	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
658	急傾斜地の崩壊	細久手 6	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
659	急傾斜地の崩壊	細久手 7	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
660	急傾斜地の崩壊	猿爪 1 3	瑞浪市	陶町	猿爪	○	○
661	急傾斜地の崩壊	陶小学校	瑞浪市	陶町	水上	○	○
662	急傾斜地の崩壊	市場 3	瑞浪市	陶町	水上	○	○

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名			土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字		区域の有無	区域の有無
663	急傾斜地の崩壊	城戸	瑞浪市	陶町	水上	○	○
664	急傾斜地の崩壊	水上2	瑞浪市	陶町	水上	○	○
665	急傾斜地の崩壊	水上川	瑞浪市	陶町	水上	○	○
666	急傾斜地の崩壊	平1	瑞浪市	陶町	水上	○	○
667	急傾斜地の崩壊	平3	瑞浪市	陶町	水上	○	○
668	急傾斜地の崩壊	栃ノ入1	瑞浪市	陶町	水上	○	○
669	急傾斜地の崩壊	栃ノ入2	瑞浪市	陶町	水上	○	○
670	急傾斜地の崩壊	栃ノ入3	瑞浪市	陶町	水上	○	○
671	急傾斜地の崩壊	平4	瑞浪市	陶町	水上	○	○
672	急傾斜地の崩壊	梅ノ木1	瑞浪市	陶町	水上	○	○
673	急傾斜地の崩壊	入ヶ洞1	瑞浪市	陶町	水上	○	○
674	急傾斜地の崩壊	十三塚	瑞浪市	陶町	大川	○	○
675	急傾斜地の崩壊	大川6	瑞浪市	陶町	大川	○	○
676	急傾斜地の崩壊	大川入ヶ洞	瑞浪市	陶町	大川	○	○
677	急傾斜地の崩壊	東釜	瑞浪市	陶町	大川	○	○
678	急傾斜地の崩壊	東釜南	瑞浪市	陶町	大川	○	○
679	急傾斜地の崩壊	道上	瑞浪市	陶町	大川	○	○
680	急傾斜地の崩壊	乱曾	瑞浪市	陶町	大川	○	○
681	急傾斜地の崩壊	十三塚2	瑞浪市	陶町	大川	○	○
682	急傾斜地の崩壊	樽上1	瑞浪市	樽上町	1丁目	○	○
683	急傾斜地の崩壊	樽上2	瑞浪市	樽上町	1丁目	○	○
684	急傾斜地の崩壊	河塚1	瑞浪市	寺河戸町	字河塚	○	○
685	急傾斜地の崩壊	天徳2	瑞浪市	土岐町	字イタチ洞	○	○
686	急傾斜地の崩壊	稲葉1	瑞浪市	土岐町	字稲葉	○	○
687	急傾斜地の崩壊	羽根1	瑞浪市	土岐町	字羽根	○	○
688	急傾斜地の崩壊	羽根2	瑞浪市	土岐町	字羽根	○	○
689	急傾斜地の崩壊	木ノ暮1	瑞浪市	土岐町	字丸山	○	○
690	急傾斜地の崩壊	桜堂5	瑞浪市	土岐町	字岩鼻	○	○
691	急傾斜地の崩壊	桜堂4	瑞浪市	土岐町	字桜堂	○	○
692	急傾斜地の崩壊	桜堂3	瑞浪市	土岐町	字笹山	○	○
693	急傾斜地の崩壊	寺沢川	瑞浪市	土岐町	字笹山	○	○
694	急傾斜地の崩壊	市原2	瑞浪市	土岐町	字市原	○	○
695	急傾斜地の崩壊	大通	瑞浪市	土岐町	字市原	○	○
696	急傾斜地の崩壊	市原6	瑞浪市	土岐町	字市原	○	○
697	急傾斜地の崩壊	市原3	瑞浪市	土岐町	字志久多計	○	○
698	急傾斜地の崩壊	寺屋敷1	瑞浪市	土岐町	字寺屋敷	○	○
699	急傾斜地の崩壊	桜堂根竹	瑞浪市	土岐町	字順禮堂	○	○
700	急傾斜地の崩壊	奥名2	瑞浪市	土岐町	字上奥名	○	○
701	急傾斜地の崩壊	清水2	瑞浪市	土岐町	字上大月	○	○

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名			土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字		区域の有無	区域の有無
702	急傾斜地の崩壊	大月 2	瑞浪市	土岐町	字上大月	○	○
703	急傾斜地の崩壊	市原 4	瑞浪市	土岐町	字丈山	○	○
704	急傾斜地の崩壊	市原 5	瑞浪市	土岐町	字丈山	○	○
705	急傾斜地の崩壊	南山	瑞浪市	土岐町	字丈山	○	○
706	急傾斜地の崩壊	水の木	瑞浪市	土岐町	字水之木	○	○
707	急傾斜地の崩壊	清水	瑞浪市	土岐町	字清水	○	○
708	急傾斜地の崩壊	木ノ暮 2	瑞浪市	土岐町	字西豆沢	○	○
709	急傾斜地の崩壊	庄ヶ洞	瑞浪市	土岐町	字荘ヶ洞	○	○
710	急傾斜地の崩壊	下沢	瑞浪市	土岐町	字霜澤	○	○
711	急傾斜地の崩壊	霜澤 1	瑞浪市	土岐町	字霜澤	○	○
712	急傾斜地の崩壊	天徳大洞	瑞浪市	土岐町	字大洞	○	○
713	急傾斜地の崩壊	仲ヶ平 1	瑞浪市	土岐町	字仲ヶ平	○	○
714	急傾斜地の崩壊	鶴城団地	瑞浪市	土岐町	字猪野	○	○
715	急傾斜地の崩壊	市原	瑞浪市	土岐町	字南山	○	○
716	急傾斜地の崩壊	大久手	瑞浪市	土岐町	字南山	○	○
717	急傾斜地の崩壊	奥名 1	瑞浪市	土岐町	字南半入道	○	○
718	急傾斜地の崩壊	平畑	瑞浪市	土岐町	字平畑	○	○
719	急傾斜地の崩壊	市原台団地	瑞浪市	土岐町	字平畑	○	○
720	急傾斜地の崩壊	大月 1	瑞浪市	土岐町	字裏花村	○	○
721	急傾斜地の崩壊	立町 1	瑞浪市	土岐町	字立町	○	○
722	急傾斜地の崩壊	仲ヶ平 2	瑞浪市	土岐町	字屏風山	○	○
723	急傾斜地の崩壊	土岐町	瑞浪市	土岐町		○	○
724	急傾斜地の崩壊	西小田町 3 丁目	瑞浪市	西小田町	3 丁目	○	○
725	急傾斜地の崩壊	三和の郷	瑞浪市	日吉町	字芦俣	○	○
726	急傾斜地の崩壊	丑ヶ渕 1	瑞浪市	日吉町	字丑ヶ渕	○	○
727	急傾斜地の崩壊	丑ヶ渕 2	瑞浪市	日吉町	字丑ヶ渕	○	○
728	急傾斜地の崩壊	西山	瑞浪市	日吉町	字丑ヶ渕	○	○
729	急傾斜地の崩壊	松野 3	瑞浪市	日吉町	字丑ヶ渕	○	○
730	急傾斜地の崩壊	道北	瑞浪市	日吉町	字丑ヶ渕	○	○
731	急傾斜地の崩壊	南垣外 2	瑞浪市	日吉町	字円池寺	○	○
732	急傾斜地の崩壊	横縄 1	瑞浪市	日吉町	字横縄	○	○
733	急傾斜地の崩壊	白倉	瑞浪市	日吉町	字崖田	○	○
734	急傾斜地の崩壊	白倉梅田 1	瑞浪市	日吉町	字崖田	○	○
735	急傾斜地の崩壊	白倉梅田 2	瑞浪市	日吉町	字崖田	○	○
736	急傾斜地の崩壊	垣外 1	瑞浪市	日吉町	字垣外	○	○
737	急傾斜地の崩壊	鴨ノ巣 1	瑞浪市	日吉町	字鴨ノ巣	○	○
738	急傾斜地の崩壊	深沢 1 1	瑞浪市	日吉町	字貴船	○	○
739	急傾斜地の崩壊	吉原 1	瑞浪市	日吉町	字吉原	○	○
740	急傾斜地の崩壊	白倉広見 2	瑞浪市	日吉町	字久保屋	○	○

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名		土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字	区域の有無	区域の有無
741	急傾斜地の崩壊	白倉広見 4	瑞浪市	日吉町 字久保屋	○	○
742	急傾斜地の崩壊	久保屋 1	瑞浪市	日吉町 字久保屋	○	○
743	急傾斜地の崩壊	芹生田 2	瑞浪市	日吉町 字芹生田	○	○
744	急傾斜地の崩壊	本郷戸尻境 2	瑞浪市	日吉町 字沓掛	○	○
745	急傾斜地の崩壊	本郷 5	瑞浪市	日吉町 字欠ノ下	○	○
746	急傾斜地の崩壊	本郷戸尻境 1	瑞浪市	日吉町 字戸尻	○	○
747	急傾斜地の崩壊	本郷戸尻境 3	瑞浪市	日吉町 字戸尻	○	○
748	急傾斜地の崩壊	生平	瑞浪市	日吉町 字菰湫	○	○
749	急傾斜地の崩壊	白倉広見 1	瑞浪市	日吉町 字広見	○	○
750	急傾斜地の崩壊	日吉平岩 1	瑞浪市	日吉町 字高岩巢	○	○
751	急傾斜地の崩壊	平岩 3	瑞浪市	日吉町 字高岩巢	○	○
752	急傾斜地の崩壊	平岩 5	瑞浪市	日吉町 字高根	○	○
753	急傾斜地の崩壊	町屋	瑞浪市	日吉町 字紙谷	○	○
754	急傾斜地の崩壊	深沢 2	瑞浪市	日吉町 字篠ヶ洞	○	○
755	急傾斜地の崩壊	柴原 1	瑞浪市	日吉町 字柴原	○	○
756	急傾斜地の崩壊	日吉大橋東	瑞浪市	日吉町 字柴平	○	○
757	急傾斜地の崩壊	宿洞 2	瑞浪市	日吉町 字宿洞	○	○
758	急傾斜地の崩壊	小洞 1	瑞浪市	日吉町 字小洞	○	○
759	急傾斜地の崩壊	本郷 2	瑞浪市	日吉町 字松本	○	○
760	急傾斜地の崩壊	常道 1	瑞浪市	日吉町 字常道	○	○
761	急傾斜地の崩壊	本郷	瑞浪市	日吉町 字森ノ腰	○	○
762	急傾斜地の崩壊	森下 1	瑞浪市	日吉町 字森下	○	○
763	急傾斜地の崩壊	小平	瑞浪市	日吉町 字生平	○	○
764	急傾斜地の崩壊	生平 2	瑞浪市	日吉町 字生平	○	○
765	急傾斜地の崩壊	西前田	瑞浪市	日吉町 字西前田	○	○
766	急傾斜地の崩壊	田高戸 1	瑞浪市	日吉町 字西大久手	○	○
767	急傾斜地の崩壊	田高戸 2	瑞浪市	日吉町 字西洞	○	○
768	急傾斜地の崩壊	深沢 3	瑞浪市	日吉町 字切山	○	○
769	急傾斜地の崩壊	雨降川	瑞浪市	日吉町 字千原	○	○
770	急傾斜地の崩壊	千原 1	瑞浪市	日吉町 字千原	○	○
771	急傾斜地の崩壊	川原田 1	瑞浪市	日吉町 字川原田	○	○
772	急傾斜地の崩壊	祖師田 1	瑞浪市	日吉町 字祖師田	○	○
773	急傾斜地の崩壊	深沢 9	瑞浪市	日吉町 字大越	○	○
774	急傾斜地の崩壊	深沢 6	瑞浪市	日吉町 字大下	○	○
775	急傾斜地の崩壊	深沢 7	瑞浪市	日吉町 字大下	○	○
776	急傾斜地の崩壊	大敷 1	瑞浪市	日吉町 字大敷	○	○
777	急傾斜地の崩壊	大敷 2	瑞浪市	日吉町 字大敷	○	○
778	急傾斜地の崩壊	深沢 1 2	瑞浪市	日吉町 字炭焼	○	○
779	急傾斜地の崩壊	宿	瑞浪市	日吉町 字中向田	○	○

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名			土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字		区域の有無	区域の有無
780	急傾斜地の崩壊	宿 2	瑞浪市	日吉町	字中向田	○	○
781	急傾斜地の崩壊	本郷 4	瑞浪市	日吉町	字中向田	○	○
782	急傾斜地の崩壊	深沢 8	瑞浪市	日吉町	字中根	○	○
783	急傾斜地の崩壊	中洞 1	瑞浪市	日吉町	字中洞	○	○
784	急傾斜地の崩壊	峠坂	瑞浪市	日吉町	字町屋	○	○
785	急傾斜地の崩壊	白倉広見 3	瑞浪市	日吉町	字鳥屋ヶ谷	○	○
786	急傾斜地の崩壊	日吉中学校	瑞浪市	日吉町	字田畑	○	○
787	急傾斜地の崩壊	田畑 1	瑞浪市	日吉町	字田畑	○	○
788	急傾斜地の崩壊	半原	瑞浪市	日吉町	字嶋垣外	○	○
789	急傾斜地の崩壊	東洞 1	瑞浪市	日吉町	字東洞	○	○
790	急傾斜地の崩壊	北野	瑞浪市	日吉町	字藤垣外	○	○
791	急傾斜地の崩壊	松野 1	瑞浪市	日吉町	字道北	○	○
792	急傾斜地の崩壊	松野 2	瑞浪市	日吉町	字道北	○	○
793	急傾斜地の崩壊	松野 4	瑞浪市	日吉町	字道北	○	○
794	急傾斜地の崩壊	宿洞 1	瑞浪市	日吉町	字薙ノ尻	○	○
795	急傾斜地の崩壊	宿洞 3	瑞浪市	日吉町	字薙ノ尻	○	○
796	急傾斜地の崩壊	南垣外 1	瑞浪市	日吉町	字南垣外	○	○
797	急傾斜地の崩壊	南垣外 3	瑞浪市	日吉町	字南垣外	○	○
798	急傾斜地の崩壊	芹生田	瑞浪市	日吉町	字南洞	○	○
799	急傾斜地の崩壊	南洞 1	瑞浪市	日吉町	字南洞	○	○
800	急傾斜地の崩壊	二ノ宮 1	瑞浪市	日吉町	字二ノ宮	○	○
801	急傾斜地の崩壊	深沢 5	瑞浪市	日吉町	字日蔭	○	○
802	急傾斜地の崩壊	深沢 1	瑞浪市	日吉町	字日向	○	○
803	急傾斜地の崩壊	泊り 1	瑞浪市	日吉町	字泊り	○	○
804	急傾斜地の崩壊	日吉神社	瑞浪市	日吉町	字半原	○	○
805	急傾斜地の崩壊	蛭子 1	瑞浪市	日吉町	字蛭子	○	○
806	急傾斜地の崩壊	北堂ヶ洞 1	瑞浪市	日吉町	字北堂ヶ洞	○	○
807	急傾斜地の崩壊	北堂ヶ洞 2	瑞浪市	日吉町	字北堂ヶ洞	○	○
808	急傾斜地の崩壊	日吉小学校	瑞浪市	日吉町	字本林	○	○
809	急傾斜地の崩壊	白倉大敷	瑞浪市	日吉町	字本林	○	○
810	急傾斜地の崩壊	深沢 4	瑞浪市	日吉町	字夕立	○	○
811	急傾斜地の崩壊	日吉平岩 2	瑞浪市	日吉町	字蔵ノ田	○	○
812	急傾斜地の崩壊	明賀台	瑞浪市	明賀台	5 丁目	○	○
813	急傾斜地の崩壊	榎坪	瑞浪市	山田町	字益垣外	○	○
814	急傾斜地の崩壊	新山田団地	瑞浪市	山田町	字屋内洞	○	○
815	急傾斜地の崩壊	屋内洞 1	瑞浪市	山田町	字屋内洞	○	○
816	急傾斜地の崩壊	屋内洞 2	瑞浪市	山田町	字屋内洞	○	○
817	急傾斜地の崩壊	下入洞 1	瑞浪市	山田町	字下入洞	○	○
818	急傾斜地の崩壊	下入洞 2	瑞浪市	山田町	字下入洞	○	○

番号	自然現象の種類	地区の名称 (溪流名)	所在地名			土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒 区域(レッドゾーン)
			市町村	大字、字		区域の有無	区域の有無
819	急傾斜地の崩壊	下山田	瑞浪市	山田町	字岩谷口	○	○
820	急傾斜地の崩壊	岩谷口1	瑞浪市	山田町	字岩谷口	○	○
821	急傾斜地の崩壊	登	瑞浪市	山田町	字向田	○	○
822	急傾斜地の崩壊	山本1	瑞浪市	山田町	字山本	○	○
823	急傾斜地の崩壊	水洞1	瑞浪市	山田町	字水洞	○	○
824	急傾斜地の崩壊	上山田1	瑞浪市	山田町	字駄知道	○	○
825	急傾斜地の崩壊	上山田2	瑞浪市	山田町	字駄知道	○	○
826	急傾斜地の崩壊	大洞1	瑞浪市	山田町	字大洞	○	○
827	急傾斜地の崩壊	中入洞1	瑞浪市	山田町	字中入洞	○	○
828	急傾斜地の崩壊	益ヶ洞	瑞浪市	山田町	字登り戸	○	○
829	急傾斜地の崩壊	東平1	瑞浪市	山田町	字東平	○	○
830	急傾斜地の崩壊	明賀台2	瑞浪市	山田町	字明賀洞	○	○
831	急傾斜地の崩壊	要ヶ洞1	瑞浪市	山田町	字要ヶ洞	○	○
832	急傾斜地の崩壊	和合2丁目	瑞浪市	和合町	2丁目	○	○
833	急傾斜地の崩壊	次月2	瑞浪市	日吉町		○	
834	地すべり	小里	瑞浪市	稲津町	小里	○	
835	地すべり	釜糠	瑞浪市	稲津町	小里	○	
836	地すべり	水洗	瑞浪市	稲津町	萩原	○	
837	地すべり	大牧	瑞浪市	稲津町	萩原	○	
838	地すべり	西山	瑞浪市	釜戸町	字神徳	○	
839	地すべり	平山	瑞浪市	釜戸町	字西平	○	
840	地すべり	芝原	瑞浪市	釜戸町	字石拾	○	
841	地すべり	中畑	瑞浪市	釜戸町	字六田	○	
842	地すべり	論栃	瑞浪市	釜戸町	字論栃	○	
843	地すべり	益見	瑞浪市	土岐町	字烏洞	○	
844	地すべり	木暮	瑞浪市	土岐町	字中尾	○	
845	地すべり	社別当	瑞浪市	日吉町	字垣外	○	
846	地すべり	半原	瑞浪市	日吉町	字菅沼	○	
847	地すべり	雨乞山	瑞浪市	日吉町	字西大久手	○	
848	地すべり	田高戸	瑞浪市	日吉町	字東洞	○	
849	地すべり	白倉	瑞浪市	日吉町	字道上	○	
850	地すべり	深沢	瑞浪市	日吉町	字日陰	○	
851	地すべり	南垣外	瑞浪市	日吉町	字半ノ木	○	
852	地すべり	入ヶ洞	瑞浪市	山田町	字深山洞	○	
				土石流		494箇所	399箇所
				急傾斜地の崩壊		339箇所	336箇所
				地すべり		19箇所	0箇所
				計		852箇所	735箇所

《本編》

➤ 第2章 第2節 第3項 土砂災害対策事業

S2-02-03-02 地すべり防止区域一覧

令和3年9月29日時点

番号	箇所名	所在地		区域面積 (ha)	保全対象		
		大字	字		人家数	公共施設	道路
1	白倉	日吉町	白倉	33.99	13		○
2	南垣外	日吉町	奥山他	33.87	16		○
3	釜糠	稲津町	小里	35.2	15		○
4	芝原	釜戸町	町屋	9.9	0		○
5	小里	稲津町	小里	28.03	2		○
6	中畑	釜戸町	中畑	12.9	0		○
7	田高戸	日吉町	東洞他	13.73	9		○
8	論析	釜戸町	東洞他	9.09	6		○
9	芹生田	日吉町	東洞他	8.94	6		○
10	芹生田(2)	日吉町	半原他	9.14	2		○
11	入ヶ洞	山田町	入洞他	10.67	19		○

S2-02-03-03 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設名称	所在地	電話番号	FAX 番号
有料老人ホーム 瑞浪りおん	瑞浪市山田町 128-1	67-3610	67-3612
千寿の里 愛保育園	瑞浪市山田町 1040-2	66-2511	68-0535
ふくじゅそう西小田	瑞浪市西小田町 3-223	44-9010	44-9011
瑞浪グループホーム太陽	瑞浪市西小田町 4-69	66-4733	66-4731
瑞浪グループホーム太陽の家	瑞浪市西小田町 4-69-2	26-8548	26-8549
心音ケアセンター瑞浪	瑞浪市樽上町1-45-4-1	56-5539	56-6199
心音ケアホーム瑞浪	瑞浪市樽上町 1-45-4-2	56-5539	56-6199
第二ひまわりハウス	瑞浪市上野町 3-7-1	68-8715	68-8715
瑞浪市保健センター	瑞浪市上平町 1-1	68-9785	66-1115
瑞浪北中学校	瑞浪市土岐町 973	68-4191	66-1053
中京幼稚園	瑞浪市土岐町 2197-1	68-5285	68-4425
土岐児童センター	瑞浪市土岐町 5765-1	67-2338	67-2338
佐々木皮フ科	瑞浪市益見町 3-5	66-6611	66-6612
東濃中央クリニック	瑞浪市松ヶ瀬町 1-14-1	67-1118	67-2277
特別養護老人ホーム みずなみ瀬戸の里	瑞浪市稲津町小里 2723-1	67-3003	67-3004
介護老人保健施設 ひざし	瑞浪市稲津町萩原 1	67-3748	67-3727
有料老人ホーム 和	瑞浪市稲津町萩原 106-5	66-1125	66-1226
NPO 法人陶宅老所 いちにのさん	瑞浪市陶町猿爪 14-1	65-2488	65-3191
小規模多機能ホーム いちにのさん	瑞浪市陶町猿爪 24-2	65-2311	51-8187
岐阜県立サニーヒルズみずなみ	瑞浪市陶町猿爪 657-34	65-3322	65-3600
陶幼稚園	瑞浪市陶町猿爪 1082-46	65-2053	62-0025
陶児童館	瑞浪市陶町猿爪 1082-65	65-4187	65-4187
リハビリデイサービスセンター めくもり	瑞浪市陶町水上 718-2	65-2882	65-2898
リハ特化型めくもりリハセンター	瑞浪市陶町水上 718-2	65-2882	65-2898
陶小学校	瑞浪市陶町水上 665-1	65-2029	62-0023
特別養護老人ホーム みずなみ陶生苑	瑞浪市釜戸町 833	63-2843	63-2547
みずなみ陶生苑デイサービスセンター	瑞浪市釜戸町 833	63-2847	63-2847
釜戸小学校	瑞浪市釜戸町 3007-3	63-2004	63-4013
かるがも学童クラブ	瑞浪市釜戸町 3007-3	-	-
大湫病院	瑞浪市大湫町 121	63-2231	63-2248
日吉小学校	瑞浪市日吉町2370-1	69-2009	69-0013
ひばり学童クラブ	瑞浪市日吉町2370-1	-	-
玉田医院	瑞浪市日吉町 4027-2	69-2005	64-2252
日吉幼稚園	瑞浪市日吉町 4115-2	69-2123	69-0015
福寿荘	瑞浪市日吉町 4116-1	64-2932	64-2932
さてらいと日吉デイサービス	瑞浪市日吉町 4117-4	69-1055	69-1056
デイサービスいろはカフェ	瑞浪市日吉町4702	51-2952	51-2749

《本編》

▶ 第2章 第2節 第3項 土砂災害対策事業

S2-02-04-01 地震後に緊急点検報告する農業用ダム・ため池一覧表

番号	ため池名	所在地	諸元	
			堤高 (m)	総貯水量 (千m ³)
震度4以上で点検報告				
1	蛇抜	瑞浪市土岐町蛇抜	18.2	80.00
2	神徳防災ダム	瑞浪市釜戸町神徳	24.0	295.00
3	竜吟湖 (逆川防災ダム)	瑞浪市釜戸町裏山	19.72	698.10
4	日吉防災ダム	瑞浪市日吉町社別当	21.0	300.00
5	棕実防災ダム	恵那市三郷町棕実	28.2	349.00
6	竹折防災ダム	恵那市武並町竹折	17.2	199.00
7	定林寺防災ダム	土岐市泉町定林寺	20.3	243.85
計	7地区			
震度5弱以上で点検報告 (上記以外)				
1	松の木	瑞浪市小田町字上之平	3.8	1.00
2	蓮池	瑞浪市小田町東洞	4.6	20.00
3	二本木	瑞浪市小田町馬瀬口	10.3	50.00
4	じゅんさい池	瑞浪市小田町東洞	3.0	1.00
5	入ヶ洞	瑞浪市山田町上山田	8.4	45.00
6	屋内洞	瑞浪市山田町屋内洞	4.5	5.50
7	西洞第一	瑞浪市山田町上山田	2.5	0.50
8	西洞第二	瑞浪市山田町上山田	4.0	5.00
9	水洞	瑞浪市山田町上山田	9.5	4.30
10	明賀洞池	瑞浪市山田町上山田	4.3	2.50
11	羽広	瑞浪市稲津町羽広	10.0	1.50
12	釜糠下池	瑞浪市稲津町小里	5.0	2.50
13	稲荷裏	瑞浪市稲津町小里	4.8	0.96
14	中之平	瑞浪市稲津町萩原	3.0	2.00
15	奥名池	瑞浪市釜戸町公文垣内	5.5	1.50
16	金堀池	瑞浪市釜戸町神徳	4.0	1.00
17	荘ヶ洞	瑞浪市土岐町字太郎衛	5.2	6.40
18	梅和	瑞浪市土岐町字大久手	2.9	4.00
19	八ヶ頭	瑞浪市土岐町字奥名	7.0	20.00
20	仲ヶ平	瑞浪市土岐町仲ヶ平	14.0	40.00
21	二の岩池	瑞浪市土岐町奥名	3.0	9.00
22	麗明	瑞浪市土岐町奥名	4.7	2.90
23	太郎衛	瑞浪市土岐町庄ヶ洞	5.9	2.80
24	大久手	瑞浪市土岐町大久手	9.52	5.50
25	大川1号	瑞浪市陶町大川	8.5	30.00
26	沖平	瑞浪市稲津町萩原	6.0	3.46
27	水洗	瑞浪市稲津町萩原	3.0	4.50
28	上辻	瑞浪市陶町大川	4.0	3.00
29	丸池	瑞浪市小田町中屋敷	5.2	9.80
30	竜ヶ洞	瑞浪市小田町西原	6.1	6.00
31	小田新堤	瑞浪市小田町	4.0	6.00
32	棒ヶ洞	瑞浪市明世町山野内	6.3	1.50
33	狭間	瑞浪市明世町戸狩	4.0	4.50
34	天徳上池	瑞浪市土岐町字天徳	4.7	2.00
35	天徳下池	瑞浪市土岐町字天徳	4.5	1.00
36	段洞中	瑞浪市土岐町鶴城	9.0	6.00
37	段洞下	瑞浪市土岐町鶴城	8.0	11.60
38	検丈下池	瑞浪市土岐町市原	3.4	1.00
39	桜堂	瑞浪市土岐町桜堂	12.2	4.90
40	大月池	瑞浪市土岐町天徳	3.2	3.50
41	上益見上池	瑞浪市土岐町	9.9	1.00
42	岩倉	瑞浪市釜戸町宿	9.0	4.00
43	岩倉大	瑞浪市釜戸町宿	7.7	16.00
44	餘池	瑞浪市釜戸町裏山	7.7	5.70
45	逆川新池	瑞浪市釜戸町宿	4.1	7.00
46	岩倉大2号	瑞浪市釜戸町宿	2.0	16.00
47	芦俣	瑞浪市日吉町三和之郷	2.0	1.60
48	半原新堤	瑞浪市日吉町半原	5.2	11.20

番号	ため池名	所在地	諸元	
			堤高 (m)	総貯水量 (千m ³)
49	半原	瑞浪市日吉町半原	8.0	1.80
50	坂下	瑞浪市明世町月吉	4.0	0.60
51	万場	瑞浪市明世町月吉	5.4	1.00
52	羽根	瑞浪市明世町月吉	2.2	0.10
53	柄石川	瑞浪市明世町月吉	8.0	30.20
54	西洞	瑞浪市明世町月吉	2.6	1.00
55	中子	瑞浪市明世町月吉	3.1	0.14
56	細山1号	瑞浪市釜戸町細山	4.0	5.00
57	虫狩	瑞浪市釜戸町細山	5.0	20.00
58	洞沢	瑞浪市釜戸町神徳	4.4	3.00
59	芝原新堤池	瑞浪市釜戸町芝原	4.8	1.50
60	鴻之巣	瑞浪市大湫町神田	10.2	3.60
61	新堤1号	瑞浪市大湫町洞畑	9.0	2.10
62	新堤2号	瑞浪市大湫町洞畑	7.0	1.00
63	大洞	瑞浪市日吉町南垣外	9.5	9.90
64	宿洞	瑞浪市日吉町宿洞	8.7	7.20
65	宿洞第2	瑞浪市日吉町宿洞	1.5	0.11
66	社別当池	瑞浪市日吉町宿洞	5.0	0.15
67	柄石池	瑞浪市日吉町柄石	3.6	3.00
68	高根	瑞浪市日吉町深沢	5.0	8.00
69	切山池	瑞浪市日吉町深沢	5.2	1.00
70	炭焼第1池	瑞浪市日吉町深沢	4.5	1.20
71	炭焼第2池	瑞浪市日吉町深沢	7.6	4.00
72	常道	瑞浪市日吉町常道	6.0	3.00
73	えびす池	瑞浪市日吉町白倉	10.0	1.00
74	雨降	瑞浪市日吉町白倉	5.2	4.00
75	本郷	瑞浪市日吉町本郷	5.2	4.50
76	小高上	瑞浪市日吉町本郷	8.6	3.00
77	上の池	瑞浪市日吉町北野	3.6	2.00
78	河ヶ洞池	瑞浪市日吉町北野	2.6	1.00
79	羽根	瑞浪市日吉町深沢	3.1	0.20
80	日陰	瑞浪市日吉町深沢	2.5	0.30
81	日陰第2	瑞浪市日吉町深沢	5.0	1.30
82	深沢東の池	瑞浪市日吉町深沢	1.0	1.10
83	深沢西の池	瑞浪市日吉町深沢	1.0	0.23
84	大平	瑞浪市日吉町本郷	6.1	4.50
85	小塩池	瑞浪市日吉町本郷	5.2	1.00
86	大西	瑞浪市釜戸町平山	2.6	1.87
88	長場	瑞浪市釜戸町平山	3.0	1.35
87	婆ヶ洞	瑞浪市日吉町白倉	4.0	2.00
89	広見	瑞浪市日吉町白倉	5.0	7.00
90	洞田	瑞浪市日吉町白倉	6.6	2.76
91	大敷上	瑞浪市日吉町白倉	8.1	5.90
92	大敷下	瑞浪市日吉町白倉	5.6	11.00
93	城山	瑞浪市土岐町段洞	8.0	13.20
94	益垣外	瑞浪市山田町	2.0	0.61
95	山本	瑞浪市山田町	3.0	1.06
96	中入洞	瑞浪市山田町	4.0	1.02
97	洞山	瑞浪市明世町月吉	3.0	1.20
98	月吉1号	瑞浪市明世町月吉	9.5	8.50
99	月吉2号	瑞浪市明世町月吉	8.0	4.30
計	99地区			
合計	106地区			

《本編》

➤ 第2章 第2節 第5項 ため池等補強対策

S2-07-01-01 消防力の現況

(1) 消防自動車等保有台数

令和5年4月1日現在

指揮車	1
水槽付消防ポンプ自動車	2
水槽付化学消防ポンプ自動車	1
消防ポンプ自動車	1
13mブーム付多目的消防ポンプ自動車	1
救助工作車	1
救急車	3
救急支援車	1
小型動力ポンプ付水槽車	1
資機材搬送車	1
連絡車等	4

(2) 消防団配置状況

令和2年4月1日現在

区 分		消防車両種別	小型動力ポンプ
消防団本部	土岐町 栄町	司令車 多機能車	○
第1分団本部	寺河戸町 公園		
第1部 第1班	土岐町 木暮	小型動力ポンプ積載車	○
第2班	土岐町 桜堂	小型動力ポンプ積載車	○
第3班	土岐町 栄町	小型動力ポンプ積載車	○
第2部 第1班	一色町 2丁目	小型動力ポンプ積載車	○
第2班	穂並 3丁目	小型動力ポンプ積載車	○
第3班	北小田町 3丁目	小型動力ポンプ積載車	○
第3部 第1班	明世町 月吉	小型動力ポンプ積載車	○
第2班	薬師町 3丁目	小型動力ポンプ積載車	○
第3班	明世町 戸狩	小型動力ポンプ積載車	○
第4部	寺河戸町 公園	消防ポンプ自動車	
第2分団本部	日吉町 南垣外		
第1部 第1班	日吉町 本郷	小型動力ポンプ積載車	○
第2班	日吉町 宿	小型動力ポンプ積載車	○
第2部 第1班	日吉町 細久手	小型動力ポンプ積載車	○
第2班	日吉町 平岩	小型動力ポンプ積載車	○
第3部	日吉町 南垣外	消防ポンプ自動車	
第3分団本部	釜戸町 中大島		
第1部	釜戸町 町屋	小型動力ポンプ積載車	○
第2部	釜戸町 中大島	消防ポンプ自動車	
第3部	釜戸町 上平	小型動力ポンプ積載車	○
第4部	釜戸町 荻ノ島	小型動力ポンプ積載車	○
第5部	大湫町	小型動力ポンプ積載車	○
第4分団本部	稲津町 小里		
第1部	稲津町 小里川折	小型動力ポンプ積載車	○
第2部	稲津町 小里	消防ポンプ自動車	
		小型動力ポンプ積載車	○
第3部	稲津町 萩原	小型動力ポンプ積載車	○
第5分団本部	陶町 猿爪		
第1部	陶町 猿爪	消防ポンプ自動車	
		小型動力ポンプ積載車	○
第2部	陶町 水上	小型動力ポンプ積載車	○
第3部	陶町 大川	小型動力ポンプ積載車	○
音楽分団	土岐町 栄町		
女性分団	土岐町 栄町		○

(3) 消防水利の現況

令和5年4月1日現在

		区 分	1 種	2 種	合計	
消火栓	公設消火栓	地上式	393	395	788	
		地下式	152	101	253	
		小計	545	496	1,041	
	私設消火栓	地上式	10	29	39	
		地下式	2	21	23	
		小計	12	50	62	
	計			557	546	1,103
防火水槽	公 設	有蓋	102	2	104	
		無蓋	27	7	34	
	計			129	9	138
指定水利	防火水槽 (私設)	有蓋	12		12	
		無蓋	4		4	
		小計	16		16	
	河 川 等					
	プ ー ル					6
	池					
	井 戸					
計					22	
合 計					1,263	

※1種 消防水利基準に適合するもの

※2種 基準に満たないもの

(4) 林野火災対策用資機材

区分	資機材				
	チェーンソー	造林鎌	鋸	鉋	背負式 消火水のう
農林班		2		3	
消防署班	2		24	62	42

S2-07-05-01 火災警報発令基準

空気が乾燥し、かつ、風の強いときで、火災の危険が予測されるときに市長が発表する。

なお、警報発表の気象条件は、次のとおりである。

- 実効湿度が 50%以下、最小湿度が 30%以下で、最大風速が 7メートルを超える見込みのとき。
- 平均風速 10メートル以上の風が 1時間以上連続に吹く見込みのとき。ただし、気象状況により火災予防上危険でないと認められるときを除く。

《本編》

➤ 第 2 章 第 7 節 第 5 項 林野火災の予防

S2-13-01-01 自主防災組織一覽

地区名			世帯数	隊員数	地区名			世帯数	隊員数
瑞浪地区	上山田		140	41	稲津地区	山の田1号	48	79	
	下山田		188	188		山の田2号	118	90	
	下山田団地		83	10		産郷	73	73	
	入ヶ洞		74	54		中屋敷	94	30	
	新山田		79	79		五郷	138	138	
	明賀台		345	345		三角	63	63	
	穂並		51	52		神戸	91	41	
	上小田北(東原)		81	77		下小里	36	36	
	上小田北(竹尾)		60	24		羽広	74	74	
	上小田北(台)		123	14		桜ヶ丘	12	12	
	上小田北(市場)		63	47		須之宮	71	71	
	上小田南(西原)		93	16		釜糠	72	63	
	上小田南(中原東)		44	44		川折	59	55	
	上小田南(中原西)		91	27		河原	33	33	
	上小田南(大法原)		136	16		小井戸	54	94	
	下小田		330	37		水洗	60	58	
	ひばりヶ丘		37	27		中洞	18	18	
	上一色		115	105		上平	35	35	
	下一色		200	52		大牧	25	23	
	上野		197	38		斧池	24	42	
	高月		209	21		学園	21	21	
	宮前		82	39		計 21地区	1,219	1,149	
	元町		133	46		土岐地区	栄町	200	52
	水の木		57	57			一日市場	377	34
	上本町		48	26			清水	101	101
	浪花		23	31			木ノ暮	48	38
	西本町		27	39			鶴城	95	11
	中組		50	25			鶴城団地	8	8
	竜門		34	22			名滝	56	46
	公園		101	32			名滝団地	22	19
計 30地区		3,294	1,631	奥名	15		8		
明世地区	戸狩		222	54	下沢		48	48	
	山野内		123	35	庄ヶ洞		8	8	
	月吉		165	46	桜堂		122	89	
	計 3地区		510	135	市原		263	24	
陶地区	猿爪		607	138	益見		401	34	
	大川		269	23	大久手		20	17	
	水上		195	26	仲ヶ平		18	14	
	計 3地区		1,071	187	大草		16	16	
釜戸地区	宿		34	34	学園台		295	16	
	公文垣内		55	52	計 18地区	2,113	583		
	中切		55	40	日吉地区	本郷	122	11	
	町屋		49	49		常柄	34	16	
	西大島		84	24		白倉	84	17	
	中大島		103	49		南垣外	73	73	
	竜吟団地		47	22		宿	43	43	
	東大島		124	22		宿洞	19	19	
	上平		72	28		半原	59	70	
	神徳		42	3		三和ノ郷	10	3	
	川戸		12	10		北野	23	40	
	論枋		17	12		深沢	55	55	
	下切		43	41		細久手	40	55	
	上切		38	65		田高戸	29	19	
	大細		20	19		平岩	66	18	
	エスポラン		54	29		松野	5	5	
	平山		29	39	計 14地区	662	444		
	計 17地区		878	538	大湫地区	122	122		

令和5年6月1日現在

《本編》

➤ 第2章 第13節 第1項 自主防災組織一覽

S3-01-01-01 警報・注意報発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 岐阜地方気象台

瑞浪市	府県予報区	岐阜県		
	一次細分区域	美濃地方		
	市町村等をまとめた地域	東濃		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	21	
		土壌雨量指数基準	134	
	洪水	流域雨量指数基準	土岐川流域=21.8, 小里川流域=20.4, 佐々良木川流域=11.4, 猿爪川流域=5.2, 木曾川流域=79.9	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	17m/s	
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm
			山地	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	87	
	洪水	流域雨量指数基準	土岐川流域=17.4, 小里川流域=16.3, 佐々良木川流域=9.1, 猿爪川流域=4.2, 木曾川流域=63.9	
		複合基準*1	猿爪川流域=(9, 3.3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により災害が発生するおそれのある場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25%で、実効湿度60%		
	なだれ	①24時間降雪の深さが30cm以上で積雪が70cm以上になる場合 ②積雪の深さが70cm以上あって、日平均気温が2℃以上の場合 ③積雪の深さが70cm以上あって、降雨が予想される場合		
	低温	冬期:最低気温-9℃以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

《本編》

➤ 第3章 第1節 第1項 災害対策本部運用計画

《マニュアル編》

➤ M3-01-01 災害対策本部運用計画

S3-01-01-02 瑞浪市災害対策本部条例

昭和 37 年 9 月 28 日条例第 12 号

沿革 昭和 37 年 9 月 20 日議決 28 日公布

平成 8 年 6 月 28 日条例第 20 号一部改正

平成 24 年 10 月 5 日条例第 27 号一部改正

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、瑞浪市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。

附則(平成 8 年 6 月 28 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 24 年 10 月 5 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

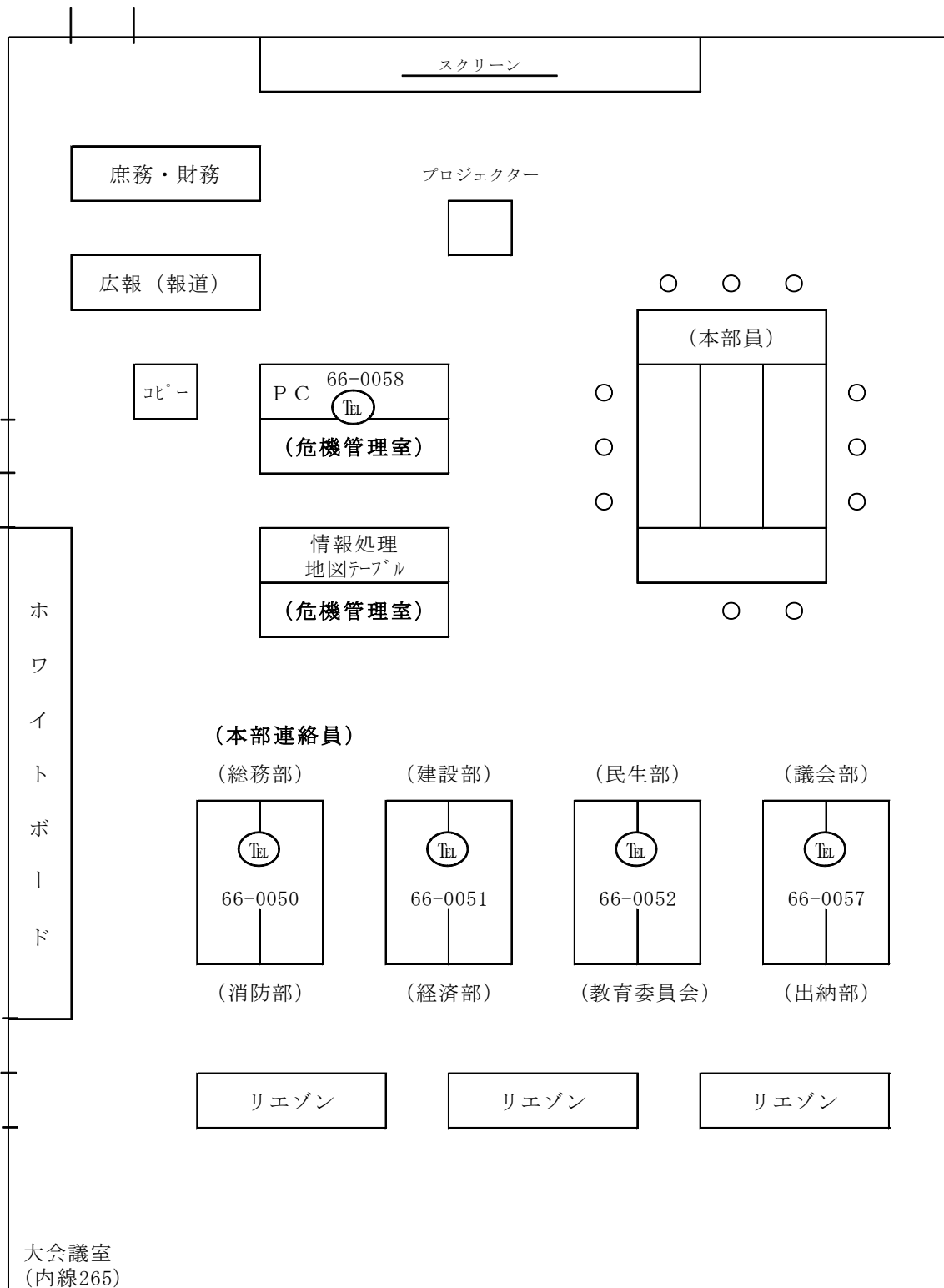
《本編》

➤ 第 3 章 第 1 節 第 1 項 災害対策本部運用計画

《マニュアル編》

➤ M3-01-01 災害対策本部運用計画

瑞浪市災害対策本部レイアウト (瑞浪市役所 2階 大会議室)



記者会見は市長公室(3F)で開催

《本編》

- 第3章 第1節 第1項 災害対策本部運用計画

《マニュアル編》

- M3-01-01 災害対策本部運用計画

S3-01-01-04 本部職員の証票等

□身分証明書

市本部職員の身分証明書は、市の身分証明書をもって兼ねる。

□腕章

市本部職員のうち、災害応急対策の実施又はその事務に従事する者は、次のような腕章を着用する。


(1) 本部長及び副本部長

瑞 浪 市  本（副本部）部 長	1.5 cm (赤色)
	2 cm
	3 cm (赤色)
	2 cm
	1.5 cm (赤色)


(2) 本部部長

瑞 浪 市  ○ ○ 部 長	1.5 cm
	2 cm (赤色)
	3 cm
	2 cm (赤色)
	1.5 cm

(3) 本部班長・副班長及び出先連絡班長

瑞 浪 市 ○ ○ 部  ○ ○ 班 長	4 cm
	2 cm (赤色)
	4 cm

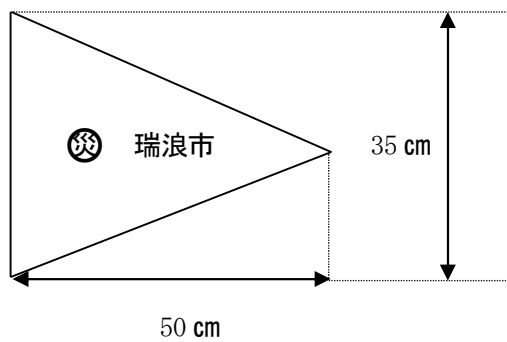
(4) 本部班員及び出先連絡班員

瑞 浪 市 ○ ○ 部  ○ ○ 班	10 cm
---	-------

- (注) 1 腕章の大きさは長さ 38 cm、巾 10 cmとする。
 2 線は赤線とする。

□ 標記

市本部で災害応急対策に使用する自動車（借上自動車含む）には、次のような標記を付する。



「注」地色は白色、字は赤色とする。

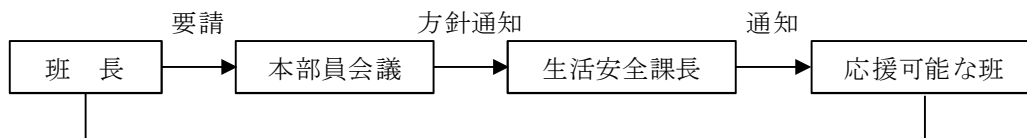
《本編》

➤ 第3章 第1節 第1項 災害対策本部運用計画

《マニュアル編》

➤ M3-01-01 災害対策本部運用計画

S3-01-01-05 他班への応援要請系統

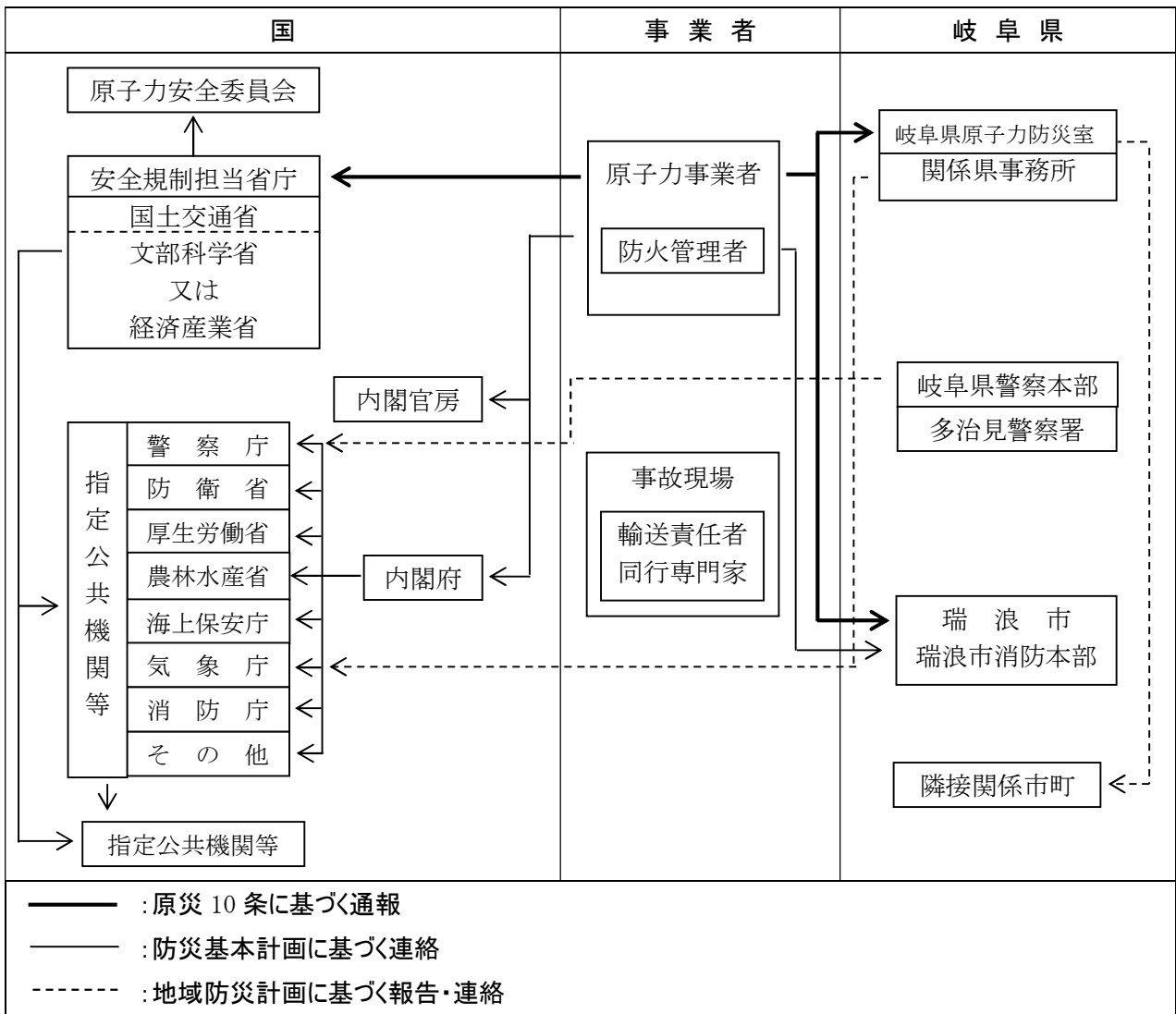


《本編》

➤ 第3章 第1節 第1項 災害対策本部運用計画

S3-01-01-06 原子力災害発生時の情報伝達系統

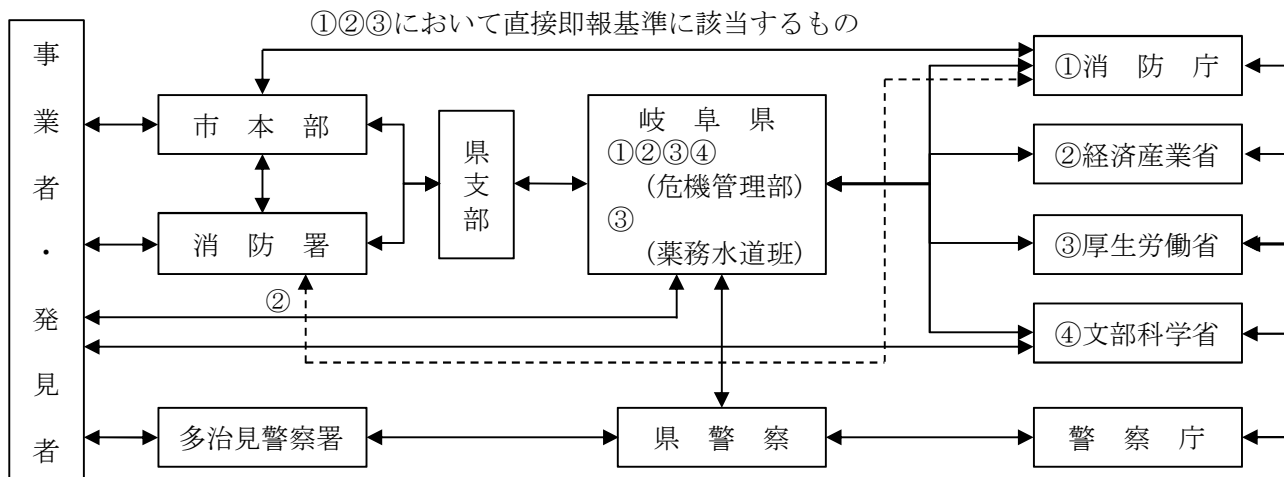
事業所外運搬事故災害(特定事象)の情報伝達系統図



《本編》

- 第3章 第1節 第1項 災害対策本部運用計画
- 第3章 第5節 第5項 原子力災害対策

S3-01-01-07 危険物等災害発生時の情報伝達系統



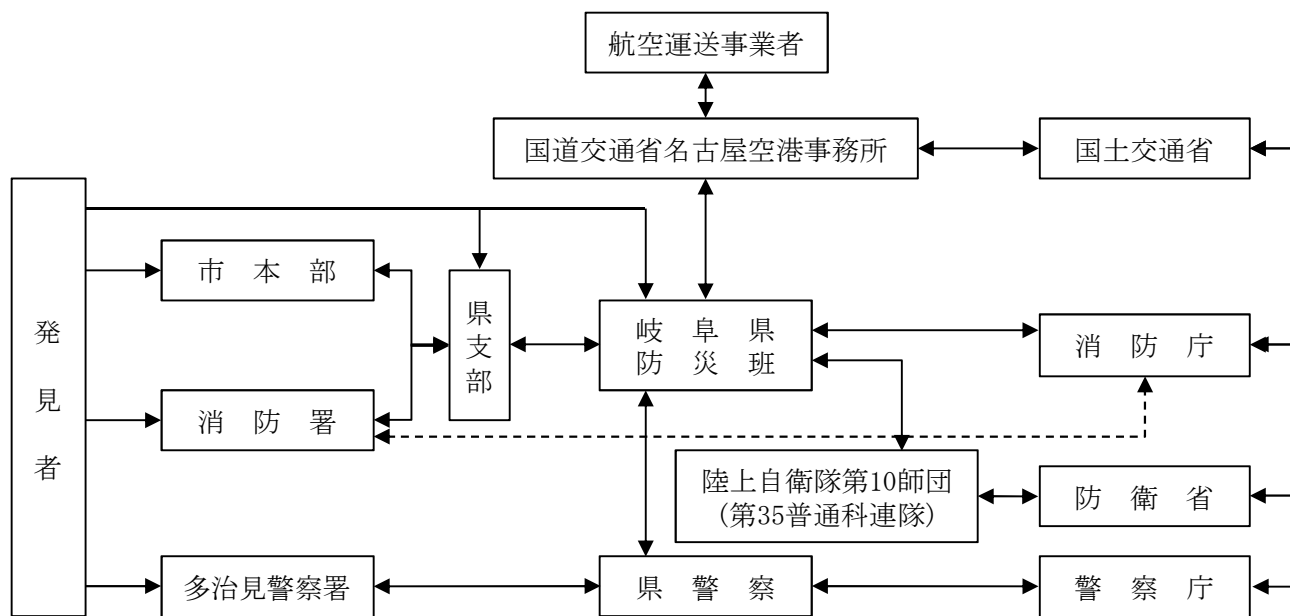
①危険物、②火薬類、高压ガス、③毒物劇物、④放射性物質による災害時
 (注) 1 ②③④の場合にも、必要に応じ、消防庁へ連絡する。
 2 河川等へ危険物等が流出した場合は、必要に応じ県(地球環境班)へ連絡する。

《本編》

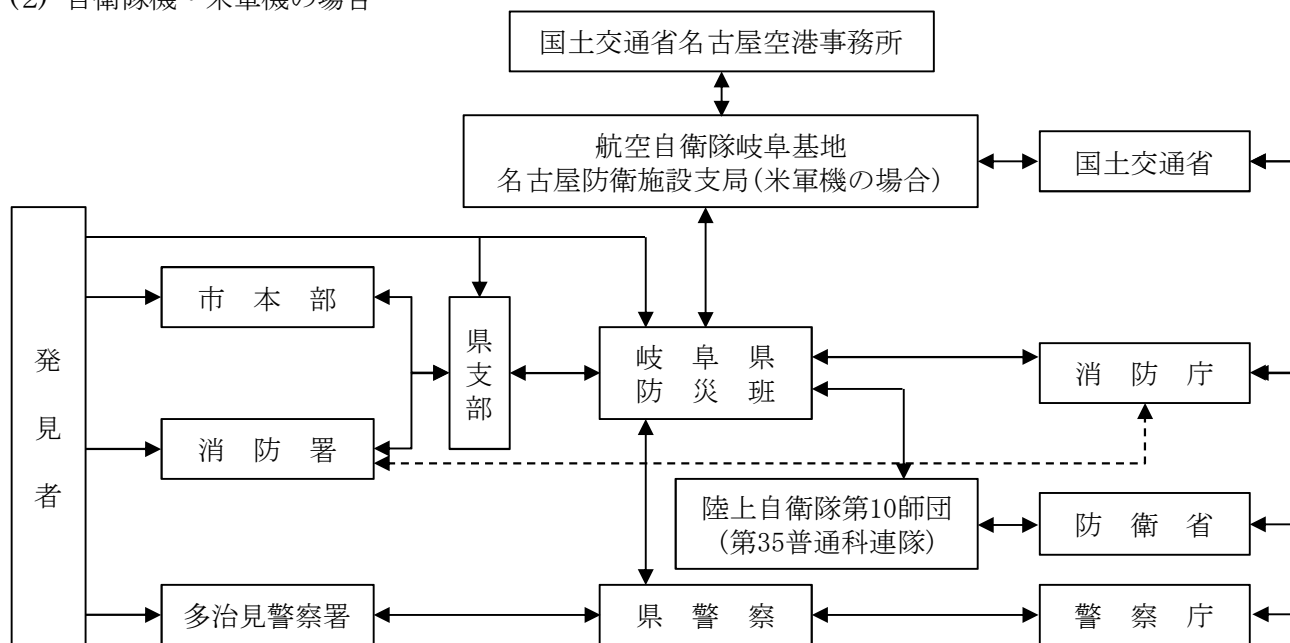
- 第3章 第1節 第1項 災害対策本部運用計画
- 第3章 第5節 第6項 危険物等災害対策

S3-01-01-08 航空災害発生時の情報伝達系統

(1) 民間航空機の場合



(2) 自衛隊機・米軍機の場合

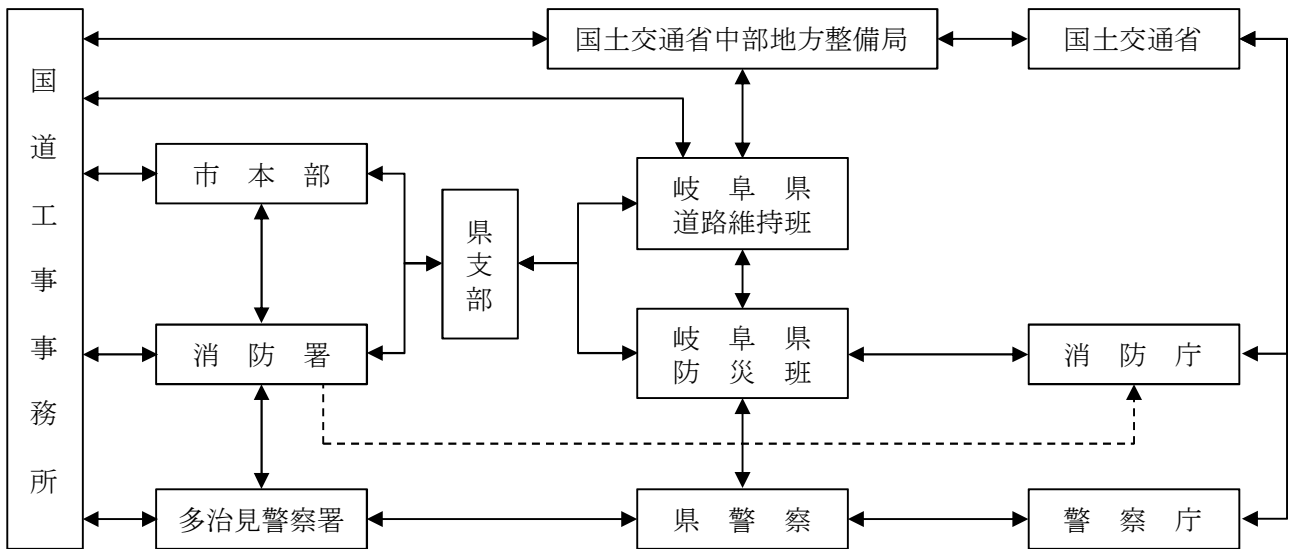


《本編》

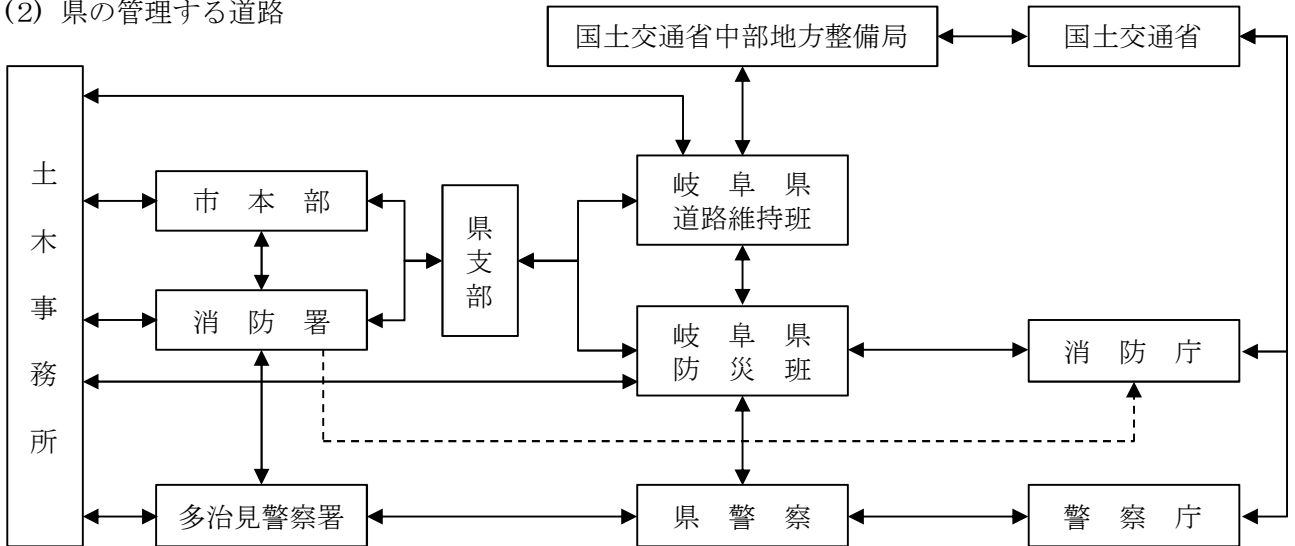
➤ 第3章 第1節 第1項 災害対策本部運用計画

S3-01-01-09 道路災害発生時の情報伝達系統

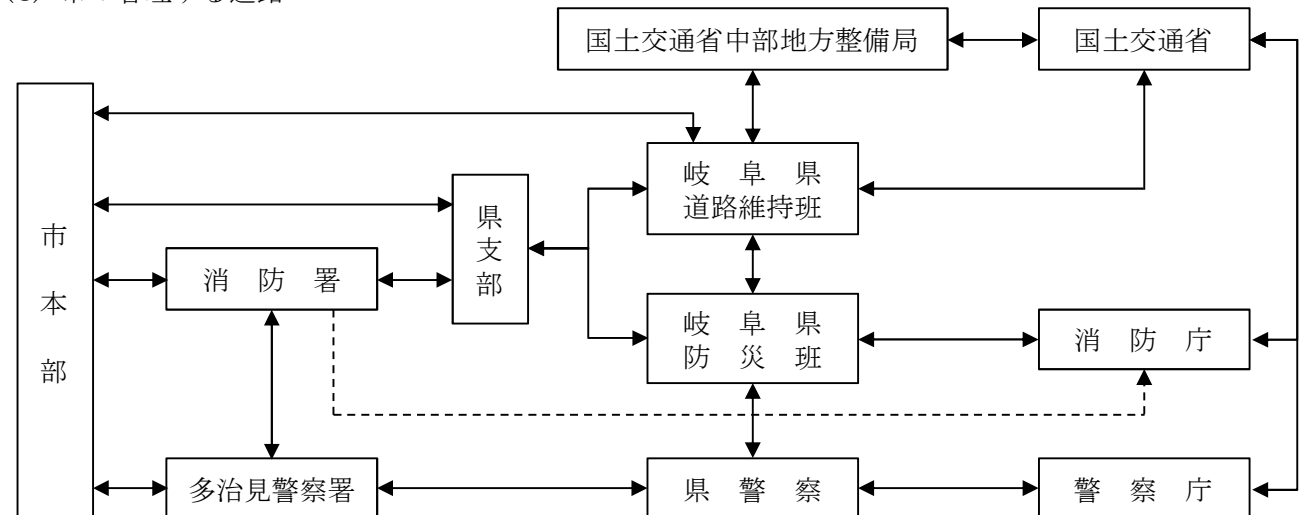
(1) 国の管理する道路



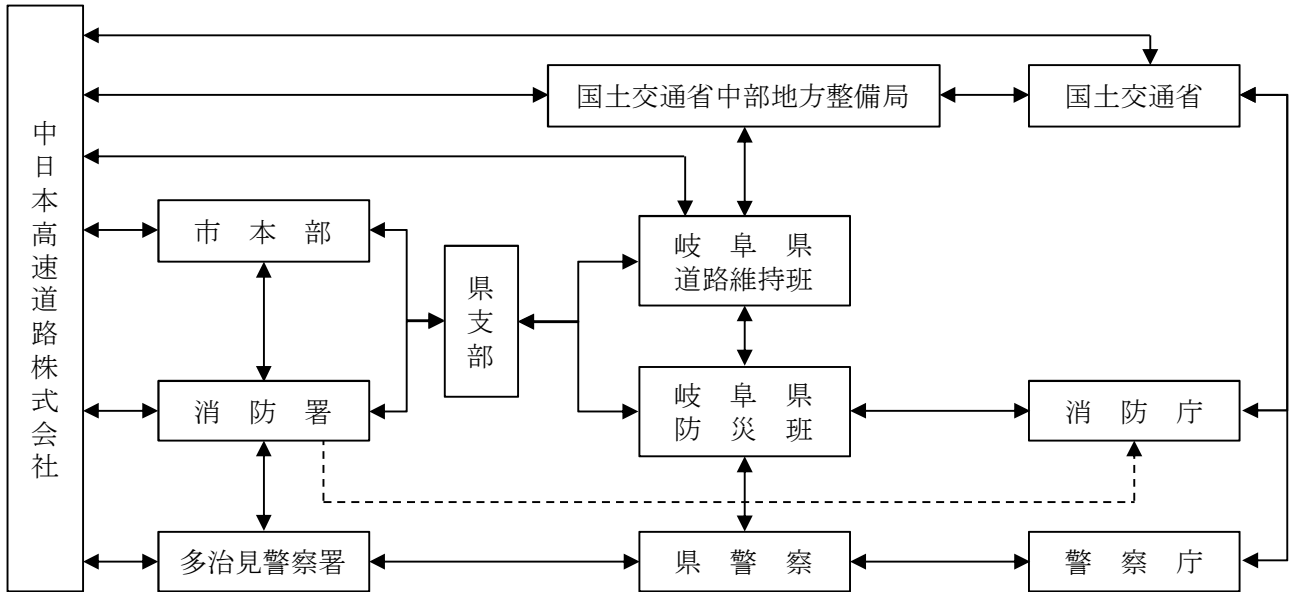
(2) 県の管理する道路



(3) 市の管理する道路



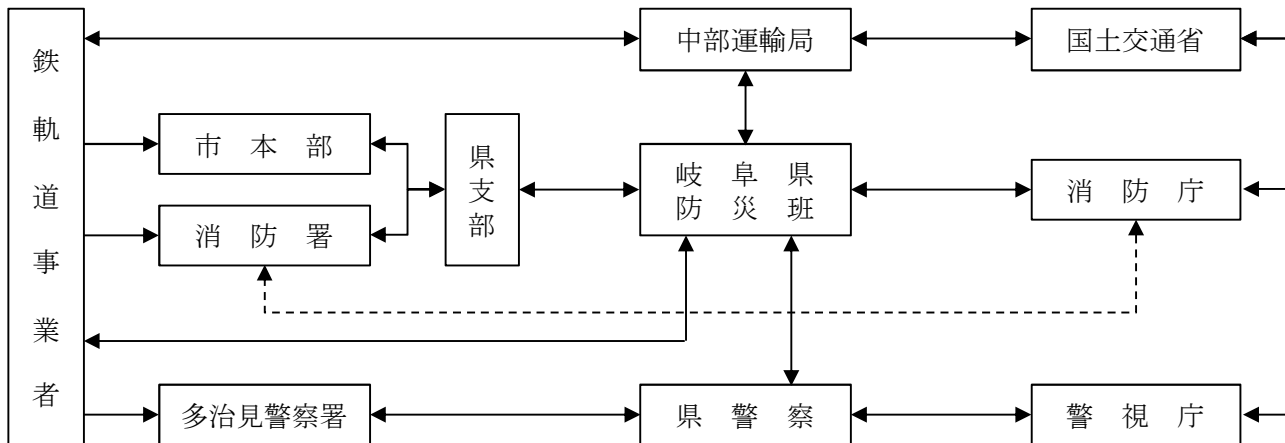
(4) 中日本高速道路株式会社の管理する道路



《本編》

- 第3章 第1節 第1項 災害対策本部運用計画
- 第3章 第3節 第1項 道路交通対策

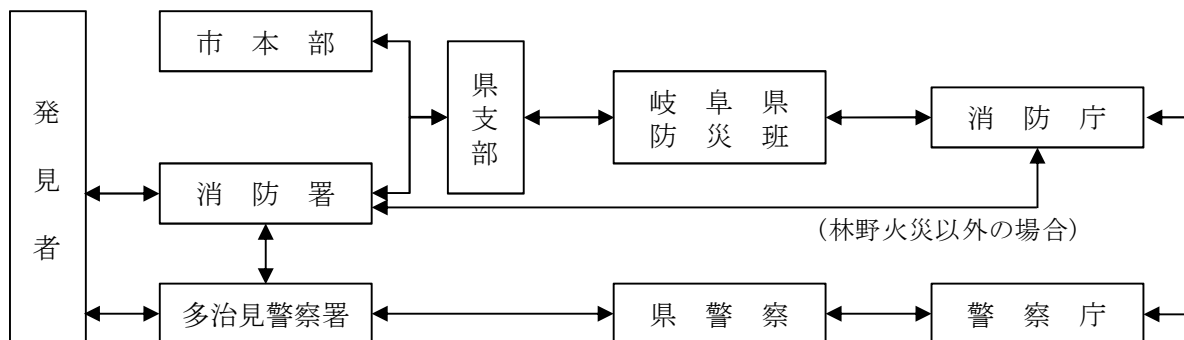
S3-01-01-10 鉄道災害発生時の情報伝達系統



《本編》

- 第3章 第1節 第1項 災害対策本部運用計画
- 第3章 第3節 第2項 鉄道に関する対策

S3-01-01-11 大規模火災発生時の情報伝達系統



《本編》

- 第3章 第1節 第1項 災害対策本部運用計画
- 第3章 第5節 第2項 消防計画

S3-02-01-01 自衛隊派遣要請手順

(1) 災害派遣手続き

- ・本部長（市長）は、災害派遣を必要とする事態が発生し、自衛隊の災害派遣要請を要する場合は、県防災課を通じて知事に対し、次に掲げる事項を把握できた範囲で明らかにし、電話又は口頭をもって依頼する。

<input type="checkbox"/> 災害の状況および派遣要請の理由 <input type="checkbox"/> 派遣を希望する期間 <input type="checkbox"/> 派遣を希望する区域および活動内容 <input type="checkbox"/> 受け入れ場所等 <input type="checkbox"/> その他参考となるべき事項
--

(2) 連絡先

1 通常時

区分	勤務時間内	勤務時間外
（災害対策本部設置時） 岐阜県災害対策本部 指揮総括チーム	058-272-1111(代)（時間内・時間外とも） 電話 058-272-1125 FAX 058-271-4119	
（災害対策本部未設置時） 岐阜県防災課		

2 県への通報が困難な場合

- ・通信の途絶等により知事への依頼ができない場合は、自衛隊等に通知する。

区分	勤務時間内	勤務時間外
陸上自衛隊第10師団 司令部（名古屋市守山区）	第3部防衛班 052-791-2191 内線 4237 FAX 4239 防災無線 651-712	司令部当直 052-791-2191 内線 4301
陸上自衛隊第10師団 第35普通科連隊	第3科 052-791-2191 内線 4832 FAX 4839 防災無線 651-714	第3科 052-791-2191 内線 4509(部隊当直) FAX 4839(第3科) 防災無線 651-713
航空自衛隊小牧基地 （小牧市）	第1輸送航空隊防衛部運用班 0568-76-2191 内線 4038 FAX 0568-76-6301 防災無線 653-710	基地当直 0568-76-2191 内線 4017 FAX 404 防災無線 653-711
航空自衛隊岐阜基地 （各務原市）	第2補給処企画課 058-382-1101 内線 2682 FAX 058-382-4899 防災無線 652-711	基地当直 058-382-1101 内線 2226 FAX 2318 防災無線 652-712
自衛隊岐阜地方協力本部 （岐阜市）	総務課 058-232-3127 FAX 058-232-3128	

《本編》

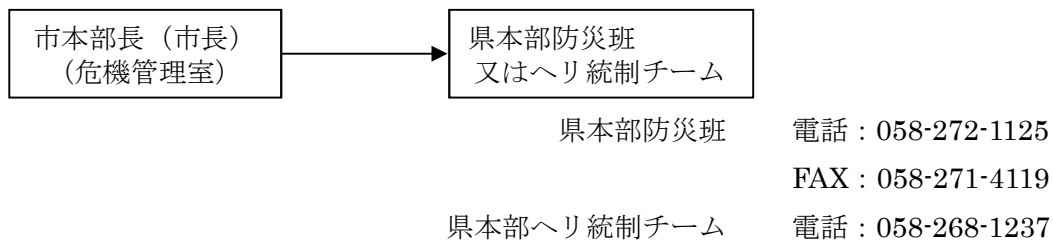
- 第3章 第2節 第1項 災害応援要請計画
- 第3章 第2節 第3項 自衛隊災害派遣要請計画

《マニュアル編》

- M3-02-01 災害応援要請計画

S3-02-01-02 自衛隊ヘリコプター応援要請

災害復旧物資等の輸送において、交通途絶時に長距離輸送を必要とし、他に適切な方法がない場合や、重傷病者の空中輸送を必要とし、他に適切な方法がない場合は、県本部ヘリ統制チームに自衛隊ヘリコプターの派遣要請を行う。



《本編》

- 第3章 第2節 第1項 災害応援要請計画
- 第3章 第2節 第3項 自衛隊災害派遣要請計画
- 第3章 第6節 第7項 医療・助産計画

《マニュアル編》

- M3-02-01 災害応援要請計画
- M3-06-07 医療・助産計画

S3-02-01-03 災害派遣部隊の受入・作業体制整備

(1) 受入体制整備の具体的措置

次の事項は、税務班が主導で実施する。

- 宿泊施設等の準備 派遣部隊の宿泊施設を確保し、あるいは野営施設を準備するとともに、必要に応じて当該施設に臨時電話を設置するよう努める。
- 必要物資等の調達 派遣部隊の行う作業に必要な地図、略図、資機材等を準備する。

(2) 作業体制整備の具体的措置

次の事項は、危機管理室が主導で実施する。

- 連絡場所の設置 速やかに連絡場所を設け、自衛隊及び県本部に通知する。
- 窓口の統一 危機管理室に連絡責任者を定め、自衛隊との連絡窓口を統一する。
- 協議体制の確立 作業の実施について現地指揮官と協議を行い、作業地区毎に連絡員を定める。
- 作業計画及び資機材の準備 派遣部隊の行う作業の作業計画を立て、作業に関連ある管理者等にも連絡しておく。
- 知事への報告 市長は、自衛隊の活動状況等について随時知事に報告する。

(3) 留意事項

- ア 自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、効率的な作業分担を行う。
- イ 諸作業に関係ある管理者の了解を得る。

《本編》

- 第3章 第2節 第1項 災害応援要請計画
- 第3章 第2節 第3項 自衛隊災害派遣要請計画

《マニュアル編》

- M3-02-01 災害応援要請計画

S3-02-01-04 自衛隊の活動

項 目	内 容
被害状況の把握	<input type="checkbox"/> 車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	<input type="checkbox"/> 避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	<input type="checkbox"/> 行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	<input type="checkbox"/> 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	<input type="checkbox"/> 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。 <input type="checkbox"/> 消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	<input type="checkbox"/> 道路若しくは水路が破壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	<input type="checkbox"/> り災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを利用する。
人員及び物資の緊急輸送	<input type="checkbox"/> 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	<input type="checkbox"/> り災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	<input type="checkbox"/> り災者に対し、入浴支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	<input type="checkbox"/> 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付けし、又は救出品を譲与する。
危険物の保安及び除去	<input type="checkbox"/> 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	<input type="checkbox"/> その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

※自衛隊の自主派遣

災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められる場合、自衛隊は、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

自主派遣の判断基準

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- 4 特に緊急を要し、都道府県知事からの要請を待ついとまがないこと。

《本編》

- 第3章 第2節 第1項 災害応援要請計画
- 第3章 第2節 第3項 自衛隊災害派遣要請計画

《マニュアル編》

- M3-02-01 災害応援要請計画

S3-02-01-05 災害派遣部隊の撤収要請

- 知事が本部長（市長）および派遣部隊の長と協議して行う。
- 災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、本部長（市長）は速やかに文書をもって知事に対しその旨報告する。
- 文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話をもって連絡しその後文書を提出する。

《本編》

- 第3章 第2節 第1項 災害応援要請計画
- 第3章 第2節 第3項 自衛隊災害派遣要請計画

《マニュアル編》

- M3-02-01 災害応援要請計画

S3-02-01-06 費用の分担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費のうち、市の負担区分は、原則として下記を基準とする。
- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費（自衛隊の装備を稼働させるため必要とする燃料を除く）汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊の装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費
- (2) その他上記分担区分に質疑が生じたときは、県支部に照会し、その都度決定する。

《本編》

- 第3章 第2節 第1項 災害応援要請計画
- 第3章 第2節 第3項 自衛隊災害派遣要請計画

《マニュアル編》

- M3-02-01 災害応援要請計画

S3-02-01-07 広域応援要請時に整理する事項

- (1) 県及び他の市町村に要請する場合

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 災害の状況<input type="checkbox"/> 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量<input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所及び期間<input type="checkbox"/> その他職員の応援について必要な事項 |
|---|

- (2) 市長が指定地方行政機関等に直接要請する場合

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 派遣を要請する理由<input type="checkbox"/> 派遣を要請する職員の職種別人員数<input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間<input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他の勤務条件<input type="checkbox"/> その他職員の派遣について必要な事項 |
|---|

- (3) 市長が知事に対し、職員の派遣について斡旋を求める場合

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 派遣の斡旋を求める理由<input type="checkbox"/> 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数<input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間<input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他の勤務条件<input type="checkbox"/> その他職員の派遣の斡旋について必要な事項 |
|--|

《本編》

- 第3章 第2節 第1項 災害応援要請計画
- 第3章 第2節 第4項 広域応援体制の確立

《マニュアル編》

- M3-02-01 災害応援要請計画

S3-02-01-08 災害時応援協定等一覧

(1) 国・県・市町村

	協定名	協定先	締結内容	締結年月日
1	岐阜県水道災害相互応援協定	岐阜県内の市町村、 県営水道用水供給事業者	給水用資器材、応急復旧用資器材等の貸与又は提供、応急給水作業、応急復旧作業について	平成9年 4月1日
2	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定	岐阜県、市長会、 町村会	物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん等について	平成10年 3月30日 平成30年 3月27日 (更新)
3	東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定	多治見市、関市、 美濃市、美濃加茂市、 土岐市、可児市、 瀬戸市、豊田市	物資等の提供、救援、応急復旧に必要な職員の派遣、被災者の受け入れ等について	平成17年 4月1日
4	瑞浪市、高浜市災害時相互応援協定	愛知県高浜市	物資等の提供、救援、応急復旧に必要な職員の派遣、災害ボランティアのあっせん等について	平成17年 11月8日
5	非常災害時における教育施設等開放に関する覚書	岐阜県立瑞浪高等学校	災害時において学校施設等を地域住民の避難場所として開放することについて	平成19年 12月17日
6	大規模土砂災害時における相互連携対応に関する協定	国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所、恵那市	被災状況等に関する情報共有、被災状況調査や災害応急対策に関する技術的支援及び受入について	平成23年 5月13日
7	災害時における相互応援に関する協定	埼玉県朝霞市	物資等の提供、救援、応急復旧に必要な職員の派遣、災害ボランティアのあっせん等について	平成23年 9月2日
8	災害時における相互応援に関する協定	滋賀県湖南市	物資等の提供、救援、応急復旧に必要な職員の派遣等について	平成25年 3月22日
9	越境避難に関する協定	御嵩町	越境避難地域の住民が当該自治体の避難施設を使用することについて	平成29年 9月28日
10	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定	国土交通省国土地理院	地理空間情報及び物品についての相互活用	令和2年 3月26日

(2) 民間企業・団体

	協定名	協定先	締結内容	締結年月日
1	災害支援協定に関する覚書	日本郵便株式会社 和合郵便局 日本郵便株式会社 瑞浪郵便局	災害時の情報・車両等の提供及び連携協力について	平成10年 3月27日 平成29年 6月30日 (更新)
2	災害時における医療救護活動に関する協定	社団法人土岐医師会	医療救護活動に対する協力について	平成12年 4月1日
3	応急生活物資の調達及び供給等に関する協定	(株)パロー	応急生活物資の調達及び供給等について	平成13年 3月1日

	協定名	協定先	締結内容	締結年月日
4	応急生活物資の調達及び供給等に関する協定	(協)メイト	応急生活物資の調達及び供給等について	平成13年3月1日
5	応急生活物資の調達及び供給等に関する協定	ピアゴ瑞浪店	応急生活物資の調達及び供給等について	平成13年3月1日
6	災害時における応援協力に関する協定	瑞浪市建設業協会	災害の防止及び応急復旧工事活動の協力について	平成16年2月23日
7	災害時における応援協力に関する協定	瑞浪管工事組合	災害の防止及び応急復旧工事活動の協力について	平成16年2月23日
8	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	社団法人岐阜県エルピーガス協会土岐支部	LPガスの供給及び運搬の協力について	平成17年2月16日
9	災害時の歯科医療救護協定に関する覚書	瑞浪歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動について	平成18年3月23日
10	アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定	釜戸ハムクラブ	アマチュア無線による災害時の情報の収集・伝達の協力について	平成21年9月28日
11	災害時の応援業務に関する基本協定	社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	市有施設等の災害復旧のための公共基準点並びに筆界点情報の収集及び復元について	平成22年9月3日
12	災害時における応援協力に関する協定	岐阜県造園緑化協会陶都支部瑞浪分区	災害の防止及び応急復旧工事活動の協力について	平成24年2月27日
13	災害時における応援協力に関する協定	有限会社イタガキ商事、株式会社橋本組	応急復旧活動及び被災者の救出等を目的とした建築物等の解体、災害廃棄物の撤去について	平成24年2月27日
14	災害時における一時的な避難場所としての使用に関する協定	明世カントリークラブ	所有する施設の一部を地域住民の一時的な避難所として使用する	平成24年7月2日
15	災害時における一時的な避難場所としての使用に関する協定	瑞浪高原ゴルフ倶楽部	所有する施設の一部を地域住民の一時的な避難所として使用する	平成24年10月26日
16	災害時における一時的な避難場所としての使用に関する協定	日吉ハイランド倶楽部	所有する施設の一部を地域住民の一時的な避難所として使用する	平成24年10月26日
17	災害時における一時的な避難場所としての使用に関する協定	東濃カントリー倶楽部	所有する施設の一部を地域住民の一時的な避難所として使用する	平成24年10月26日
18	災害時における一時的な避難場所としての使用に関する協定	中仙道ゴルフ倶楽部	所有する施設の一部を地域住民の一時的な避難所として使用する	平成24年10月26日
19	災害時における一時的な避難場所としての使用に関する協定	フォレストみずなみカントリークラブ	所有する施設の一部を地域住民の一時的な避難所として使用する	平成24年10月26日
20	災害時における一時的な避難場所としての使用に関する協定	クラウンカントリークラブ	所有する施設の一部を地域住民の一時的な避難所として使用する	平成24年10月26日

	協定名	協定先	締結内容	締結年月日
21	災害時における一時的な避難場所としての使用に関する協定	花の木ゴルフクラブ	所有する施設の一部を地域住民の一時的な避難所として使用する	平成 24 年 10 月 26 日
22	災害時における一時的な避難場所としての使用に関する協定	デイリー瑞浪カントリー倶楽部	所有する施設の一部を地域住民の一時的な避難所として使用する	平成 24 年 10 月 26 日
23	災害時における一時的な避難場所としての使用に関する協定	瑞陵ゴルフ倶楽部	所有する施設の一部を地域住民の一時的な避難所として使用する	平成 24 年 10 月 26 日
24	災害時における一時的な避難場所としての使用に関する協定	ゴルフ 5 カントリーみずなみコース	所有する施設の一部を地域住民の一時的な避難所として使用する	平成 24 年 10 月 26 日
25	災害時における一時的な避難場所としての使用に関する協定	ベルフラワーカントリー倶楽部	所有する施設の一部を地域住民の一時的な避難所として使用する	平成 24 年 10 月 26 日
26	災害時における一時的な避難場所としての使用に関する協定	グリーンヒル瑞浪ゴルフ倶楽部	所有する施設の一部を地域住民の一時的な避難所として使用する	平成 24 年 10 月 26 日
27	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	社会福祉法人 美濃陶生苑 特別養護老人ホーム「みずなみ陶生苑」	所有する施設の一部を福祉避難場所として災害時要援護者の一時的な避難所として使用する	平成 25 年 3 月 27 日
28	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	社会福祉法人 五常会 特別養護老人ホーム「みずなみ瀬戸の里」	所有する施設の一部を福祉避難場所として災害時要援護者の一時的な避難所として使用する	平成 25 年 3 月 27 日
29	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	医療法人瑞岐会 介護老人保健施設「ひざし」	所有する施設の一部を福祉避難場所として災害時要援護者の一時的な避難所として使用する	平成 25 年 3 月 27 日
30	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	社会福祉法人 千寿会 特別養護老人ホーム「千寿の里（西小田・山田）」	所有する施設の一部を福祉避難場所として災害時要援護者の一時的な避難所として使用する	平成 25 年 3 月 27 日
31	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	社会福祉法人岐阜県福祉事業団「岐阜県立サニーヒルズみずなみ」	所有する施設の一部を福祉避難場所として災害時要援護者の一時的な避難所として使用する	平成 25 年 3 月 27 日
32	災害時における応急対策活動に関する協定	岐阜県瓦葺組合 土岐・瑞浪支部	住宅等の屋根に発生した被害に対する応急処置の協力	平成 25 年 3 月 27 日
33	災害時における応援協力に関する協定	一般社団法人多治見建設業協会	災害の防止及び応急復旧工事活動の協力について	平成 25 年 11 月 26 日
34	災害時の医療救護に関する協定	岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃厚生病院	災害時における医療救護活動に対する協力について	平成 25 年 12 月 6 日
35	災害時における薬剤の指導、医療品管理等に関する協定	瑞浪市薬剤師会	災害時の救護所における薬剤の指導、医薬品管理等による医療救護活動について	平成 26 年 2 月 13 日

	協定名	協定先	締結内容	締結年月日
36	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会	市民福祉センター「ハートピア」における福祉避難所の設置運営の協力について	平成26年 2月20日
37	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	岐阜県石油商業組合 瑞浪支部	災害時に必要な石油類燃料の調達及び安定供給について	平成26年 12月24日
38	災害時における避難所施設利用及び支援協力に関する協定	学校法人安達学園 中京学院大学	災害時における避難所としての施設利用及び避難所運営の支援協力について	平成27年 6月2日
39	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害 対策センター	災害時に必要な物資の調達及び供給等について	平成27年 10月13日
40	特設公衆電話の設置等に関する覚書	西日本電信電話株式 会社岐阜支店	特設公衆電話の設置について	平成28年 7月6日
41	瑞浪市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	災害時の下水施設の維持、修繕に関する工事その他の支援について	平成28年 7月6日 (初回)
42	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害時の情報発信等の支援について	平成28年 9月1日
43	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下 水道管路管理業協会	災害時の協定下水道施設等の機能の早期復旧にかかる支援について	平成30年 4月26日
44	災害時等における要配慮者の輸送協力に関する協定	有限会社 SKU	災害時における要配慮者の福祉避難所等への輸送協力について	平成30年 6月1日
45	災害時等における要配慮者の輸送協力に関する協定	有限会社 小林タク シー	災害時における要配慮者の福祉避難所等への輸送協力について	平成30年 6月1日
46	災害時等における要配慮者の輸送協力に関する協定	東鉄タクシー株式 会社	災害時における要配慮者の福祉避難所等への輸送協力について	平成30年 6月1日
47	災害時等における要配慮者の輸送協力に関する協定	平和コーポレーシ ョン株式会社	災害時における要配慮者の福祉避難所等への輸送協力について	平成30年 6月1日
48	大規模停電時における対応についての覚書	中部電力パワーグリ ッド株式会社多治見 営業所	大規模停電発生時の対応について	平成30年 12月20日
49	災害時等における支援協力に関する協定	司企業株式会社	災害時等における緊急物資輸送及び一時的な避難場所としての使用に関すること。	令和元年 7月8日
50	災害時における応援協力に関する協定	多治見地区電気工事 業協同組合瑞浪部会	市有施設等の電気設備の被災状況に関する調査及び応急対応について	令和2年 7月6日
51	非常災害発生時における土地等の使用に関する覚書	中部電力パワーグリ ッド株式会社多治見 営業所	非常災害の復旧のための基地としての使用について	令和2年 7月10日
52	瑞浪市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	社会福祉法人瑞浪市 社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置及び運営について	令和2年 11月16日

	協定名	協定先	締結内容	締結年月日
53	応急生活物資の調達及び供給等に関する協定	株式会社オークワ	応急生活物資の調達及び供給並びに店舗駐車場を一時的な避難場所等として使用することについて	令和2年 11月16日
54	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	株式会社ユタカファーマシー	応急生活物資の調達及び供給等について	令和2年 12月8日
55	災害時における応急生活物資供給に関する協定	生活協同組合コープぎふ	応急生活物資の供給及び運搬等について	令和3年 2月4日
56	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン中部支社	地図製品等の供給等について	令和3年 2月5日
57	災害時における支援協力に関する協定	株式会社エイ・ダブリュ瑞浪	一時避難場所・救援物資等受入施設・ライフライン復旧工事等に必要な用地の提供及び荷役支援等について	令和3年 3月3日
58	大規模災害時における道路啓開等に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社多治見営業所	停電復旧に係る応急措置の実施に支障となる障害物等の除去等の実施について	令和3年 3月26日
59	災害時における資機材供給に関する協定	東濃コア株式会社	避難所の設営等に必要段ボール資機材の供給等について	令和3年 3月29日

《本編》

- 第3章 第2節 第1項 災害応援要請計画
- 第3章 第2節 第4項 広域応援体制の確立

《マニュアル編》

- M3-02-01 災害応援要請計画

S3-02-01-09 防災関係機関所在地・電話一覧

(1) 瑞浪市

機関名	所在地	電話	FAX
瑞浪市役所	瑞浪市上平町 1-1	68-2111(代表) 68-9736 (危機管理室直通)	68-8749(庁舎 3F) 68-9861(庁舎 2F)
	県防災行政無線番号	532-2-331	532-719
瑞浪市消防本部	瑞浪市土岐町 112-1	68-2001	68-4119
	県防災行政無線番号	536-701	536-719
瑞浪市消防署陶分署	瑞浪市陶町水上 384-9	65-4188	65-4043

(2) 岐阜県の機関

機関名	所在地	電話	FAX
岐阜県庁	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-1111	
岐阜県災害対策本部 (防災課)	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-1125	058-271-4119
	県防災行政無線番号	83-400-730	400-725
岐阜県警察本部	岐阜市藪田南 2-1-1	058-271-2424	
岐阜県消防学校	各務原市川島小網町 2151	0586-89-3226	0586-89-4193
	県防災行政無線番号	83-401-701	401-719
岐阜県防災航空センター	各務原市那加官有無番地	058-385-3772	058-385-3774
	県防災行政無線番号	83-650-701	
岐阜県ドクターヘリ	岐阜市柳戸 1 番 1	058-230-6000 (岐阜大学医学部付 属病院)	
東濃県事務所	多治見市上野町 5-68-1	23-1111 (内 209)	25-0079
	県防災行政無線番号	83-530-701	530-730
	県防災無線 FAX	530-2-700	
多治見土木事務所	多治見市上野町 5-68-1	23-1111	25-7224
	県防災行政無線番号	83-530-702	530-731
東濃農林事務所	多治見市上野町 5-68-1	23-1111	23-9440
	県防災行政無線番号	530-2-286	
多治見警察署	多治見市宝町 6-65	22-0110	25-5737

(3) 国土交通省中部地方整備局

機関名	所在地	電話	FAX
多治見砂防国道事務所	多治見市小田町 4-8-6	25-8020	
庄内川河川事務所 土岐川出張所	多治見市前畑町 1-39-1	23-8505	

機関名	所在地	電話	FAX
庄内川河川事務所 小里川ダム管理支所	恵那市山岡町田代 1565-21	0573-59-0056	

(4) 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話	FAX
東海農政局岐阜県拠点	岐阜市中鶉 2-26	058-271-4044	058-274-0656
瑞浪郵便局	瑞浪市寺河戸町 1177-1	68-3802	
岐阜地方気象台	岐阜市加納二之丸 6	058-271-4108	058-274-5419
東濃森林管理署	中津川市付知町 8577-4	0573-82-2108	0573-82-2109

(5) 指定公共機関

機関名	所在地	電話	FAX
東海旅客鉄道(株) 瑞浪駅	瑞浪市寺河戸町(無番地)	68-2036	68-0702
中部電力(株) 多治見営業所	多治見市上野町 5-1 (暴風警報発表時)	22-1181 23-5508	25-5957 25-8217
西日本電信電話(株)岐阜支店	岐阜市八ツ寺町 1-15	058-214-8417	058-262-1954
日本赤十字社 岐阜県支部	岐阜市茜部中島 2-9	058-272-3561	058-274-6938
日本赤十字社 岐阜県支部 瑞浪市地区	瑞浪市上平町 1-1	68-2111	68-0294 (社会福祉課)

(6) 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話	FAX
東濃鉄道株式会社	多治見市栄町 1-38	22-1231	22-0422
平和コーポレーション株式会社	瑞浪市和合町2-216-2	68-5175	67-3058

(7) 自衛隊

機関名	所在地	電話	FAX
陸上自衛隊第35普通科 連隊(守山)第3科	愛知県名古屋市 守山区守山 3-12-1	052-791-2191(内 4832)	052-791-2191(内 4839)
	防災行政無線	6-651-714	651-710
航空自衛隊 小牧基地 防衛部運用班	愛知県小牧市 春日寺 1-1	0568-76-2191(内 4038) (内 4032)	0568-76-6301
	防災行政無線	6-653-711	653-710
航空自衛隊 岐阜基地 第2補給処企画課	岐阜県各務原市 那加官有無番地	058-382-1101(内 2682)	058-382-4899
	防災行政無線	652-711(事務室)	652-710

(8) 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	所在地	電話	FAX
陶都信用農業協同組合	多治見市音羽町 3-23	21-2000	25-8011
瑞浪商工会議所	瑞浪市寺河戸町 1043-2	67-2222	
土岐医師会	土岐市土岐津町高山 4	55-3740	55-0466
瑞浪歯科医師会	会長宅		
瑞浪市薬剤師会	会長宅		
陶都森林組合	瑞浪市一色町 4-87	68-3027	68-4168

(9) 報道機関

機関名	所在地	電話	FAX
朝日新聞社 岐阜東部支局	多治見市音羽町 4-21 ハヤシ 2 A 棟 1 階	22-0745	22-0194
岐阜新聞社 東濃総局	多治見市本町 5-34-1 タイムビル 3F	22-2371	22-1864
共同通信社 岐阜支局	岐阜市今小町 10	058-262-0316	058-266-8036
中部経済新聞社 東濃支局	多治見市上野町 1-75 日映マンションⅢ602 号	23-7812	23-7812
中日新聞社 多治見支局	多治見市音羽町 4-39	22-3121	23-5331
毎日新聞社 多治見通信部	多治見市西坂町 5-102	22-1724	23-9021
読売新聞社 多治見通信部	多治見市青木町 3-2 タウン青木 407 号	24-0091	25-5515
NHK 多治見報道室	多治見市音羽町 4-15-1 オリエンタルタワーズウエスト 404 号	22-6618	25-1280
東濃新報社	多治見市音羽町 4-11	22-4306	25-0909
ケーブルテレビ おりべネットワーク	多治見市音羽町 4-71-1	24-7733	24-7735
(株)東濃ニュース	多治見市生田町 2-193-8	23-5091	23-5091

(10) その他の公共機関

機関名	所在地	電話	FAX
瑞浪市社会福祉協議会	瑞浪市樽上町 1-77	68-4148	68-4183

《本編》

- 第 2 章 第 2 節 第 1 項 災害応援要請計画
- 第 2 章 第 2 節 第 4 項 広域応援体制の確立
- 第 3 章 第 4 節 第 3 項 災害通信計画

《マニュアル編》

- M3-02-01 災害応援要請計画

S3-02-01-10 災害対策基本法に基づく従事命令等

災害応急対策実施のための要員が一般の動員、災害対策作業員の雇上げ等の方法によってもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認められるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

(1) 従事命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	法律根拠	執行者
消 防	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員又は消防団員
水 防	従事命令	水防法第 24 条	市長、消防長
災害救助作業 (災害救助法適用救助のため)	従事命令	災害救助法第 24 条	県知事
	協力命令	災害救助法第 25 条	県知事
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災害対策基本法第 71 条	県知事
	協力命令	災害対策基本法第 71 条	県知事
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	市長
		災害対策基本法第 65 条第 2 項、第 3 項	警察官、自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第 4 条	警察官
		自衛隊法第 94 条第 1 項	自衛官

(2) 命令の対象者

命令区分	従 事 対 象 者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築業者及びこれらの者の従業者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道事業者及びその従業者 7 軌道事業者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送事業者及びその従業者 10 港湾運送事業者及びその従業者
災害救助その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災害対策基本法による町長、警察官、自衛官の従事命令)	区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般 (警察官職務執行法による警察官)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

(3) 実費弁償

従事命令等により災害応急対策に従事した者で、公用令書(様式 6~10 号)にかかり実費を要した場合、様式 12 号「実費弁償請求書」により実費分を弁償する。

(4) 損害補償

従事命令等により災害応急来策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区分	災害救助(県知事命令)	災対法(県知事命令)	市町村長等の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	「非常勤消防団員等」及び「災害に伴う応急措置に従事した者」にかかる損害賠償の各条例
補償等の種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金
支給額	施行令で定める額	条例で定める額	条例で定める額
請求様式	様式 13 号 災害救助法による扶助金支給申請書	様式 14 号 災害対策基本法による損害補償費支払い請求書	市町村で定める様式

《本編》

- 第 3 章 第 2 節 第 1 項 災害応援要請計画
- 第 3 章 第 2 節 第 2 項 技術者等の強制従事に関する計画

《マニュアル編》

- M3-02-01 災害応援要請計画

S3-02-01-11 応援部隊の活動拠点候補地

応援部隊が救助・消火活動、ライフライン事業者が復旧活動等を実施する、活動拠点候補地は次のとおりである。

名称	面積	警察	自衛隊	緊急消防援助隊	ライフライン事業者
瑞浪中央公園	16,600m ²	○	○	○	○
樽上公園	13,000m ²	○		○	○
小田西部中央公園	10,000m ²	○		○	○
市民公園(いこいの広場)	5,200m ²	○		○	
市民野球場	19,000m ²	○	○	○	○
市民競技場	24,100m ²	○	○	○	○

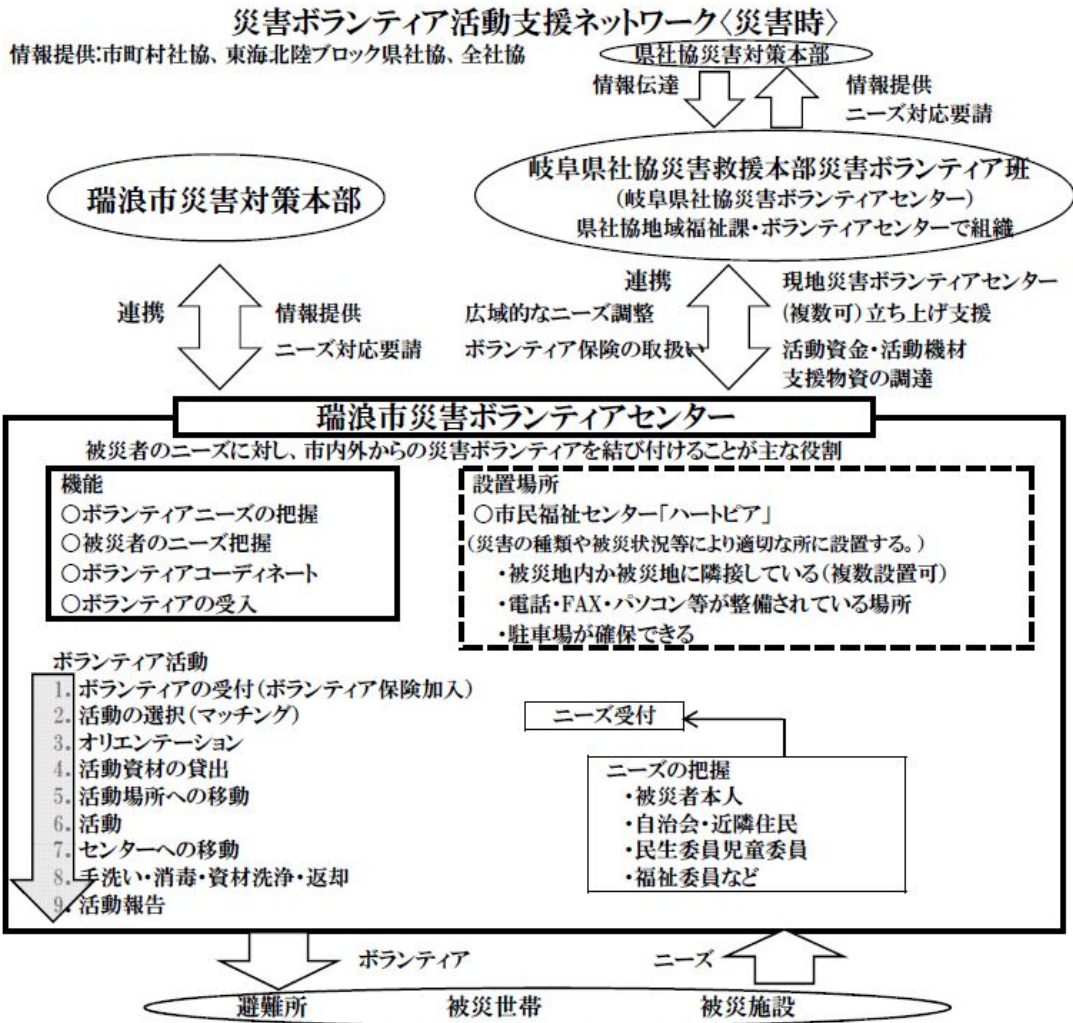
S3-02-01-12 地域内輸送拠点候補地

県から輸送される支援物資の収集や仕分け、保管を行い、避難所のニーズに応じて物資の輸送を実施する、地域内輸送拠点候補地は次のとおりである。

名称	利用可能面積
市民体育館(搬入先:第2競技場)	600m ²
瑞浪中央公園	13,000m ²

S3-02-05-01 災害時のボランティア活動

- 1 被災者の人命救助や負傷者の手当て
専門的技術や重い責任が要求されるため、医師、看護師等の活動が中心となる。
- 2 被災建物の危険度調査
被災した建物が、その後の余震に耐えられるかどうかを判定する業務であり、建築士等で専門的な技術を習得した人が中心となる。
- 3 被災者の生活支援
これが一般的なボランティアの活動であり、その内容としては次のようなものがある。
 - (1) 避難所援助
 - ・飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け
 - ・洗濯、入浴、理美容サービス
 - ・高齢者・身体障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話相手
 - ・子どもの世話、学習援助、メンタルケア
 - ・避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（ミニコミ紙の作成・配布等）
 - (2) 在宅援助
 - ・身体障がい者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）
 - ・食料・飲料水・生活物品の提供
 - ・生活情報の提供（ミニコミ紙の作成・配布等）
 - ・メンタルケア
 - ・家屋後片付け
 - ・洗濯、入浴、理美容サービス等
 - (3) その他
 - ・被災者のニーズの把握・援助
 - ・被災者の健康状態のチェック
 - ・家屋修繕
 - ・ホームステイ・里親
 - ・営業マップの作成・配布
 - ・引っ越しの手伝い等



- 《本編》
- 第3章 第2節 第5項 ボランティア活動
- 《マニュアル編》
- M3-02-05 ボランティア活動

S3-03-01-01 地震時における通行規制時に運転者の取るべき措置

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。
- ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
 - エ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しないこと。
- (3) 災対法に基づく交通規制が行われたとき、通行禁止区域等内にある運転者は次の措置をとること。
- ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、道路の規制実施区間以外の場所
 - 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 通行禁止区域等内において、警察官、道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。
その際、警察官、道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官、道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

《本編》

➤ 第3章 第3節 第1項 道路交通対策

《マニュアル編》

➤ M3-03-01 道路交通対策

S3-03-01-02 道路標識に明示する事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">□ 禁止、制限の対象□ 規制する区間又は区域□ 規制する期間□ 規制する理由□ 指定迂回路（図示する。） |
|--|

《本編》

➤ 第3章 第3節 第1項 道路交通対策

《マニュアル編》

➤ M3-03-01 道路交通対策

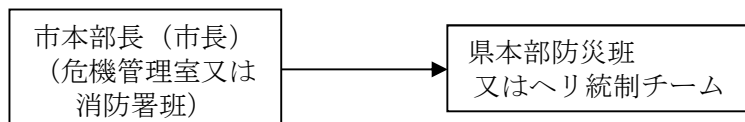
S3-03-03-01 県防災ヘリコプター支援要請

- (1) 住民の生命、身体、財産を保護するため緊急を要し、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合、支援要請は、消防長(消防部)から岐阜県防災航空センターに電話及びファクシミリにより行う。

岐阜県防災航空センター	電話:058-385-3772
	FAX:058-385-3774

- (2) 災対法第 68 条に基づく応援要請

物資及び負傷者等の搬送、災害情報収集等のため、防災ヘリコプターの応援が必要な場合には、本部長(市長)から県本部ヘリ統制チームに出動要請を行う。



県本部防災班 電話：058-272-1125

FAX：058-271-4119

県本部ヘリ統制チーム 電話：058-268-1237

※重傷者の搬送等で緊急を要する場合は、岐阜県防災航空センターに県防災ヘリコプターの出動要請を行う。又は、岐阜大学医学部付属病院(058-230-6000)に県ドクターヘリコプターの出動要請を行う。

《本編》

- 第3章 第3節 第3項 輸送計画
- 第3章 第5節 第1項 災害防除計画
- 第3章 第5節 第7項 県防災ヘリコプター支援要請計画
- 第3章 第6節 第7項 医療・助産計画

《マニュアル編》

- M3-03-03 輸送計画
- M3-05-01 災害防除計画
- M3-06-07 医療・助産計画

S3-03-03-02 ヘリコプター緊急離着陸場

所在地	座 標	
樽の上野球場	E 137° 15' 10"	N 35° 21' 44"
瑞浪市民競技場	E 137° 14' 30"	N 35° 22' 29"
瑞浪小学校グラウンド	E 137° 14' 39"	N 35° 21' 42"
明世小学校 "	E 137° 14' 01"	N 35° 22' 13"
土岐小学校 "	E 137° 15' 50"	N 35° 22' 33"
釜戸小学校 "	E 137° 18' 06"	N 35° 24' 36"
日吉小学校 "	E 137° 14' 14"	N 35° 24' 52"
稲津小学校 "	E 137° 16' 46"	N 35° 20' 37"
陶小学校 "	E 137° 19' 10"	N 35° 19' 14"
瑞浪中学校 "	E 137° 15' 18"	N 35° 21' 19"
瑞浪北中学校 "	E 137° 15' 05"	N 35° 22' 26"
大湫町 "	E 137° 17' 07"	N 35° 25' 45"
瑞浪市民日吉 "	E 137° 14' 16"	N 35° 25' 14"
瑞浪南中学校 "	E 137° 16' 49"	N 35° 20' 48"
瑞浪高校 "	E 137° 15' 54"	N 35° 21' 35"
市内各ゴルフ場	岐阜県と各ゴルフ場との協定により、離着陸は適宜	

《本編》

- ▶ 第3章 第3節 第3項 輸送計画
- ▶ 第3章 第5節 第1項 災害防除計画
- ▶ 第3章 第5節 第7項 県防災ヘリコプター支援要請計画
- ▶ 第3章 第6節 第7項 医療・助産計画

《マニュアル編》

- ▶ M3-03-03 輸送計画
- ▶ M3-05-01 災害防除計画
- ▶ M3-06-07 医療・助産計画

S3-03-03-03 県防災ヘリコプター場外離着陸場

施設名	所在地	座 標
二本木公園	瑞浪市南小田町 4 丁目 125	E 137° 14' 31" N 35° 21' 08"
小里川ダム	瑞浪市陶町猿爪 1072-112	E 137° 18' 51" N 35° 19' 51"

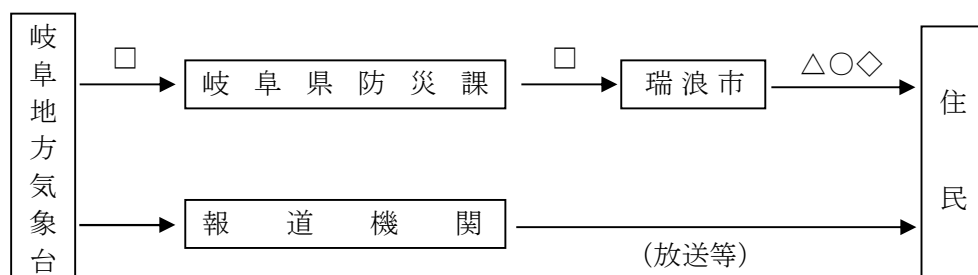
《本編》

- 第3章 第3節 第3項 輸送計画
- 第3章 第5節 第1項 災害防除計画
- 第3章 第5節 第7項 県防災ヘリコプター支援要請計画
- 第3章 第6節 第7項 医療・助産計画

《マニュアル編》

- M3-03-03 輸送計画
- M3-05-01 災害防除計画
- M3-06-07 医療・助産計画

S3-04-01-01 地震情報の伝達系統図



凡例

- : 地域防災計画、行政協力、その他による伝達系統
- : 岐阜県防災行政無線
- △ : 瑞浪市防災行政無線
- : 防災ラジオ
- ◇ : 防災・防犯「絆」メール、市公式LINE（緊急地震速報は除く）

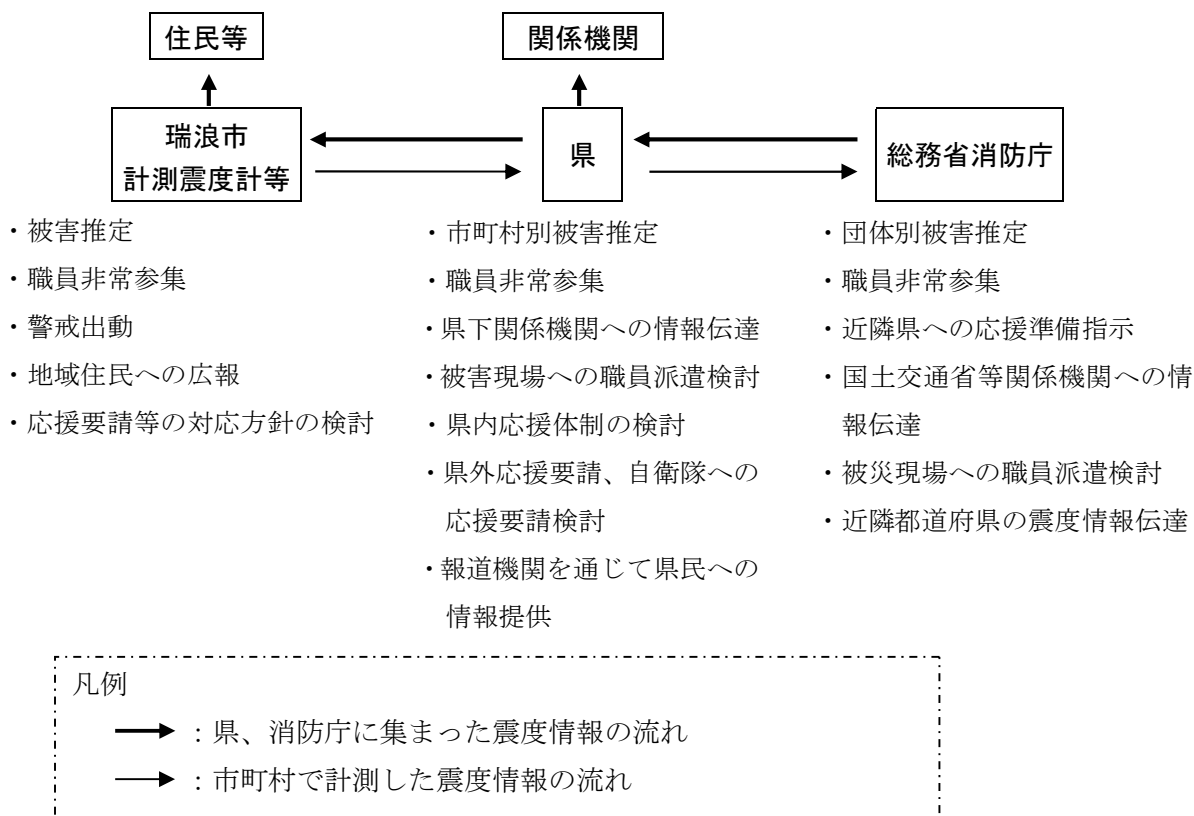
《本編》

- 第3章 第4節 第1項 災害情報計画

《マニュアル編》

- M3-04-01 災害情報計画

S3-04-01-02 震度情報の伝達系統図



《本編》

➢ 第3章 第4節 第1項 災害情報計画

《マニュアル編》

➢ M3-04-01 災害情報計画

S3-04-01-03 地震発生直後において収集すべき被害情報

1	土砂災害の発生状況
2	人命危険の有無及び人的被害の発生状況
3	家屋等建物の倒壊状況
4	火災等の二次災害の発生状況及び危険性
5	避難の必要の有無及び避難の状況
6	住民の動向
7	道路及び交通機関の被害状況
8	電気、水道、下水道、電話等ライフラインの被害状況
9	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

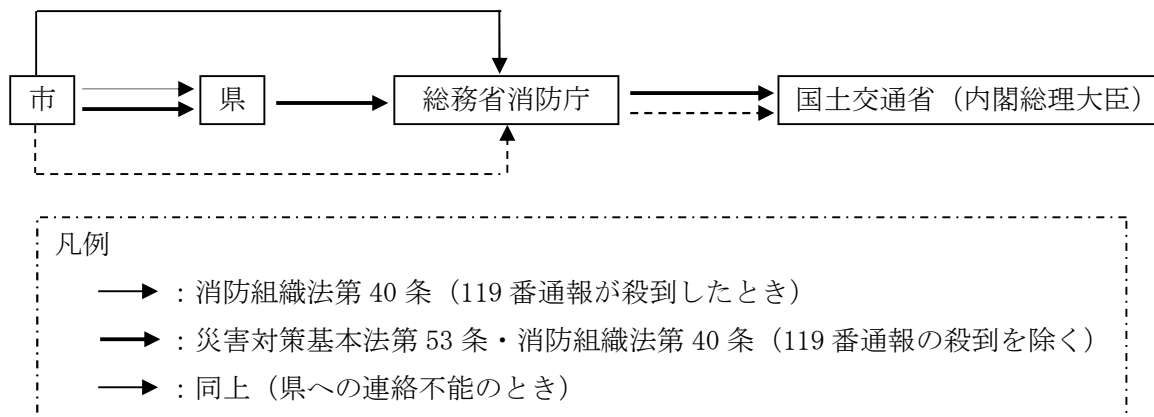
《本編》

➢ 第3章 第4節 第1項 災害情報計画

《マニュアル編》

➢ M3-04-01 災害情報計画

S3-04-01-04 災害対策基本法第53条及び消防組織法第40条に基づく被害状況等の報告ルート



《本編》

➤ 第3章 第4節 第1項 災害情報計画

《マニュアル編》

➤ M3-04-01 災害情報計画

S3-04-01-05 第2段階において収集すべき被害情報

1	被害状況
2	避難指示又は警戒区域の設定状況
3	避難所の設備状況
4	避難生活の状況
5	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
6	電気、水道、下水道、電話等ライフラインの復旧状況
7	医療機関の開設状況
8	救護所の設置及び活動状況
9	傷病者の収容状況
10	道路及び交通機関の復旧状況

《本編》

➤ 第3章 第4節 第1項 災害情報計画

《マニュアル編》

➤ M3-04-01 災害情報計画

S3-04-01-06 異常現象発見者の通報先

異常現象を発見した者は、次の区分により関係機関に通報しなければならない。

<input type="checkbox"/> 火災に関する現象	消防機関（消防署班）
<input type="checkbox"/> 水防に関する現象	水防機関（土木班、消防署班、消防団）又は警察官
<input type="checkbox"/> その他の現象	消防署班、警察官

《本編》

➤ 第3章 第4節 第1項 災害情報計画

《マニュアル編》

➤ M3-04-01 災害情報計画

S3-04-01-07 消防署班による異常現象の通報先

通報のあった異常現象のうち、次の現象について、関係機関へ連絡するとともに住民への周知徹底を図る。

<input type="checkbox"/> 岐阜地方气象台	気象及び地震に関する現象
<input type="checkbox"/> 県支部関係機関	災害発生のおそれのある異常現象
<input type="checkbox"/> 隣接市町	隣接する市町に影響を与えるおそれのある異常現象

《本編》

➤ 第3章 第4節 第1項 災害情報計画

《マニュアル編》

➤ M3-04-01 災害情報計画

S3-04-01-08 雨量計設置場所

設 置 場 所	所 在 地
市 役 所	瑞浪市上平町 1-1
日吉コミュニティーセンター	瑞浪市日吉町 4093-2
釜戸コミュニティーセンター	瑞浪市釜戸町 2673-1
大湫コミュニティーセンター	瑞浪市大湫町 422-1
陶コミュニティーセンター	瑞浪市陶町猿爪 405-1
稲津コミュニティーセンター	瑞浪市稲津町小里 697-1
消 防 本 部	瑞浪市土岐町 112-1
消 防 署 陶 分 署	瑞浪市陶町水上 384-9
国土交通省所管 瑞 浪	瑞浪市樽上町
国土交通省所管 論 析	瑞浪市釜戸町論析 2412
国土交通省所管 日 吉	瑞浪市日吉町 4093-2
国土交通省所管 陶	瑞浪市陶町大川十三塚
岐 阜 県 所 管 陶	瑞浪市陶町大川藤塚 715
岐 阜 県 所 管 日 吉	瑞浪市日吉町平岩

《本編》

- 第3章 第4節 第1項 災害情報計画

《マニュアル編》

- M3-04-01 災害情報計画

S3-04-01-09 大雨による瑞浪市内の異常気象時通行規制区間一覧

路線名	規制区間		規制基準	
	自 市 町村字 至 市 町村字	延長 (km)	規制基準値 (mm)	
			通行注意	通行止
			時間雨量	時間雨量
		連続雨量	連続雨量	
県管理道路（県道）				
大西瑞浪線	瑞浪市明世町月吉字大垣外～	1.7		40
	瑞浪市明世町山野内字西山			120
武並土岐多治見線	瑞浪市釜戸町上切～	1.3		40
	瑞浪市釜戸町下切			120
恵那御嵩線	瑞浪市釜戸町～	5.0	60	30
	恵那市三郷町佐々良木			80
	瑞浪市釜戸町西大島～	2.6		40
	瑞浪市大湫町西			120
飛驒木曾川公園線	瑞浪市日吉町字吉原～	3.6		40
	瑞浪市日吉町丑ヶ渕			120

《本編》

- 第3章 第4節 第1項 災害情報計画

《マニュアル編》

- M3-04-01 災害情報計画

S3-04-01-10 被害状況報告の調査・報告分担表

被害等区分	収集、報告班	調査機関、事項	調査班	協力機関
住宅等一般被害	税務班	住宅等一般被害	社会福祉班、税務班	自治会、 民生委員・児童委員
社会福祉施設被害	社会福祉班 高齢福祉班 子育て支援班	高齢者施設 児童施設 各施設	社会福祉班 高齢福祉班 子育て支援班 各幼稚園班 各施設班	社会福祉協議会
医療、衛生施設被害	健康づくり班 上下水道班 環境班	医療施設 水道施設 下水道施設 公衆衛生施設	健康づくり班 上下水道班 上下水道班・浄化班 環境班・清掃班	医師会 管工事組合
商工業関係被害	商工班	商工業関係被害	商工班	商工会議所
観光施設被害	商工班	観光施設被害	商工班	観光協会
農業関係被害	農林班	農業被害	農林班	農業協同組合
林業関係被害	農林班	林業被害	農林班	森林組合、財産区
土木施設被害	土木班	土木被害	土木班	自治会、建設業協会
都市施設被害	都市計画班	都市施設被害	都市計画班	
教育関係被害	教育総務班	学校施設被害 文化財被害 その他の文教 施設被害	学校教育班 スポーツ文化班 スポーツ文化班、給食班 社会教育班、図書館	学校経営者 文化財所有者 文化財管理者
市財産被害	総務班	市財産被害	総務班、各施設管理者	
総合被害	危機管理室		各班	
火災等の情報	予防班		予防班	消防団
水防情報	土木班		土木班、警防班	消防団

- (注) 1 調査、報告の責任者は、各部班においてあらかじめ定め、関係機関に報告しておく。
 2 収集、報告班とは、部門別の被害状況等の収集あるいは県支部に対する報告を行う班である。
 3 自治会に被害の概況を依頼する場合は危機管理室が担当する。

《本編》

➤ 第3章 第4節 第1項 災害情報計画

《マニュアル編》

➤ M3-04-01 災害情報計画

S3-04-01-11 調査・報告の種別

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他災害条件によって一定できないが、おおむね次の区分によって行う。

種別区分	調査報告事項	報告期限
即時報告 (災害即報)	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、発生状況、被害状況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時 (様式 35 号)
概況調査報告	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し報告する。	発生後毎日定時 (様式 36 号)
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し報告する。	被害の状況がおおむね確定した時 (様式 36 号)
確定(詳細)調査報告	災害が終了し、その被害が確定したとき、全調査事項を詳細に調査し報告する。	応急対策を終了した後 20 日以内 (様式 36 号)

- (注) 1 調査及び報告は、その必要が認められない事項については省略し、また、2 以上の調査報告をまとめて行って差し支えない。
- 2 調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模によって一定できないが、人的被害と直接つながる被害の報告を他に優先して行う。
- 3 毎日定時に報告を必要とする場合は、県がその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。

《本編》

➤ 第3章 第4節 第1項 災害情報計画

S3-04-01-12 部門別被害状況等の調査報告

(1) 住家等一般被害状況の調査報告

人命、住宅の被害等の情報を収集し、災害救助その他の応急対策実施の資料とするため、次の要領で報告を行う。

項目	内容
調査報告系統	<p> <input type="checkbox"/> 区長、民生委員・児童委員等から情報を収集する。 <input type="checkbox"/> 社会福祉班が、様式21号「住家等一般被害状況報告書」に収集した情報を整理する。 (詳細調査の場合は、様式22号「住家等一般被害調査表」に整理) <input type="checkbox"/> 県支部総務班を経由して、県本部健康福祉政策班へ報告する。 </p>
調査報告事項	<p> <input type="checkbox"/> 様式21号「住家等一般被害状況報告書」に定める各事項について調査報告する。 <input type="checkbox"/> 詳細(確定)調査にあたっては、様式22号「住家等一般被害調査表」により、世帯別に調査し、集計する。 </p>
被害判定基準	<p> <input type="checkbox"/> S3-04-01-13「被害状況判定基準」を参照し、被害を受けた人及び建物の程度区分を行う。 </p>
調査方法	<p> 【水害による浸水の概況調査】 <input type="checkbox"/> 時間、交通等の関係から、個々の調査ができない可能性があり、次のような方法をとる必要がある。 ・浸水地域の世帯数、面積、水深の状態等を考慮し、該当地域に詳しい関係者が災害を認定する。 ・り災人員について、該当地域の平均世帯人員によって計算する。 【詳細調査】 <input type="checkbox"/> 調査員が世帯別に調査を行い、様式22号「住家等一般被害調査表」に結果を集計する。 <input type="checkbox"/> 現地調査の結果を住民登録等の諸記録と照合し、正確を期する。 </p>
報告方法及び留意事項	<p> <input type="checkbox"/> 報告の遅延は、災害救助法適用の決定及び同法に基づく救助の遅延ともなるので速やかに行う。 <input type="checkbox"/> 中間報告を必要とする災害の場合は、少なくとも毎日午前10時までに、県支部又は県本部に報告する。 <input type="checkbox"/> 社会福祉班は、事前に報告責任者を定め、毎年度4月30日までに、次の事項を県本部防災班に報告する。 ・救助実施機関名及び所在地並びに電話番号 ・報告責任者の所属、職名、氏名 </p>

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・報告副責任者の所属、職名、氏名 <input type="checkbox"/> 災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため危険地域の居住者等に対し、知事、市長、水防管理者、警察官及び自衛官等により、避難指示（緊急）、勧告等を行った場合は、市本部等に通知することとされているので、この情報を取りまとめ報告する。

(2) 社会福祉施設の被害報告

社会福祉施設の被害に伴う収容者の保護と施設の応急復旧等の基礎資料とするため、次の要領で報告を行う。

項目	内容
調査報告系統	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設管理者から情報を収集する。 <input type="checkbox"/> 社会福祉班・高齢福祉班・子育て支援班が、様式23号「社会福祉施設被害状況報告書」に収集した情報を整理する。（詳細調査の場合は、様式24号「社会福祉施設等被害調査表」に整理） <input type="checkbox"/> 県支部、県本部の担当班に報告する。
	<pre> graph LR FM[施設管理者] --> CM[市本部 危機管理室] CM --> SW[社会福祉班 高齢福祉班 子育て支援班] SW -.-> HW[県本部 健康福祉政策班] SW --> ST[県支部 総務班] SW -.-> CF[県本部 子ども家庭班] </pre>
対象施設範囲	<input type="checkbox"/> 社会福祉事業法にいう第1種、第2種、介護保険の諸施設（指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設。ただし、社会福祉施設及び医療施設を除く）
調査報告事項	<input type="checkbox"/> 様式23号「社会福祉施設被害状況報告書」に定める各事項について調査報告する。 <input type="checkbox"/> 詳細（確定）調査にあたっては、様式24号「社会福祉施設被害調査表」により、世帯別に調査し、集計する。
被害判定基準	<input type="checkbox"/> S3-04-01-13「被害状況判定基準」を参照し、被害を受けた人及び建物の程度区分を行う。
報告方法及び留意事項	<input type="checkbox"/> 建物及び人的被害は、ともに様式21号「住家等一般被害状況報告書」と重複計上されるので調査、報告あるいは集計にあたっては留意して扱う。 <input type="checkbox"/> 報告にあたっては、施設名称、被害室名（便所、収容室等）及び収容者の措置並びに将来の見通し等を備考欄に記載して行う。

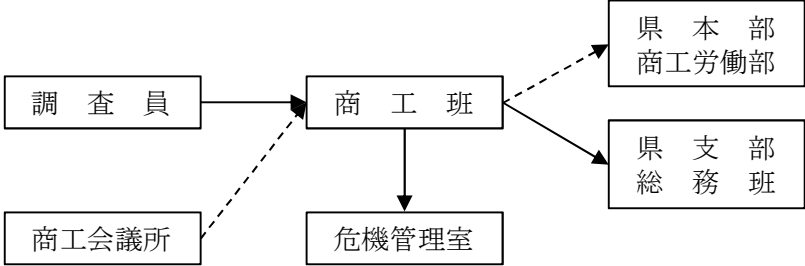
(3) 医療衛生施設の被害等

医療衛生施設の被害等の情報を収集し、医療、衛生対策等の基礎資料とするため、次の要領で報告を行う。

項目	内容
調査報告系統	<p> <input type="checkbox"/> 各医療衛生施設から情報を収集する。 <input type="checkbox"/> 各班は、様式25号「医療、衛生施設被害状況等報告書」に収集した情報を整理する。 <input type="checkbox"/> 県支部に報告する。 </p>
対象施設範囲	<p><input type="checkbox"/> 公立、民営の医療衛生施設すべて。</p>
調査報告事項	<p><input type="checkbox"/> 様式25号「医療、衛生施設被害状況報告書」に定める各事項について調査報告する。</p>
報告方法及び留意事項	<p> <input type="checkbox"/> 市が管理する保健衛生施設の各管理人（責任者）は、管理する施設に被害があったときは、直ちにその概要を調査し、市本部関係各班に報告する。 <input type="checkbox"/> 医療施設等の被害調査にあつては市本部健康づくり班が調査員を派遣し、医師会等の協力を得て行う。 <input type="checkbox"/> 被害状況のうち、建物については、様式21号「住家等一般被害状況等報告書」と重複計上される。ただし、建物が住宅と併用されているものは、棟数は本施設に計上せず、施設数と被害額のみを計上する。 <input type="checkbox"/> 応急対策、その他の状況の記載にあたっては、公営、民営施設を含めた市域における総合的な状況による。 </p>

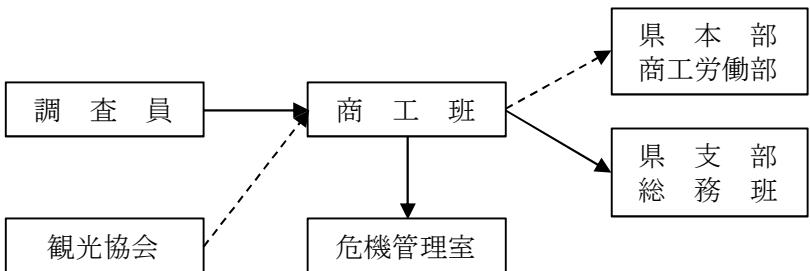
(4) 商工業関係の被害等

商工業関係の被害等の情報を収集し、応急対策等実施上の資料とするため、次の要領で報告を行う。

項目	内容
<p>調査報告系統</p>	<p> <input type="checkbox"/> 被害のあった商工業施設に調査員を派遣し、被害調査を実施する。 <input type="checkbox"/> 商工会議所から情報を収集する。 <input type="checkbox"/> 商工班は、様式26号「商工業関係被害状況等報告書」に調査結果を整理する。 <input type="checkbox"/> 緊急を要する報告等で通常ルートによることができない場合、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。 </p>  <pre> graph TD A[調査員] --> C[商工班] B[商工会議所] -.-> C C --> D[危機管理室] C -.-> E[県本部 商工労働部] C --> F[県支部 総務班] </pre>
<p>対象施設範囲</p>	<p> <input type="checkbox"/> 商工業関係全般。 <input type="checkbox"/> 県営施設については範囲とする。 </p>
<p>調査報告事項</p>	<p><input type="checkbox"/> 様式26号「商工業関係被害状況等報告書」に定める各事項について調査報告する。</p>
<p>調査基準</p>	<p> <input type="checkbox"/> 浸水による被害については、浸水の程度を床上、床下に区分する。 <input type="checkbox"/> 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されている併用住宅については、本調査では棟数は計上せず件数と被害額のみを計上する。 <input type="checkbox"/> 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は（ ）外書として計上する。 <input type="checkbox"/> 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。 <input type="checkbox"/> 共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協同組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、協同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。 <input type="checkbox"/> 間接被害額の「その他災害の発生により生じた被害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少額等を計上する。 </p>
<p>報告方法及び留意事項</p>	<p> <input type="checkbox"/> 本被害のうち建物被害については様式21号「住家等一般被害状況等報告書」の非住家と重複計上される。 <input type="checkbox"/> 被害計上にあたっては、農林被害との関係に留意し重複、脱漏の防止に努める。 <input type="checkbox"/> 被害調査にあたり市本部商工班は、現地へ調査員を派遣し商工会議所の協力を得て行う。 </p>

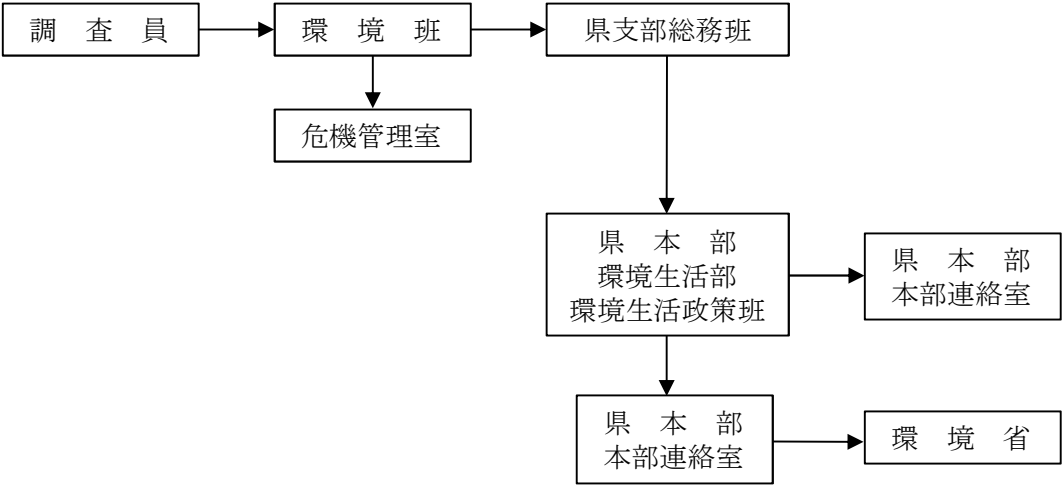
(5) 観光施設の被害等

観光施設の被害等の情報を収集し、応急対策等実施上の資料とするため、次の要領で報告を行う。

項目	内容
<p>調査報告系統</p>	<p> <input type="checkbox"/> 被害のあった観光施設に調査員を派遣し、被害調査を実施する。 <input type="checkbox"/> 観光協会から情報を収集する。 <input type="checkbox"/> 商工班は、様式27号「観光施設被害状況等報告書」に調査結果を整理する。 <input type="checkbox"/> 緊急を要する報告等で通常ルートによることができない場合、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。 </p>  <pre> graph TD A[調査員] --> C[商工班] B[観光協会] -.-> C C --> D[県本部 商工労働部] C --> E[県支部 総務班] C --> F[危機管理室] </pre>
<p>対象施設範囲</p>	<p><input type="checkbox"/> 観光関係全般。</p>
<p>調査報告事項</p>	<p><input type="checkbox"/> 様式27号「観光施設被害状況等報告書」に定める各事項について調査報告する。</p>
<p>調査基準</p>	<p> <input type="checkbox"/> 区分欄のうち、その他観光施設欄には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場、遊船、棧橋、観光バス等観光に関する施設、及び施設に類するすべてについて記入する。 <input type="checkbox"/> 建物、施設欄のうち、建物の被害は、一部破損以上の被害建物を計上する。 <input type="checkbox"/> 全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。 <input type="checkbox"/> 浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査する。 </p>
<p>報告方法及び留意事項</p>	<p> <input type="checkbox"/> 本被害のうち建物被害は、様式21号「住家等一般被害状況等報告書」と重複計上される。 <input type="checkbox"/> 被害調査にあたって、市本部商工班は、現地へ調査員を派遣し、観光協会の協力を得て行う。 </p>

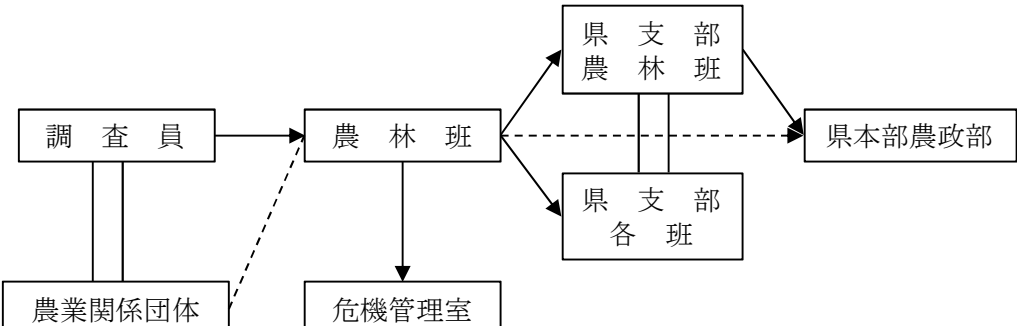
(6) 廃棄物処理施設等の被害等

廃棄物処理施設・自然公園施設関係の被害等の情報を収集し、応急対策等実施上の資料とするため、次の要領で報告を行う。

項目	内容
調査報告系統	<p> <input type="checkbox"/> 被害のあった廃棄物処理施設等に調査員を派遣し、被害調査を実施する。 <input type="checkbox"/> 環境班は、様式36号「被害状況即報・中間調査報告・確定調査報告」に調査結果を整理する。 <input type="checkbox"/> 県支部を経由して、県本部へ報告する。 </p>  <pre> graph TD A[調査員] --> B[環境班] B --> C[県支部総務班] B --> D[危機管理室] C --> E[県本部環境生活部環境生活政策班] E --> F[県本部環境生活部] F --> G[県本部環境生活部環境生活政策班] G --> H[環境省] </pre>
対象施設範囲	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設及び自然公園施設全般。
調査報告事項	<input type="checkbox"/> 様式36号「被害状況即報・中間調査報告・確定調査報告」に定める各事項について調査報告する。
報告方法及び留意事項	<input type="checkbox"/> 被害状況のうち建物については、様式21号「住家等一般被害状況等報告書」と重複計上される。ただし、建物が住宅と併用されているものは、棟数は本施設に計上せず、施設数と被害額のみを計上する。

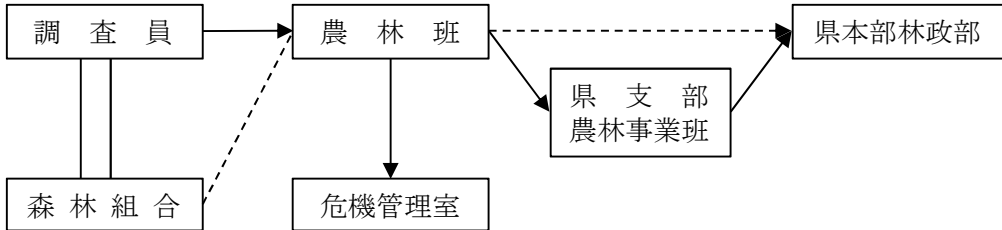
(7) 農業関係の被害等

農業関係（含水産業以下同じ）の被害等の情報を収集し、応急対策等実施上の資料とするため、次の要領で報告を行う。

項目	内容
調査報告系統	<p> <input type="checkbox"/> 被害のあった農業関係施設等に調査員を派遣し、被害調査を実施する。 <input type="checkbox"/> 農業関係団体から情報を収集する。 <input type="checkbox"/> 農林班は、様式36号「被害状況即報・中間調査報告・確定調査報告」に調査結果を整理する。 <input type="checkbox"/> 県支部を経由して、県本部へ報告する。 <input type="checkbox"/> 緊急を要する報告等で通常ルートによることができない場合、直接県本部（農地農業用施設については農地整備班、その他は農政班）に報告し、同時に県支部に報告する。 </p> 
調査報告事項	<p><input type="checkbox"/> 様式36号「被害状況即報・中間調査報告・確定調査報告」に定める各事項について調査報告する。</p>
調査基準	<p><input type="checkbox"/> 農地等の被害区分、農作物等作物被害、冠水は、S3-04-01-13「被害状況判定基準」参照。</p>
報告期限	<p> <input type="checkbox"/> 調査報告の県支部への文書による報告期限は、特に指示された場合を除き、次のとおり。 「概況報告」：災害発生後3日以内 「中間報告」：災害発生後9日以内 「確定報告」：終息後15日以内 <input type="checkbox"/> 災害の程度により期限前に報告を必要とするものは、その都度電話によって行う。 </p>
報告方法及び留意事項	<p> 【農業関係】 <input type="checkbox"/> 被害状況等調査の実施にあたっては、農業協同組合、農業改良組合、農業共済組合等の協力を得るとともに、県支部農業関係各班の立会いを得て行う。 【水産関係】 <input type="checkbox"/> 農林班が、土岐川漁業協同組合等の協力を得て調査する。 </p>

(8) 林業関係被害

林業関係の被害等の情報を収集し、応急対策等実施上の資料とするため、次の要領で報告を行う。

項目	内容
調査報告系統	<p> <input type="checkbox"/> 被害のあった林業関係に調査員を派遣し、被害調査を実施する。 <input type="checkbox"/> 森林組合から情報を収集する。 <input type="checkbox"/> 農林班は、様式36号「被害状況即報・中間調査報告・確定調査報告」に調査結果を整理する。 <input type="checkbox"/> 県支部を経由して、県本部へ報告する。 <input type="checkbox"/> 緊急を要する報告等で通常ルートによることができない場合、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。 </p>  <pre> graph TD S[調査員] --> A[農林班] SC[森林組合] --> A SC -.-> C[県本部林政部] A --> B[危機管理室] A --> D[県支部 農林事業班] D --> C </pre>
調査報告事項	<p> <input type="checkbox"/> 様式36号「被害状況即報・中間調査報告・確定調査報告」に定める各事項について調査報告する。 </p>
報告方法及び留意事項	<p> <input type="checkbox"/> 被害状況等調査の実施にあたっては、森林組合の協力を得るとともに、必要に応じて県支部関係職員の立会いを得て行う。 <input type="checkbox"/> 施行中の県営事業及び補助事業に関連のある被害の調査については、県支部農林班が行う。 <input type="checkbox"/> 立木被害については、利用伐期以上のものは林産物の木材関係欄に、その他の立木は、造林地被害として扱う。 </p>

(9) 土木施設関係の被害等

土木施設の被害等の情報を収集し、水害の防止、道路交通の確保等応急対策実施の資料とするため、次の要領で報告を行う。

項目	内容
調査報告系統	<p> <input type="checkbox"/> 被害のあった土木施設等に調査員を派遣し、被害調査を実施する。 <input type="checkbox"/> 土木班は、様式28号「土木施設被害状況報告書」に調査結果を整理する。 <input type="checkbox"/> 県支部を経由して、県本部へ報告する。 <input type="checkbox"/> 緊急を要する報告等で通常ルートによることができない場合、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。 </p> <pre> graph TD A[自治会] --> B[調査員] B --> C[土木班] A -.-> D[危機管理室] C --> D C --> E[県支部土木班] E --> F[県支部総務班] F --> G[県本部 県土木整備部] </pre>
調査報告事項	<p><input type="checkbox"/> 様式28号「土木施設被害状況報告書」に定める各事項について調査報告する。</p>
報告方法及び留意事項	<p> <input type="checkbox"/> 被害状況等調査の実施にあたっては、県支部土木班員と共同して、市道等のほか県維持管理の土木施設についても行う。 <input type="checkbox"/> 地域内の国直轄施設の被害については、参考的に調査し、報告については（ ）外書して行う。 </p>

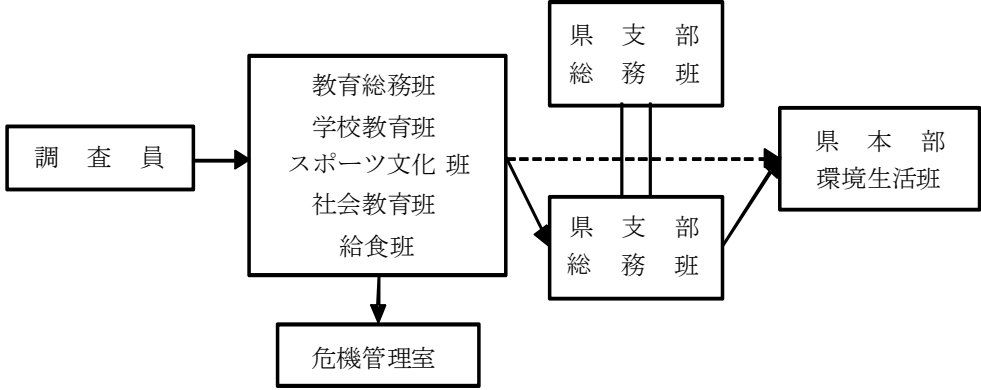
(10) 都市施設関係の被害等

都市施設の被害等の情報を収集し、応急復旧等を実施するための基礎資料とするため、次の要領で報告を行う。

項目	内容
<p>調査報告系統</p>	<p> <input type="checkbox"/> 被害のあった都市施設等に調査員を派遣し、被害調査を実施する。 <input type="checkbox"/> 県支部を経由して、県本部へ報告する。 <input type="checkbox"/> 緊急を要する報告等で通常ルートによることができない場合、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。 </p> <pre> graph LR A[調査員] --> B[都市計画班] B --> C[危機管理室] B --> D[県支部総務班] B --> E[県支部土木班] D --> F[県本部都市建築部] E --> F B -.-> F </pre>
<p>調査報告事項</p>	<p><input type="checkbox"/> 様式29号「都市施設被害状況報告書」に定める各事項について調査報告する。</p>
<p>報告方法及び留意事項</p>	<p><input type="checkbox"/> 県計画「災害情報等の収集・伝達」に定める事項について、調査し、報告する。</p>

(11) 教育・文化施設の被害等

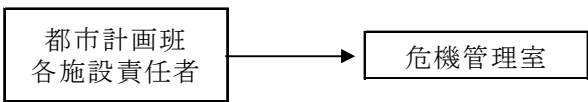
教育施設（私立を含む）の被害等の情報を収集し、応急対策等を実施するための基礎資料とするため、次の要領で報告を行う。

項目	内容
調査報告系統	<p> <input type="checkbox"/> 各施設責任者から情報を収集する。 <input type="checkbox"/> 県支部を経由して、県本部へ報告する。 <input type="checkbox"/> 緊急を要する報告等で通常ルートによることができない場合、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。 </p> 
調査報告事項	<p><input type="checkbox"/> 様式30号「教育関係被害状況等報告書」に定める各事項について調査報告する。</p>
被害程度の判定基準	<p><input type="checkbox"/> S3-04-01-13「被害程度の判定基準」を参照。</p>
用途別区分基準	<p> <input type="checkbox"/> 建物 当該学校の使用に供されている建物（建物に付属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の付帯設備を含む） </p> <p> <input type="checkbox"/> 建物以外の工作物 土地に固着している建物以外に工作物。 例）自転車置場、吹き抜けの渡り廊下棟 </p> <p> <input type="checkbox"/> 土地 建物敷地、運動場、実習地等の校地及び校地造成施設 校地造成施設：崖地の土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、砂場、造園工作物（樹木は除く） </p> <p> <input type="checkbox"/> 設備 校具、教材、教具、机、椅子等の物品 例）生徒用及び教師用の机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具、各教科の授業に用いる諸機械、車両、用具、給食調理機械器具、食器等 </p>
報告方法及び留意事項	<p> <input type="checkbox"/> 県施設は、その施設管理者が調査し、県本部教育部へ報告するとともに、市本部教育総務班へ連絡する。 </p> <p> <input type="checkbox"/> 私立施設は、その施設管理者が調査し、県支部教育班へ報告するとともに、市本部教育総務班へ連絡する </p> <p> <input type="checkbox"/> 報告書の区分欄は、次のように区分する。 </p>

項目	内容
	小学校、中学校、図書館、公民館、体育施設、学校給食センター、化石博物館、陶磁資料館、市之瀬廣太記念美術館等 <input type="checkbox"/> 文化財に被害があったときは、その管理責任者が、文化財の名称又は件数、被害額を調査しスポーツ文化班に通報する。この場合報告書「その他」欄に文化財の名称又は件数、被害額を記載し報告する。 <input type="checkbox"/> 建物の浸水は、被害の有無にかかわらず計上すること。要補修以上の被害がある建物は重複して計上される。

(12) 市有財産の被害等

市有財産の被害状況等の情報を収集し、応急対策等を実施するための基礎資料とするため、次の要領で報告を行う。

項目	内容
調査報告系統	 <pre> graph LR A[都市計画班 各施設責任者] --> B[危機管理室] </pre>
調査範囲	<input type="checkbox"/> 市営住宅及び敷地 <input type="checkbox"/> 市役所及びコミュニティーセンターの庁舎、その他市有建物のうち総務課所管の建物並びにその敷地 <input type="checkbox"/> その他の財産、物品
調査報告事項	<input type="checkbox"/> 様式31号「市有財産被害状況報告書」に定める各事項について概況調査を行い、報告する。 <input type="checkbox"/> 被災財産に収容者がある場合等は、人的被害あるいは収容者の応急措置等も併せて報告する。
調査基準	<input type="checkbox"/> 建物の被害区分は、「住家等一般被害状況」の判定基準による。 <input type="checkbox"/> その他欄の被害件数は、次の例示にならって計上する。 <ul style="list-style-type: none"> ・給食施設と給水施設の被害があったときは2件 ・自転車2台と更紙2,000枚の被害は3件 (備品については1点1件とし、消耗品については1品種1件とする。)
報告方法及び留意事項	<input type="checkbox"/> 調査に当たっては、様式32号「市有財産被害調査表」により、施設別に調査作成し、これを集計して報告する。この調査表は、被害が確定したときは市本部危機管理室に提出する。 <input type="checkbox"/> 本被害のうち建物については、「住家等一般被害」の住宅(市営住宅等)及び非住宅その他と重複計上される。

(13) 消防職団員の活動

項目	内容
調査報告系統	<div style="text-align: center;"> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">消防総務班</div> → <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">県支部総務班</div> → <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">県支部防災班</div> </div>
調査報告事項	<p><input type="checkbox"/> 災害が発生し、又は発生するおそれがあるために、消防職団員が出動し警戒、救助、物資輸送その他応急対策等に従事させたときに、様式33号「消防職団員活動状況報告書」に定める各事項について調査報告する。</p> <p><input type="checkbox"/> 市長が水防法に基づく水防管理者として消防職団員を出動させた場合の報告は、(15)消防関係の即報「水防の情報」に定める計画による。</p>

(14) 総合被害

総合被害の状況は、以上の報告を市本部危機管理室において、様式35号「災害概況即報」、様式36号「被害状況即報・中間調査報告・確定調査報告」に定める事項に分類して集計を行なう。取りまとめた情報は、市における防災対策の資料とするほか、岐阜県被害情報集約システムへ入力し、次の各機関に報告する。

<input type="checkbox"/> 防災会議構成員 <input type="checkbox"/> 市本部各班 <input type="checkbox"/> 県支部総務班又は県本部防災班 <input type="checkbox"/> 報道機関（危機管理室経由記者クラブ）
--

(15) 消防関係の速報

項目	内容
調査報告系統	<div style="text-align: center;"> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">消防総務班</div> → <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">県支部総務班</div> → <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">県支部防災班</div> </div>
速報する災害の規模	<p><input type="checkbox"/> 火災、爆発等による災害が発生した場合あるいは風水害等により災害が発生し又は発生するおそれがある場合等で火災・災害等即報要領に定める火災等即報の一般基準に該当する場合</p>
調査報告事項	<p><input type="checkbox"/> 様式34号「消防関係報告書（火災即報）」に定める事項及び「火災・災害等即報要領」によって即報する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記報告は災害発生直後、直ちに行う電話等による即報事項であって、その後速やかに「火災取扱要領」に定めるところより火災概況速報の様式事項について調査、報告する。</p>

《本編》

➤ 第3章 第4節 第1項 災害情報計画

《マニュアル編》

➤ M3-04-01 災害情報計画

➤

S3-04-01-13 被害状況判定基準

被害等区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死亡したことが確実なもの
	行方不明	1 所在不明となり死亡の疑いのあるもの 2 山崩れ、家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなったもの等生死不明のもの
	重傷	1ヶ月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷	1ヶ月未満で治療できる見込みのもの、又は治療材料の支給を要すると認められるもの
住家等の被害	住家	現実にその建物を直接居住の用に供しているものをいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全失 (全壊、全焼、流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半失 (半壊、半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	建物の被害が半失には達しないが相当の復旧費を要する被害を受けた建物 (窓硝子が数枚破損した程度の被害は含めない。)
	床上浸水	床上に浸水した建物又は全壊・半壊に該当しないが、土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	住家の浸水が床上にいたらない程度のもの。
	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、庁舎、公民館、幼稚園等の公用又は公共用に供する建物。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
	1棟	「棟」とは、1つの独立した建物をいう。なお母屋に付属して風呂、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。
	1戸	住家として居住するのに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離れ座敷等を含めた一群の建物単位
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位(寄宿舍、下宿等で共同生活をいとなんでいるものについてはその寄宿舍等を1世帯とする。)
	流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。

被害等区分		判定基準
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
その他の施設	文教施設	小学校、中学校、高等学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連絡するために河川等の上に架設された橋長2m以上のものをいう。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくは、その他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設。

- (注) 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことが出来るように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- 4 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。
①全失 ②半失 ③床上浸水 ④床下浸水 ⑤一部破損
- 5 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。
- 6 住家の付属建物（便所、浴場等）の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する（比率が小さければ住宅の一部破損とする。）
- 7 死体の調査計上は、被災市町村において行う。ただし、死体の漂着した場合で被災地が明確でない場合にあっては、その者の被災地が確定するまでの間は、死体の保存（処置）市町村の被害として計上する。
- 8 非住家被害を計上する場合には官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上する。なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調において調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上する。

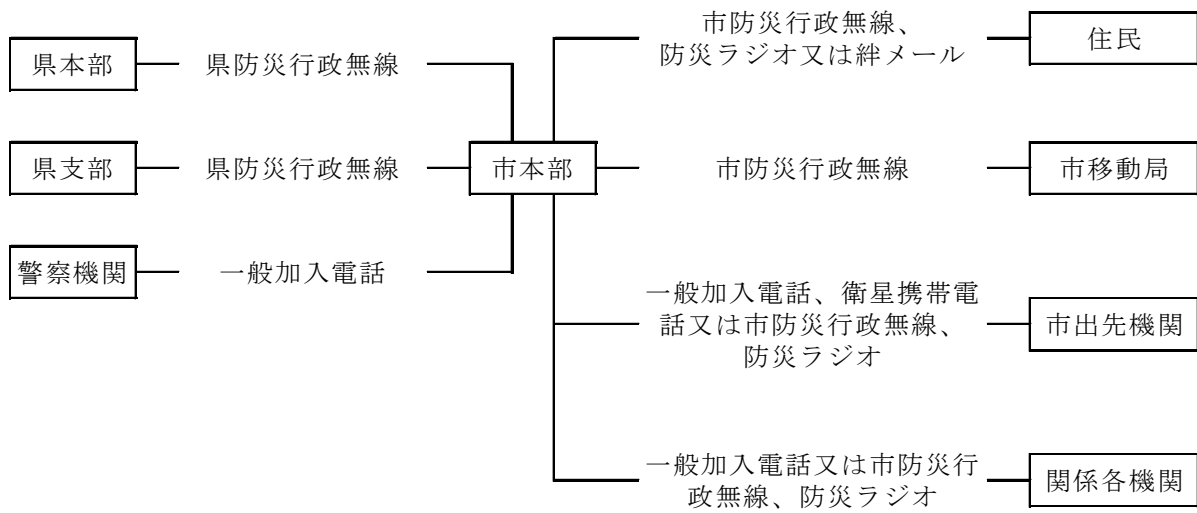
《本編》

➤ 第3章 第4節 第1項 災害情報計画

《マニュアル編》

➤ M3-04-01 災害情報計画

S3-04-03-01 情報（通信）の系統



《本編》

➤ 第3章 第4節 第3項 災害通信計画

S3-04-03-02 利用可能な通信施設及び方法

(1) 有線通信施設

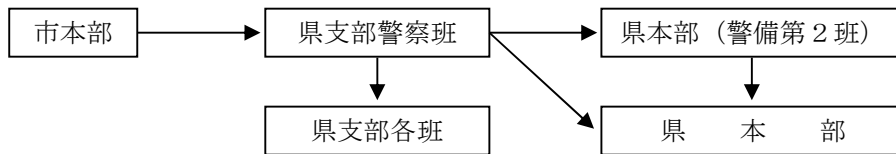
ア 一般加入電話（非常電話）

災害時においても、通常の使用方法により一般加入電話を利用するが、市外通話が困難になった場合は、市外通話が優先的に利用できる災害時優先電話・非常電話（S3-04-03-03 参照）により通信を行う。

イ 警察電話（県支部警察班）

一般加入電話、非常通話及び岐阜県防災行政無線による通信がともに使用困難な場合にあって緊急を要するときは、県支部警察班の協力を得て警察専用電話又は警察無線により通信の伝達を依頼する。

なお、警察電話による通信可能な機関及びその系統は、次のとおりである。

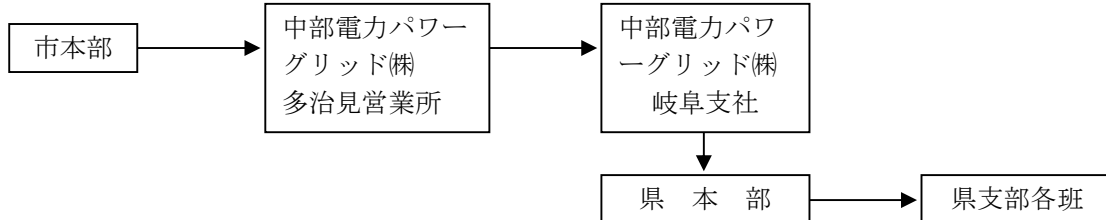


ウ 鉄道電話（JR 瑞浪駅）

エ 中部電力電話（中部電力パワーグリッド株式会社多治見営業所）

非常通信を要するときは、中部電力パワーグリッド(株)多治見営業所の協力を得て、中部電力の電話により通信の伝達を依頼する。

中部電力電話による通信可能な機関及びその系統は次のとおりである。



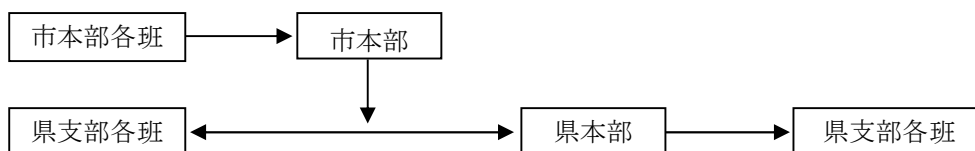
オ その他の優先電話

(2) 無線通信施設

ア 岐阜県防災行政無線電話（市本部）

災害時において、有線通信途絶時で緊急を要するときは、県防災行政無線により県本部及び県支部と連絡を行う。

県防災行政無線による通信の系統



イ 市防災行政無線電話（市本部）

被災現地と市本部及び各施設との通信、通報は、市防災行政無線等により行う。

ウ 消防無線電話（消防署班）

被災現地と市本部との通信等で、消防無線による通信が適当なときは移動局（消防車両等）を派

遣し、消防署班を経由して、市本部との通信を行う。

エ 警察無線電話（県支部警察班）

オ 西日本電信電話株式会社の衛星用可搬形陸上無線機（NTT 西日本東濃支店）

カ 中部電力無線電話（中部電力株式会社多治見営業所）

キ その他の無線施設

(3) 電報

災害時の通信をNTT 西日本の非常電報によるときは、電報発信用紙の余白に「非常」と朱書して電報サービス取扱所に差し出す。

(4) 広報車等

市地域内住民に対する徹底事項があるときで、適切な通信方法がない地域に対しては、市広報車、警察パトカーにより徹底する。

(5) 急使

あらゆる通信施設が利用できないとき、あるいは急使によることが適当な通信（連絡）は、伝令等急使を派遣して行う。市本部からの急使は、本部連絡員室の伝令員があたるが、各地域における急使（伝令）は、消防団員等があたる。

(6) 文書

郵送あるいは伝令が持参する等により書面によって通信を行うことが適当なときは、文書によって行う。なお、電話等によって通報した事項についても、文書で提出を要する事項は、事後に文書によって提出する。

(7) インターネット、携帯電話等

インターネット、携帯電話の活用を積極的に検討し、より有効な災害時通信体制の確保を図る。

(8) ケーブルテレビ（おりべ）

(9) 衛星携帯電話

《本編》

➤ 第3章 第4節 第3項 災害通信計画

S3-04-03-03 災害時優先電話表

施設名	電話
市役所内	68-2111
市役所(危機管理室)	68-9736
市役所(土木課)	68-9815
日吉コミュニティセンター	69-2010
釜戸コミュニティセンター	63-2005
大湫コミュニティセンター	63-2360
稲津コミュニティセンター	68-3201
陶 コミュニティセンター	65-2112

施設名	電話
保健センター	68-9785※
市民体育館	68-0747※
総合文化センター	68-5281※
学校給食センター	68-6015
福祉センター「ハートピア」	68-4148
教育支援センター	68-9811
桜寿荘「さくら」	66-1211
寿楽荘	68-2422
福寿荘	64-2932
土岐児童センター	67-2338
南小田児童館	68-8611
陶児童館	65-4187
子ども発達支援センター「ぼけっと」	67-2106※
地域交流センター「ときわ」	66-1282※

※印は通常電話のみ

施設名	電話
災害対策本部設置時 (本庁大会議室内)	66-0050
	66-0051
	66-0052

《本編》

➤ 第3章 第4節 第3項 災害通信計画

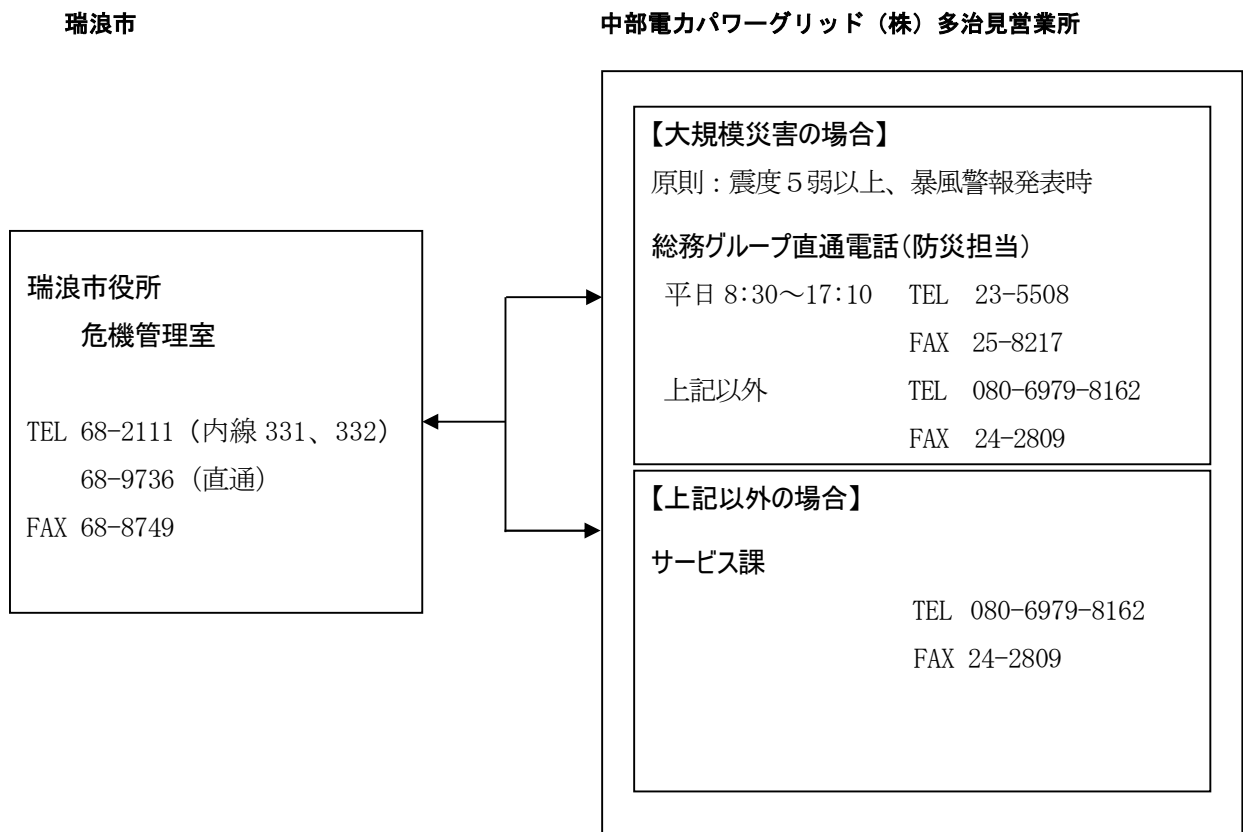
施設名	電話
消防本部	68-4040
消防陶分署	65-4188

施設名	電話
瑞浪小学校	68-4535
土岐小学校	68-4185
陶 小学校	65-2029
稲津小学校	68-3204
明世小学校	68-2807
釜戸小学校	63-2004
日吉小学校	69-2009

施設名	電話
瑞浪中学校	68-4195
瑞浪北中学校	68-4191
瑞浪南中学校	68-3239

施設名	電話
瑞浪幼稚園	68-2003
稲津幼稚園	68-3400
陶 幼稚園	65-2053
桔梗幼稚園	68-2323
竜吟幼稚園	63-2056
日吉幼稚園	69-2123
みどり幼稚園	68-2632
一色幼稚園	67-1817

S3-04-03-04 非常災害時における瑞浪市と中部電力パワーグリッド（株）のホットライン



○ — は、災害情報連絡ルート

故障停電及び道路被害状況（土砂崩れ、通行規制）

水害状況（床上床下浸水）などの情報交換を行う。

24 時間連絡可能

《本編》

➤ 第 3 章 第 4 節 第 3 項 災害通信計画

瑞浪市防災行政無線局運用管理規程

平成4年10月1日訓令乙第3号

改正 平成8年4月8日訓令乙第2号

平成8年6月28日訓令乙第5号

平成10年2月23日訓令乙第1号

平成13年11月1日訓令乙第5号

平成14年3月22日訓令乙第1号

平成19年3月7日訓令乙第2号

平成21年3月25日訓令乙第2号

平成21年12月22日訓令乙第3号

平成26年2月4日訓令乙第8号

平成31年3月22日訓令乙第2号

令和3年4月1日訓令乙第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、防災行政事務等複雑多様化する行政需要に対して、迅速かつ正確な情報の収集伝達を図るために設置する瑞浪市防災行政無線局の運用管理について、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)その他関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。
- (2) 同報親局 同報子局等に対して、同一内容の通報を行うために設置する無線局をいう。
- (3) 同報子局 同報親局の通報を受信するために設置する無線局をいう。
- (4) 中継局 同報親局の通報を中継するために設置する無線局をいう。

(設置)

第3条 無線局の設置場所、種別及び呼出名称は、別表第1に掲げるところによる。

(無線局の運用の範囲)

第4条 無線局の運用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風、水害、火災等の災害情報で住民に対して緊急に伝達を必要とする事項。
- (2) 人命救助等に関する事項。
- (3) その他市長が住民に広く知らせる必要があると認めた事項。

(無線局の職員)

第5条 無線局の業務を処理するため、無線管理者、通信取扱い責任者を置く。

(無線管理者)

第6条 無線管理者は、まちづくり推進部長をもって充てる。

2 無線管理者は、無線局を総括し、その運用を管理する。

(通信取扱い責任者)

第7条 通信取扱責任者は、まちづくり推進部生活安全課長をもって充てる。

2 通信取扱責任者は、無線管理者の命を受け無線局の管理及び通信の運用にあたる。

(通信担当者)

第8条 通信担当者は、法第4条第1項に規定する無線従事者の資格を有する者(以下「無線従事者」という。)のうちから無線管理者

が指名する。

2 通信担当者は、通信取扱い責任者の命を受け、無線局の無線設備の操作及び無線業務日誌の記録等の業務に従事する。

(無線従事者の配置)

第9条 無線管理者は、無線局の運用に必要な無線従事者を配置するものとする。

2 無線管理者は、前項の配置を確保するため無線従事者の育成に努めるものとする。

(無線局の回線構成)

第10条 無線局の回線構成は、別表第2に掲げるところによる。

(通信の種類)

第11条 通信の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 緊急通報 災害の発生又は発生の恐れのある場合その他緊急を要する事態が発生した場合に同報親局から行う通報をいう。
- (2) 普通通報 平常時に同報親局から行う通報をいう。

(無線局の運用)

第12条 無線局は、常時運用するものとする。

(通信統制)

第13条 無線管理者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信を統制することができる。

(災害時における通信の確保)

第14条 無線管理者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信担当者待機させる等必要な措置をとらなければならない。

2 無線管理者は、非常用電源が直ちに使用できる状態に整備しておかななければならない。

(職員の研修)

第15条 無線管理者は、無線業務に従事する職員の資質の向上を図るため、電波関係法令及び無線機の取扱い等についての研修を行うものとする。

(時計、業務書類等の備え付け)

第16条 無線管理者は、法第60条の規定により無線局に次の各号に掲げる書類を備え付けておかななければならない。

- (1) 時計
- (2) 無線検査記録簿
- (3) 無線業務日誌(保守点検簿を含む)
- (4) 免許状
- (5) 電波法令集
- (6) 免許の申請書の添付書類の写し
- (7) 無線従事者選解任届の写し

(無線業務日誌の査閲)

第17条 通信取扱責任者は、法第60条に規定する無線業務日誌について、その記載事項の査閲をしなければならない。

2 無線業務日誌は、使用を終えてから2年間保存しなければならない。

(無線設備の点検及び記録)

第18条 無線管理者は、無線設備の正常な機能を維持するために日常点検及び定期点検を行うものとする。

2 前項の定期点検は、年2回以上とし、点検を実施したときは、その事実を定期点検簿に記録するものとする。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この訓令は、平成4年11月1日から適用する。

附 則(平成8年4月8日訓令乙第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月28日訓令乙第5号)

この訓令は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成10年2月23日訓令乙第1号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年11月1日訓令乙第5号)

この訓令は、平成13年11月1日から施行する。

附 則(平成14年3月22日訓令乙第1号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月7日訓令乙第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日訓令乙第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に従前の訓令の規定に基づいてなされた処分又は手続きは、この訓令の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きをみなす。

附 則(平成21年12月22日訓令乙第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年2月4日訓令乙第8号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日訓令乙第2号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日訓令乙第4号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

《本編》

➤ 第3章 第4節 第3項 災害通信計画

瑞浪市防災行政無線局運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、瑞浪市防災行政無線局運用管理規程(平成4年10月1日訓令乙第3号)第22条の規定に基づき、無線局の適切な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(通信事項)

第2条 無線局の通信事項は、次の各号に掲げる範囲以内とする。

- (1) 地震、火災、風水害等の非常事態に関すること。
- (2) 人命救助等その他特に緊急を要する重要な事項
- (3) 行政事務に関する事項
- (4) その他無線管理者が必要と認めること。

(通信時間)

第3条 通信に要する時間は、通信の種類に応じ、それぞれ3分以内を原則とする。

(通信方法)

第4条 無線通信に従事するものは、電波法その他関係法令を遵守し、通信の適切な運用を図らなければならない。

(同報親局の運用)

第5条 同報系防災無線の適切なる運用を図るため、普通通報は生活安全課が管理運用を行い、緊急通報は消防本部が管理運用を行うものとする。

2 非常災害時に、瑞浪市災害対策本部が設置された場合、通報は無線管理者が統制するものとする。

(通報の申込み)

第6条 親局から通報を行う場合は、通報申込書(別記様式)を無線管理者に提出し、その承認を得なければならない。

(通報時間)

第7条 通報は、次の区分で定められた時間に行うことを原則とする。

- | | | | |
|----------|------|--------|--------|
| (1) 時報 | | 12時00分 | 18時00分 |
| (2) 普通通報 | 平日 | 9時00分 | 18時10分 |
| | 土日祭日 | 10時00分 | 18時10分 |

(但し、10時の通報は無線管理者が特に必要と認められた時に限る。)

- (3) 緊急通報 必要の都度

(遠隔制御装置)

第8条 非常災害時及び消防業務の通信を確保するため、消防本部に遠隔制御装置を設置し、取扱責任者に消防長を持って充てる。

2 取扱責任者は、無線管理者の指示に基づき、遠隔制御装置の保全及び通信の運用に当たるものとする。

(遠隔制御装置からの通報)

第9条 遠隔制御局から普通通報を行う場合は、第5条に定める通報申込書により消防長の承認を得なければならない。

2 遠隔制御装置から緊急通報を行った場合は、事後速やかに無線管理者に通報申込書を提出しなければならない。

(地区情報収集装置)

第10条 各地区の公共的情報の通信を確保するため、各コミュニティセンターに地区情報収集装置を設置する。設置箇所及び取扱

責任者は、別表1に掲げるところによる。

2 取扱責任者は、無線管理者の指示に基づき、地区情報収集装置の保全及び通信の運用に当たるものとする。

(地区情報収集装置からの通報)

第11条 地区情報収集装置から普通通報を行う場合は、第5条に定める通報申込書により無線管理者の承認を得なければならない。

2 地区情報収集装置から緊急通報を行った場合は、事後速やかに無線管理者に通報申込書を提出しなければならない。

(基地局の運用)

第12条 基地局からの通信の運用は、無線管理者の指示に基づき行うものとする。

(陸上移動局)

第13条 基地局の効率的な運用を図るため、別表1のとおり陸上移動局を配備し、それぞれに責任者を置く。

2 責任者は、無線管理者の指示に基づき陸上移動局の保全及び通信の運用に当たるものとする。

(災害時における運用)

第14条 無線管理者は、次の各号に該当するときは、直ちに通信担当者を待機させる等、通信の確保に必要な措置をとるものとする。

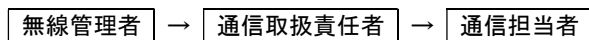
- (1) 暴風雨警報、大雨警報又は洪水警報が発せられたとき。
- (2) 東海地震に関する判定会の招集通知が発せられたことを知ったとき。
- (3) 非常若しくは緊急の事態が発生し、又は発生する恐れがあると認められるとき。
- (4) 無線管理者が特にその必要を認めるとき。

(住民への広報)

第15条 災害時等における住民への広報は、瑞浪市地域防災計画の定めるところに従い実施するものとする。

(通信担当者等の招集)

第16条 無線管理者は、勤務時間外において通信担当者を招集する必要があるときは、次の系統で招集を行うものとする。



その他の職員については、瑞浪市地域防災計画及び時間外非常時における職員の配備計画に基づき行うものとする。

《本編》

➤ 第3章 第4節 第3項 災害通信計画

S3-04-03-07 市防災行政無線

(1) 同報系無線通信施設

本部施設（親局施設）	設置場所	：市役所 3階防災無線室
	周波数	：55.36625MHz
	送信出力	：500mW
遠隔制御装置	設置場所	：消防本部、消防署陶分署
地区情報収集装置	設置場所	：各コミュニティーセンター（5台）
受信施設（子局設備）	設置場所	：市内98局

同報系子局一覧

No.	名称	設置場所
1	市役所	瑞浪市上平町1丁目1番地
2	南松公園	上平町4丁目38番地
3	益見	益見町2丁目99
4	南山	土岐町8017番地
5	市原	土岐町6563番地の2
6	市原台	土岐町6247番地
7	桜堂公民館	土岐町5770番地の1
8	桜堂	土岐町5230番地
9	下沢	土岐町4590番地の1
10	名滝団地	土岐町3568番地
11	鶴城団地	土岐町2776番地
12	鶴城公民館	土岐町2628番地の2
13	木暮	土岐町2239番地
14	豆沢公園	土岐町1590番地の1
15	清水	土岐町1337番地の13
16	一日市場	土岐町231番地の1
17	栄町	土岐町108番地の1
18	瑞浪北中	土岐町550番地
19	学園台	学園台3丁目5番地の10
20	松ヶ瀬	松ヶ瀬町1丁目36番地
21	戸狩区公民館	明世町戸狩566番地の1
22	狭間川公園	松ヶ瀬4丁目33番地
23	明世小学校	明世町山野内1丁目40番地
24	四反田公園	薬師町4丁目14番地
25	西洞公園	薬師町5丁目22番地
26	月吉5号組集会所	明世町月吉565番地の10
27	月吉公民館	明世町月吉855番地の3
28	月吉山本橋	明世町月吉1053-1

No.	名称	設置場所
29	和合公園	和合町1丁目89番地
30	小田西部中央公園	西小田町6丁目41番地
31	高松公園	西小田町3丁目258番地
32	西原公民館	西小田町1丁目50番地
33	大法原公園	南小田町2丁目80番地
34	瑞浪中央公園	北小田町1丁目66番地
35	日吉神社	宮前町1丁目44番地
36	瑞浪駅北	寺河戸町1212番地の45
37	浪花駐車場	寺河戸町1083番地の1
38	市民福祉センター（ハートピア）	樽上町1丁目77番地
39	五色公園	一色町4丁目19番地
40	下山田区公民館	山田町734番地の2
41	入ヶ洞公民館	山田町165番地の1
42	山田苑	山田町519番地の27
43	山田団地	山田町827番地の2
44	明賀台	明賀台2丁目82番地
45	上山田	山田町1040番地の2
46	上山田県道	山田町1659番地の1
47	大湫	大湫町166番地の2
48	公文垣内団地	釜戸町586番地の1
49	宿公民館	釜戸町1000番地の1
50	中切集会所	釜戸町1240番地
51	町屋	釜戸町1496番地の3
52	釜戸小再送信	釜戸町3007番地の3
53	竜吟団地	釜戸町1069番地の363
54	釜戸コミュニティーセンター	釜戸町2673番地の2
55	上平公民館	釜戸町2110番地の1
56	神徳	釜戸町2360番地の14
57	旧釜戸中学校	釜戸町3361番地の3
58	下荻之島公民館	釜戸町3634番地の1
59	旧下切消器庫	釜戸町4209番地の2
60	上切区公民館	釜戸町3962番地の1
61	常柄	日吉町1403番地の1
62	本郷口	日吉町1218番地の2
63	日吉コミュニティーセンター	日吉町4093番地の2
64	南垣外集会所	日吉町3946番地の1
65	日吉町宿コミュニティーセンター	日吉町4300番地
66	半原公園	日吉町5088番地の1

No.	名称	設置場所
67	白倉	日吉町 2560 番地の 4
68	日吉体育館	日吉町 2674 番地の 2
69	平岩公民館	日吉町 9040 番地の 1
70	細久手公民館	日吉町 7628 番地の 1
71	旧深沢消器庫	日吉町 7048 番地の 6
72	下小里公民館	稲津町小里 1375 番地の 4
73	稲津コミュニティーセンター	稲津町小里 697 番地の 3
74	羽広公民館	稲津町小里 1669 番地
75	桜ヶ丘住宅	稲津町小里 1943 番地の 1
76	釜糠公民館	稲津町小里 2276 番地の 1
77	三角倶楽部	稲津町小里 971 番地の 2
78	稲津小学校	稲津町小里 346 番地
79	山の田 2	稲津町小里 125 番地の 1
80	山の田 1	稲津町小里 345 番地の 3
81	川折区公民館	稲津町小里 19 番地の 23
82	小井戸	稲津町萩原 1509 番地の 3
83	水洗区公民館	稲津町萩原 302 番地の 1
84	萩原消器庫	稲津町萩原 1377 番地の 4
85	萩原公会堂	稲津町萩原 797 番地の 2
86	広池学園	稲津町萩原 1690 番地
87	乱曽	陶町大川 155 番地の 1
88	大川ライスセンター	陶町大川 682 番地の 2
89	希望ヶ丘	陶町大川 917 番地
90	十三塚	陶町大川 859 番地の 1
91	大川団地	陶町水上 106 番地の 43
92	水上神社	陶町水上 894 番地
93	陶分署	陶町水上 384 番地の 3
94	旧陶小学校	陶町水上 664 番地の 3
95	陶児童館	陶町猿爪 1082 番地の 9
96	陶コミュニティーセンター	陶町猿爪 405 番地の 1
97	細久手団地	陶町猿爪 953 番地の 109
98	東町	陶町猿爪 697 番地の 1

《本編》

➤ 第3章 第4節 第3項 災害通信計画

S3-04-03-08 デジタル MCA 移動無線配備状況

主要中継局 東濃・恵那

個別番号	配備先	名称(5文字まで)	グループ1 市役所G	グループ2 コシG	グループ3 避難所G	グループ4 小中学校G	グループ5 東濃地区G	グループ6 消防G	グループ7 福祉G	グループ8 土木G	グループ9 上下水道G	グループ10 医療G	グループ11 危機管理G	設置場所	備考
1	指令車		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無線室	災害時には、災害対策本部(2階大会議室)へ移動
	携帯局														
2	危機管理室	危機管理1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	危機管理室	危機管理2	○												
4	市長(秘書課)	市長	○												
5	土木課	土木課1	○				○			○					
6	上下水道課	上下水道1	○				○				○				
7	農林課	農林課	○				○								
8	社会福祉課	社会福祉課	○		○				○						避難所担当
9	健康づくり課	保健センタ	○									○			医療機関との連携(東濃厚生病院)
10	教育委員会	教育委員会	○		○	○									避難所担当
11	消防署	消防署	○					○				○			
12	消防署陶分署	陶分署	○					○				○			
13	日吉コミュニティーセンター	日吉コミ	○	○	○										避難所
14	釜戸コミュニティーセンター	釜戸コミ	○	○	○										避難所
15	稲津コミュニティーセンター	稲津コミ	○	○	○										避難所
16	胸コミュニティーセンター	胸コミ	○	○	○										避難所
17	大湫コミュニティーセンター	大湫コミ	○	○	○										避難所
18	市民体育館	市民体育館	○	○	○										避難所
19	瑞浪小学校	瑞浪小学校			○	○									避難所
20	土岐小学校	土岐小学校			○	○									避難所
21	胸小学校	胸小学校			○	○									避難所
22	稲津小学校	稲津小学校			○	○									避難所
23	明世小学校	明世小学校			○	○									避難所
24	釜戸小学校	釜戸小学校			○	○									避難所
25	日吉小学校	日吉小学校			○	○									避難所
26	瑞浪中学校	瑞浪中学校			○	○									避難所
27	瑞浪北中学校	瑞浪北中			○	○									避難所
28	危機管理室(各課貸出)	危機管理6			○	○									
29	瑞浪南中学校	瑞浪南中			○	○									避難所
30	危機管理室(各課貸出)	危機管理7			○	○									
31	社会福祉協議会	社協			○				○						福祉避難所、ボランティアセンター
32	危機管理室(各課貸出)	危機管理3	○										○		
33	危機管理室(各課貸出)	危機管理4	○										○		
34	危機管理室(各課貸出)	危機管理5	○										○		
35	土木課	土木課2	○				○			○					
36	土木課	土木課3	○				○			○					
37	上下水道課	上下水道2	○				○				○				
38	総合文化センター	文化センタ	○		○										避難所
39	東濃厚生病院	東濃厚生H										○			
40~46	消防本部(消防団活動用)	消防1~7													

※危機管理室2は高浜市連携専用

S3-04-03-09 防災ラジオ通信施設

主配信局	設置場所：保健センター 3階サーバー室
	周波数：283.0125MHZ~283.9875MHZ 1波
副配信局	設置場所：消防本部、消防陶分署
地域配信局	設置場所：各コミュニティーセンター（5局）
送信局	設置場所：恵那市山岡町田代山
出力	200W

S3-04-03-10 防災活動上特に重要な情報通信

- 警報の発表及び伝達並びに避難情報に関すること。
- 消防、水防その他応急措置に関すること。
- 被災者の救護、救助その他保護に関すること。
- 公共施設及び設備の復旧に関すること。
- 災害時における社会秩序の維持に関すること。
- 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。
- その他防災に関すること。

《本編》

➤ 第3章 第4節 第3項 災害通信計画

S3-04-04-01 報道機関に発表する事項

市本部において収集した被害情報その他災害の情報のうち、報道機関に対して次の事項を発表する。

- 災害の種別（名称）及び発生年月日
- 災害発生場所又は被害激甚地域
- 被害調査及び発表の時限
- 被害状況
- その他判明した被災地の情報
- 市本部等における応急対策の状況

《本編》

- 第3章 第4節 第4項 災害広報計画

《マニュアル編》

- M3-04-04 災害広報計画

S3-04-04-02 対象機関別広報の手段

対象機関	方 法
報道機関	口頭、文書、電話、FAX
各防災機関	電話、広報車、連絡員の派遣、県及び市防災行政無線、防災ラジオ、メール、FAX
一般住民、被災者	広報車、市防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「絆」メール、市公式LINE、緊急速報メール(エリアメール)、広報紙、ホームページ
庁内各課	庁内放送、町内電話、庁内イントラネット、口頭
その他必要とするもの	掲示板、チラシ等

《本編》

- 第3章 第4節 第4項 災害広報計画

《マニュアル編》

- M3-04-04 災害広報計画

S3-04-04-03 住民に対する広報

- 人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすく広報する。
- 広報車を利用する際は、地域毎に分担を定め、効果的な広報を行う。
- 地区毎の被害状況や電気、水道等の復旧状況に応じた広報に留意する。

《本編》

- 第3章 第4節 第4項 災害広報計画

《マニュアル編》

- M3-04-04 災害広報計画

S3-04-04-04 広報手段と種別

広報手段	種別	特 色
広報車	避・生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線	避・生	〃
防災ラジオ	避・生	〃
防災・防犯「絆」メール、 市公式LINE	避・生	〃
掲示板	生・安	各避難所や地域の拠点に設置。り災者同士の情報交換にも有効
情報紙	生・安	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	生・安	避難所以外のり災者に確実に情報提供が可能
インターネット	被・生・安	市からの情報以外に、り災者、り災者の家族・友人等間での情報交換も可能

(避：避難情報 被：被害状況 生：生活情報 安：安否情報)

《本編》

- 第3章 第4節 第4項 災害広報計画

《マニュアル編》

- M3-04-04 災害広報計画

S3-04-04-05 広報の内容

地震発生直後は、住民の適切な判断と安全な行動を促す内容の広報を迅速に行う。以後、り災者のニーズに応じたきめ細やかな情報提供を行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等災害弱者に配慮した広報に努める。また、情報の混乱を避けるため、関係機関との十分な連携を保つ。

ア 地震災害の状況に関すること。

イ 避難に関すること。

- 市が実施した避難情報の内容、避難場所
- 居住者がとるべき行動

ウ 応急対策活動の状況に関すること。

- 交通規制及び道路情報等に関すること。
- 水道、電気、ガスの供給状況及び復旧予定
- 鉄道、路線バスの運行状況及び復旧予定
- 電話の使用制限及び復旧予定
- 金融機関の非常金融措置及び業務運営予定
- 救護所の開設状況、その他の医療情報

エ その他市民生活に関すること。(二次災害防止情報を含む。)

- り災者の安否情報
- 食料、飲料水、生活必需品等の供給に関すること。
- 水道、電気、ガスの二次災害に関すること。
- 下水道の使用に関すること。
- 防疫に関すること。
- 臨時災害相談所の開設に関すること。
- 流言飛語の防止に関すること。

《本編》

- 第3章 第4節 第4項 災害広報計画

《マニュアル編》

- M3-04-04 災害広報計画

S3-04-04-06 提供する情報

- 地震被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報
- 救助活動に関する情報
- 生活関連情報（交通施設等の復旧状況、医療情報）
- り災者の安否確認に関する情報
- その他関係情報

《本編》

- 第3章 第4節 第4項 災害広報計画

《マニュアル編》

- M3-04-04 災害広報計画

S3-04-04-07 情報提供・報道要請にあたっての留意事項

- 提供する情報の種類、収集方法、発表様式等をあらかじめ定める。
- 報道機関からの照会に対応する体制整備
- 情報の錯綜の防止（県、防災関係機関等との連絡調整）
- デマ等発生防止のための正確な情報の迅速な提供、及び発生時の適切な措置

《本編》

- 第3章 第4節 第4項 災害広報計画

《マニュアル編》

- M3-04-04 災害広報計画

S3-05-01-01 事前措置実施者・実施代行者

事前措置の実施は、原則として市本部長（市長）が行うが、本部長が行うことが困難なときは、次による。

(1) 県支部警察班長への要請

市本部において措置することが困難で、警察機関における措置が適当（効果的）なときは、県支部警察班長に事前措置の要請をする。

(2) 本部職員の代行

現地に居合わせる消防署班員又は市本部職員が、緊急に事前処置を要すると認めたとときで、これを市本部長に報告して実施する暇のないときは、おおむね次の範囲の措置について、その消防署班員又は市本部職員がその権限を代行する。

ア 事前措置のため、直接的経費を必要としない場合の指示

イ 原型のまま簡単に持ち運びができ元どおりに容易に復帰することができる場合の指示

ウ その他施設の場合は、補修、補強、移転、除去、使用の停止等、物件の場合は、処理、修理、撤去等の措置に多額の費用や期間があまりかからず容易に行い得ると認められる指示

《本編》

- 第3章 第5節 第1項 災害防除計画

《マニュアル編》

- M3-05-01 災害防除計画

S3-05-01-02 水防に関する配備体制

配備区分	配備基準	配備場所	配備職員
警戒配備	雨等に関する警報発表時等	市地域内河川、危険地域等の巡視点検	土木班、消防署班
巡視配備	はん濫注意水位に達した等	市地域内河川、危険地域の巡視	土木班、消防署班、 関係地域の消防団
非常配備	危険な状態になったとき	水防管理者（市長）が指定する場所	土木班、消防署班、 消防団

《本編》

➤ 第3章 第5節 第1項 災害防除計画

《マニュアル編》

➤ M3-05-01 災害防除計画

S3-05-01-03 巡回時に留意する点

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂又は欠け、崩れ
- (2) 裏法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け、崩れ
- (3) 天端の亀裂又は波下
- (4) 堤防の溢水状況
- (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- (6) 橋りょうその他の構造物と堤防との取付け部分の異状

《本編》

➤ 第3章 第5節 第1項 災害防除計画

《マニュアル編》

➤ M3-05-01 災害防除計画

S3-05-01-04 水防対策応援要請時に明示する事項

- (1) 人員数
- (2) 物資名、数量
- (3) 時期、場所
- (4) 携行品
- (5) その他必要事項

《本編》

➤ 第3章 第5節 第1項 災害防除計画

《マニュアル編》

➤ M3-05-01 災害防除計画

S3-05-03-01 防災（水防）倉庫所在地

地区	施設名	住所
瑞浪地区	瑞浪市役所	瑞浪市上平町 1-1
	瑞浪小学校	瑞浪市北小田町 1 丁目 66
	瑞浪中学校	瑞浪市土岐町 7790-1
	子ども発達支援センター「ぼけっと」	瑞浪市寺河戸町 1149-1
	紺屋原公民館前	瑞浪市西小田町 3 丁目 169
	市民福祉センター（ハートピア）	瑞浪市樽上町 1-77
	浄化センター	瑞浪市下沖町 2-1
	小田西部中央公園	瑞浪市西小田町 6-42
	明賀台ふれあい公園	瑞浪市明賀台 2-82
土岐地区	土岐小学校	瑞浪市土岐町 6451-4
	桜寿荘（さくら）	瑞浪市土岐町 5200
	瑞浪北中学校	瑞浪市土岐町 973
明世地区	狭間川公園	瑞浪市松ヶ瀬町 4-33
	明世小学校	瑞浪市明世町山野内 1-40
	市民体育館	瑞浪市明世町戸狩 191
稲津地区	稲津コミュニティーセンター	瑞浪市稲津町小里 721-4
	稲津小学校	瑞浪市稲津町小里 371-1
	瑞浪南中学校	瑞浪市稲津町小里 456
釜戸地区	釜戸コミュニティーセンター	瑞浪市釜戸町 2673-1
	釜戸小学校	瑞浪市釜戸町 3007-3
	旧釜戸中学校	瑞浪市釜戸町 3361-3
大湫地区	旧大湫小学校	瑞浪市大湫町 416-1
陶地区	陶公民館体育室	瑞浪市陶町水上 669-1
	陶コミュニティーセンター	瑞浪市陶町猿爪 405-1
	陶小学校	瑞浪市陶町水上 665-1
	希望ヶ丘集会所	瑞浪市陶町大川 779-273
日吉地区	日吉コミュニティーセンター	瑞浪市日吉町 4093-2
	日吉小学校	瑞浪市日吉町 2370-1
	細久手公民館	瑞浪市日吉町 7628-1

《本編》

➤ 第3章 第5節 第3項 水防計画

S3-05-03-02 防災（水防）倉庫 物資・資機材備蓄状況

（令和4年7月1日現在）

備蓄品名	本庁 水防 倉庫	稲津コ ミ ユニ ティ	陶公民 館体 育 室	釜戸コ ミ ユニ ティ	日吉コ ミ ユニ ティ	狭間川 公園	瑞浪北 中 学 校	市内 22 箇所 防 災 倉 庫	計
応急救護所用 エアートेंट	1								1 基
救助用毛布	140	90	150	140	100	90	60	2,360	3,130 枚
土のう袋	4,800	2,000	1,950	2,000	4,000	2,000	1,800	3,400	21,950 枚
吸水性簡易土の う	150	60	60	60	60		60		450枚
ブルーシート	70	55	55	55	50		30	210	525 枚
アルファ化米	2,000	1,550	1,100	800	1,100	350	700	旧大湫小学校 100 陶コミュニティ 200 市民体育館 300	8,200 食
パンの缶詰	1,800	96	552	401	552	168	360	旧大湫小学校 48 陶コミュニティ 24 市民体育館 96	4,097 食
乾パン	24	24		24		24	24	1,053	1,173 食
飲料水(1本20)	2,320	480	558	180	564	318	120	小中学校等 (19箇所) 127 旧大湫小学校 48 陶コミュニティ 102 市民体育館 138	4,955 本
救急医療セッ ト(50人用)	1	1	1	1	1	1	1	22	29箱
担架(二つ折・ 足付)	2	2	2	2	2	2	2	20	34体
災害用簡易ト イレセット	5	7	7	7	7	7	7	73	120基
災害用簡易ト イレ用テント	5	7	7	7	7	7	7	73	120張
防災用灯光器 (100V・300W他)	5	6	2	6	6	2	6	64	97個
投光器用三脚 (2個取付用)	2	3	2	3	3	2	3	49	67台
コードリール (30m 防滴型)	3	3	2	3	3	2	3	48	67台
ハンドマイク (単3電池6個 入)	6	2	2	2	2	2	2	44	62個
合図灯 (単1電池2個 入)	10	10	10	10	10	10		66	126個
保安指示灯 (単2電池2個 入)	3	3	3	3	3	3	3		21個

備蓄品名	本庁 水防 倉庫	稲津コミ ユニティ	陶公民 館体育 室	釜戸コミ ユニティ	日吉コミ ユニティ	狭間川 公園	瑞浪北 中学校	市内 22 箇所 防災倉庫	計
LEDランタン	2	4	2	4	4	2	4	45	67個
発電機2.4kVA	1	1		1	1		1	5	10台
発電機0.9kVA	5	1	1	1	1	1	1	22	33台
ガス発電機 0.9kVA	1	1	1	1	1	1	1	13	20台
ガソリン缶詰 (1L×4)	1	1	1	1	1	1	1	22	29箱
燃料タンク (10L)	5	1	2	2	1	1		22	34缶
燃料タンク (20L)	2	1	1	1	1			1	7缶
トラロープ (100m)	15	8	8	8	8	8	8		63巻
トラロープ (20m)	21								21巻
バケツ	51	3	3	3	3	3	2		68個
工具セット	1	1	1	1	1	1	1	22	29 セット
剣先スコップ	30	6	6	6	6	6	6	44	110丁
ツルはし	5	4	4	4	4	4	4		29丁
チェーンソー (有効切断長 300mm)	1	1	1	1	1	1			6台
のこぎり	16						3	22	41丁
テコバール(長)	21						3	24	48本
テコバール(短)							3	24	27本
ボルトグリッパー	1								1丁
ほうき	1	1	1	1	1	1	1	22	29本
簡易寝袋 (PET繊維)	50	50	50	50	50	50			300枚
飲料水用ポリ 容器(10L)	50	50	50	50	50	50	30		330個
非常用飲料水 袋(6L)	400	100	100	100	100	100	80	1,700	2,680 個
災害用タオル (綿100%)	100	50	50	50	50	50	50	1,100	1,500 枚
折畳み式リヤ カー	1	1	1	1	1	1	1		7台
ヘルメット	128	40	40	40	40	40	30	100	458個
懐中電灯	71	2	2	2	2	2		154	235個
掛矢	8								8本
たこづち	5								5個
ガスコンロ	16	8	8	8	8	8	8		64台

備蓄品名	本庁 水防 倉庫	稲津コ ミ ユニ ティ	陶公民 館体 育 室	釜戸コ ミ ユニ ティ	目吉コ ミ ユニ ティ	狭間川 公園	瑞浪北 中 学 校	市内 22 箇所 防 災 倉 庫	計
カセットボンベ	171	60	60	60	60	60	60	840	1,011 本
杭	274								274本
パーテーション1.2m		12	12	12	8	48	12	178	270基
パーテーション1.8m		16	12	16	16	12	16	208	296基
パーテーション屋根		5	5	5	5	5	5	65	95個
エアーマット	350	50		50	50		50	旧大湫小学校 50 陶コミュニティ 50 瑞浪小学校 50 釜戸小学校 50	750枚
アルミブランケット	120	60		60	60			瑞浪中 60 釜戸小 60 旧大湫小学校 60 陶コミュニティ 60 市民体育館 60	600枚
マスク	700	1,000	500	1,000	1,000	500	1,000	10,300	16,000 枚
非接触式体温計	25							35	60個
消毒液	624								6240
生理用品	1,290								1,290 枚
スポットクーラー	1	1		1	1		1	瑞浪中 1 釜戸小 1 旧大湫小学校 1 陶コミュニティ 1 ハートピア 1	10台
マルチチャージャー	5							瑞浪中 1 釜戸小 1 旧大湫小学校 1 陶コミュニティ 1	9個
段ボールベッド	5	3	3	3	3	3	3	41	62個

《本編》

➤ 第3章 第5節 第3項 水防計画

S3-05-03-03 水害時等の土取場

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 土岐川決壊時には、近辺の畑地丘陵地を対象とする。
<input type="checkbox"/> 他の河川決壊時には、付近の丘陵地を対象とする。
<input type="checkbox"/> 軽微な場合は、市内の各市立小中学校、幼稚園、幼児園の砂場を対象とする。 |
|---|

《本編》

➤ 第3章 第5節 第3項 水防計画

S3-05-03-04 浸水想定区域内要配慮者利用施設

施設名称	所在地	電話番号	FAX 番号
住宅型有料老人ホーム ハナナギ	瑞浪市下沖町 1 丁目 7	56-0100	56-0101
みどり幼稚園	瑞浪市下沖町 2 丁目 10	68-2632	66-1067
地域子育て支援センター「愛モア」	瑞浪市下沖町 2 丁目 10	66-1325	66-1067
ドリームプラザ	瑞浪市寺河戸町 980	56-0206	56-0206
第 2 どんぐり工房	瑞浪市寺河戸町 1087-1	56-1130	56-1131
東濃厚生病院 みずなみ病後児保育所	瑞浪市寺河戸町 1049-1	68-4111	68-8934
リコシエ村	瑞浪市寺河戸町 1087-1	68-3067	-
子ども発達支援センター「ぼけっと」	瑞浪市寺河戸町 1149-1	67-2106	44-8718
瑞浪病院	瑞浪市寺河戸町 1190-2	67-1221	68-2019
セオ医院	瑞浪市寺河戸町 1212-6	68-2733	68-4620
やさしい時間木かげデイサービスセンター	瑞浪市和合町 1 丁目 21-2	26-8349	26-8359
せいわ保育園	瑞浪市和合町 2 丁目 93	68-0089	68-0089
タチ医院	瑞浪市土岐町 20-1	68-3043	68-4175
東濃厚生病院	瑞浪市土岐町 76-1	68-4111	68-8934
桔梗幼稚園	瑞浪市土岐町 1770-2	68-2323	66-1069
地域子育て支援センター「ハグハグ」	瑞浪市土岐町 1770-2	67-1136	67-1136
桜寿荘	瑞浪市土岐町 5200	66-1211	66-1251
障害者デイサービスセンター さくら	瑞浪市土岐町 5200	66-1211	66-1251
土岐小学校	瑞浪市土岐町 6451-4	68-4185	66-1059
あひる学童クラブ	瑞浪市土岐町 6451-4	-	-
中京学院大学附属中京高等学校	瑞浪市土岐町 7074-1	68-4501	68-4635
啓明保育園	瑞浪市土岐町 7192-3	68-2463	68-2463
金田眼科クリニック	瑞浪市益見町 1-120	68-0551	68-0552
アイランドジー・アイますみリラックスデイ	瑞浪市益見町 2-121	66-1866	66-1867
アイランドジー・アイますみリハビリデイ	瑞浪市益見町 2-130	66-1866	66-1867
佐々木皮フ科	瑞浪市益見町 3-5	66-6611	66-6612
澤崎内科クリニック	瑞浪市益見町1-125	51-2952	51-2749
瑞浪市保健センター	瑞浪市上平町 1-1	68-9785	66-1115
東濃中央クリニック	瑞浪市松ヶ瀬町 1-14-1	67-1118	67-2277
東濃クリニック	瑞浪市松ヶ瀬町 2-57-1	66-2217	68-1561
デイサービス遊楽苑・瑞浪	瑞浪市松ヶ瀬町 4 丁目 55-2	68-2160	67-2973
わごうホーム	瑞浪市薬師町 2 丁目 34-1	67-5571	67-5571
たけのこし	瑞浪市薬師町 2 丁目 52	67-2669	44-7056
身体づくり支援所リライフ	瑞浪市薬師町5丁目21番地	26-8383	26-8384
特別養護老人ホーム みずなみ陶生苑	瑞浪市釜戸町 833	63-2843	63-2547
みずなみ陶生苑デイサービスセンター	瑞浪市釜戸町 833	63-2847	63-2847
竜吟幼稚園	瑞浪市釜戸町 2821-2	63-2056	63-4017
地域子育て支援センター「スマイル」	瑞浪市釜戸町 2821-2	63-2060	63-2060

《本編》

➤ 第 3 章 第 5 節 第 3 項 水防計画

S3-05-03-05 岐阜県多治見土木事務所水防活動要綱抜粋

1 多治見支隊長（多治見土木事務所長）の発表する水防警報

土岐川（釜戸、瑞浪水位観測所）の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、気象状況及び河川状況等によって災害が発生する恐れがあると認められるときは、河川情報システムにより、水防警報を発表する。

所長（副所長）は、地区ごとに設定された水位に基づき、関係市長へ高齢者等避難の早期発令を助言（前倒し助言）する。

2 多治見支隊長（多治見土木事務所長）の発表する氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）

土岐川（瑞浪水位観測所）の水位が避難判断水位に達した場合は、河川情報システムにより、氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）を発表する。

所長（副所長）は、地区ごとに設定された水位に基づき、関係市長へ高齢者等避難の早期発令を助言（前倒し助言）する。

3 多治見支隊長（多治見土木事務所長）の発表する氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）

土岐川（釜戸、瑞浪水位観測所）の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した場合は、河川情報システムにより、氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）を発表する。

所長（副所長）は、地区ごとに設定された水位に基づき、関係市長へ避難指示の早期発令を助言する。

<知事の発表する水防警報の発表基準>

種類	基準
準備	対象水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇の恐れがあるとき
解除	水防活動の終了を通知するもの。 水防警報の発表を継続する特段の事由がある場合を除き、氾濫注意水位（警戒水位）を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。
情報	適宜

水位	釜戸	瑞浪	多治見土木の発表情報等	市の対応
氾濫危険水位 （特別警戒水位）	2.3m ★★	4.1m ★★	「氾濫危険情報」 （氾濫危険水位到達情報） 「所長から市長への助言」 （避難指示の早期発令）	★★避難指示の目安
避難判断水位	— （注）	3.3m ★	「氾濫警戒情報」 （避難判断水位情報） 「所長から市長への前倒し助言」 （高齢者等避難の早期発令）	★高齢者等避難の目安 【瑞浪】
氾濫注意水位 （警戒水位）	1.6m ★	2.6m	「水防警報（準備）」 「所長から市長への前倒し助言」 （高齢者等避難の早期発令）	★高齢者等避難の目安 【釜戸】
水防団警戒水位 （通報水位）	1.0m	2.0m	市役所への電話連絡と確認のみ	

注：「釜戸」に関しては、避難判断水位を設定していないため、市は、氾濫注意水位（1.6m）の到達段階

を、高齢者等避難の発令目安としている。

<水防警報通報先>

通 報 先	電 話 番 号	F A X 番 号	備 考
瑞浪市役所 (生活安全課・土木課)	68-2111	68-9861	F A X 送付後 電話確認
土岐市役所(建設総務課)	54-1111	54-7982	F A X 送付後 電話確認
県水防本部 (河川課水政係)	058-272-8603 058-272-1111(内線 3731)	058-278-2753	F A X 送付 (2 回)
東濃県事務所(振興防災課)	23-1111 (内線 209)	25-0079	直接伝達
多治見警察署(交通一課)	22-0110	25-5737	
国土交通省多治見砂防国道事務所 (道路管理課)	25-8027	25-7995 (多治見砂防国道事 務所情報センター)	
国土交通省庄内川河川事務所 土岐川出張所	052-914-6711 23-8505	052-914-6762 23-0058	
国土交通省小里川ダム管理支所	0573-59-0056	0573-59-0058	
多治見市役所(道路河川課)	22-1111 22-9866 (夜間直通) 22-9860 (防災)	25-7055 24-0621	

《本編》

➤ 第3章 第5節 第3項 水防計画

S3-06-01-01 り災者台帳作成時の留意点

- (1) り災者台帳は、できるだけ速やかに作成すべきであるが、災害時の混乱等により作成が遅れる場合には、様式 22 号「住家等一般被害調査表」又は様式 53 号「救助用物資割当台帳」を一時的に利用する。この場合にはできるだけ早い時期に、様式 40 号「り災者台帳」を作成する。
- (2) り災者台帳の作成は、被害状況調査表に基づいて行う。戸籍（住民登録）等あるいは食料配給等の係と連絡し、正確を期する。
- (3) り災者台帳は、救助その他の基本となるものであり、また世帯数別救助等の実施記録となるものであるから救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し、整備保管しておく。

《本編》

- 第 3 章 第 6 節 第 1 項 応急救助の手続等

《マニュアル編》

- M3-06-01 応急救助の手続き

S3-06-01-02 罹災証明書作成時の留意点

- (1) 様式 41 号「罹災証明書(一般)」の交付は、り災者にとっては、災害救助のみでなく、後日種々の問題に影響を与えるものであるから特に慎重に扱う。
- (2) 災害時の混乱等により、罹災証明書の発行ができない場合は、様式 43 号「仮罹災証明書」を作成交付し、後日速やかにり災証明書と取り替える。
- (3) 罹災証明書は、り災者台帳（仮証明書のときは、被害状況調査表又は救助用物資割当台帳）と照合し、発行にあたっては契印をする等、発行の事実を判然とし、重複発行（仮証明書と本証明書の重複を含む）を避ける。
- (4) 救助用物資支給前に発行し、物資支給時には、「罹災証明書」の提示を求め得られるようにする。

《本編》

- 第 3 章 第 6 節 第 1 項 応急救助の手続等

《マニュアル編》

- M3-06-01 応急救助の手続き

S3-06-01-03 災害救助法適用基準

災害救助法による救助の適用は、市本部社会福祉班が報告する、様式 21 号「住家等一般被害状況等報告書」による被害及び応急対策実施状況に基づき県本部長が決定するが、この場合の適用される基準は、おおむね次のとおりである。

(1) 適用被害基準

市地域内の被害が、次の各号の一に該当する災害時で、県本部長が災害救助法による救助実施の必要があると認めるときに適用される。

- | |
|--|
| ア 住家の全失世帯が 60 世帯以上に達したとき |
| イ 県地域の全失住宅被害の集計が 2,000 世帯以上に達し、かつ、市地域内の被害が 30 世帯以上に達したとき |
| ウ 県地域の全失住宅被害の集計が 9,000 世帯以上に達し、かつ、市地域内の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき |
| エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかったものの救助が著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき |
| オ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け又は受けるおそれが生じ、厚生労働省令で定める基準に該当したとき |

【厚生労働省令で定める特別の事情】

災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし、又は救出について特殊の技術を必要とすること。

【厚生労働省令で定める基準】

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
- 2 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 被害計算の方法等

適用基準である全失世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- | |
|---|
| ア 住家の半失（半焼、半壊）世帯は、全失世帯の $1/2$ 、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は、 $1/3$ として計算 |
| イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまで世帯数で計算
例) 被害家屋は 1 戸であっても 3 世帯が居住していれば、3 世帯として計上 |
| ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮し、実情に即して決定 |
| エ 災害の種別については限定せず、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても被害計算は同じ方法を使用 |

(3) 救助法の適用と救助の程度

災害救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、岐阜県災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別、地域条件その他の条件によって県本部長が必要と認める範囲において実施する。

《本編》

➤ 第3章 第6節 第1項 応急救助の手続等

《マニュアル編》

➤ M3-06-01 応急救助の手続き

S3-06-01-04 救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者
避難場所の開設及び収容	7日以内	市本部（コミュニティー班、民生部、教育委員会）
炊き出し及び食品の給与	7日以内	市本部（社会福祉班）
飲料水の供給	7日以内	市本部（上下水道班）
被服、寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	確保、輸送＝県本部、市本部（商工班） 調査、報告、割当、配分＝市本部（社会福祉班）
医療	14日以内	医療班派遣＝県本部、日赤支部 医療班派遣要請＝市本部（健康づくり班） その他＝市本部（健康づくり班）
助産救助	分娩の日から 7日以内	
学用品の給与	教科書1ヵ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分＝市本部（社会福祉班、 学校教育班）
災害にかかった者の救出	3日以内	市本部（社会福祉班）
埋葬救助	10日以内	市本部（社会福祉班、環境班）
仮設住宅の建設	発災より20日以内	市本部（都市計画班）
住宅応急修理	災害発生の日から3ヶ月以内（国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）	市本部（都市計画班）
遺体の捜索	10日以内	市本部（社会福祉班）
遺体の処理	10日以内	市本部（環境班）
障害物の除去	10日以内	市本部（土木班、都市計画班）

- (注) 1 本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので、実際の実施にあたっては、県本部実施分を市本部が、市本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部と協議して実施する。
- 2 救助法の実施は、知事である県本部長が法的責任者であるが、市本部の行う救助活動は災害救助法第30条第1項の規定による知事の市町村に対する職権委任に基づくものである。
- 3 救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡をする。ただし、実施にあたって連絡するいとまのないときは、市本部で実施した結果を報告する。
- 4 実施期間は、災害発生の日からの期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。従ってこの期間内に救助を終了（着工）するようしなければならない。

《本編》

➤ 第3章 第6節 第1項 応急救助の手続等

《マニュアル編》

➤ M3-06-01 応急救助の手続き

<救助の程度、方法及び期間>

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所の供与

- ア 避難所の供与は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。
- イ 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置、天幕の設営その他適切な方法により避難所とすることができる。
- ウ 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、1人1日につき330円以内とする。
- エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウに規定する金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- カ 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自己の資力により住宅を修繕することができないものに対して、必要に応じて、建設し、及び供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げ、及び供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型仮設住宅

- (ア) 設置に当たっては、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (イ) 一戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、628万5千円以内とする。
- (ウ) 同一敷地内又は近接する地域内に設置した戸数がおおむね50以上である場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとする。ただし、設置した戸数が50未満である場合においても、当該戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。
- (エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。
- (オ) 災害発生の日から20日以内に着工するものとする。
- (カ) 供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。
- (キ) 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

- (ア) 1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて ア（イ）に規定する規模に準ずるものとし、その借上げのために支出できる費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、その額は地域の実情に応じたものとする。
- (イ) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、及び提供するものとする。
- (ウ) 供与期間は、ア（カ）に規定する期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しによる食品の給与

- ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水その他災害により現に炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。
- イ 炊き出しその他による食品の給与は、り災者が直ちに食べることでできる現物によるものとする。
- ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日につき1,160円以内とする。
- エ リ災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内の炊き出しその他の食品の供与を行う。
- オ 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

- ア 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。
- イ 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械 器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により生活上必要な家財を亡失し、又はき損等により使用できず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の表に掲げる額以内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季 4月～9月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	54,200円に5人を1人増すごとに7,900円を加算した額

冬季 10月～3月	31,000円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	82,700円に5人を1人増すごとに11,400円を加算した額
--------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------------------------------

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季 4月～9月	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	19,000円に5人を1人増すごとに2,600円を加算した額
冬季 10月～3月	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	27,600円に5人を1人増すごとに3,600円を加算した額

ウ ア及びイの季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産の給付

(1) 医療の給付

ア 医療の給付は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に行う。

イ 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。

ウ 医療の給付は、次の範囲内において行う。

(ア) 診察

- イ 薬剤又は治療材料の給与
- ロ 処置、手術その他の治療及び施術
- ハ 病院又は診療所への収容

(イ) 看護

エ 医療の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合にあつては使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合にあつては協定料金の額以内とする。

オ 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産の給付

ア 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

イ 助産の給付は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

ウ 助産の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合にあつては使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合にあつては慣行料金の8割以内の額とする。

エ 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から7日以内とする。

5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによって行う。
- (2) 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理費用は、一世帯当たり次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯あたりの限度額の範囲内とする。
 - ア イに掲げる世帯以外の世帯 65万5千円
 - イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 31万8千円
- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完成する。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失った世帯に対して必要に応じて行う。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。
- (3) 生業に必要な資金の貸与額は、次の範囲内の額とする。
 - ア 生業費 1件につき 30,000円
 - イ 就職支度費 1件につき 15,000円
- (4) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。
- (5) 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。
 - ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無し

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失、毀損等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通

信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。
以下同じ。) に対して行う。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

ア 教科書

(ア) 小学校の児童及び中学校の生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出、又はその承諾を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品

小学校児童	1人につき	4,500円以内
中学校生徒	1人につき	4,800円以内
高等学校等生徒	1人につき	5,200円以内

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

(1) 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。

(2) 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。

- ア 棺(付属品を含む。)
- イ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
- ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出する費用は、1体につき12歳以上の者は215,200円以内とし、12歳未満の者は172,000円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の捜索及び処理

(1) 死体の捜索

- ア 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。
- イ 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(2) 死体の処理

- ア 死体の処理(埋葬を除く。)は、災害の際死亡した者について行う。
- イ 死体の処理は、次の事項について行う。
 - (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

- (イ) 死体の一時保存
- (ウ) 検案
- ウ 検案は、原則として救護班が行う。
- エ 死体の処理のため支出する費用は、次の各号に掲げるところによる。
 - (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等
 - 1 体につき 3,500 円以内
 - (イ) 死体の一時保存
 - イ 既存建物を利用する場合にあっては当該建物の通常の借上費、既存建物を利用しない場合にあっては 1 体につき 5,400 円以内
 - ロ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費
 - (ウ) 救護班以外の者の検案
 - 当該地域の慣行料金の額以内
- オ 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

1 1 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- (2) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1 つの市町村内において行った障害物の除去に要した費用の 1 世帯当たりの平均額が 137,900 円以内とする。ただし、同一住家に 2 以上の世帯が居住している場合における費用は、1 世帯当たりの限度額の範囲内とする。
- (3) 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

1 2 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - ア 被災者の避難に係る支援
 - イ 医療及び助産
 - ウ 災害にかかった者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の搜索
 - カ 死体の処理（埋葬を除く。）
 - キ 救済用物資の整理配分
- (2) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

《本編》

➤ 第 3 章 第 6 節 第 1 項 応急救助の手続等

S3-06-01-06 救助別報告事項及び内訳表

報告事項		報告様式		その都 度報告	日報	期間指定 報告
		様式名称	様式番号			
被害	概況報告	住家等一般被害状 況報告書	様式 21 号	○		
	中間報告			○		
	確定報告					○ 2 日以内
避難 所設 置	開設報告			○		
	収容状況報告	救助日報	様式 45 号		○	
	閉鎖報告			○		
仮設住宅 設置	住宅対策報告	住宅総合災害対策 報告書	様式 56 号			○ 5 日以内
	入居該当世帯報告	応急仮設住宅入居 該当世帯調	様式 57 号			○ 5 日以内
	着工報告（市委託分）	救助日報	様式 45 号		○	
	竣工報告（市委託分）	救助日報	様式 45 号		○	
	入居報告			○		
炊出状況報告		救助日報	様式 45 号		○	
飲料水供給状況報告		救助日報	様式 45 号		○	
被服寝具生活 必需品給与	世帯構成員別被害報告	世帯構成員別被害 状況	様式 54 号			○ 2 日以内
	支給状況報告	救助日報	様式 45 号	○		
	支給完了報告			○		
医療・ 助産	医療班出動要請			○		
	医療班出動報告	医療班出動編成表	様式 66 号	○		
	医療助産実施状況報告	救助日報	様式 45 号		○	
り災者救出状況報告		救助日報	様式 45 号		○	
住宅応急 修理	住宅対策報告	住宅総合災害対策 報告書	様式 56 号			○ 5 日以内
	住宅応急修理該当世帯報告	住宅応急修理該当 世帯調	様式 60 号			○ 5 日以内
	着工報告（市委託分）	救助日報	様式 45 号		○	
	竣工報告（市委託分）	救助日報	様式 45 号		○	
学用品	被災教科書報告	被災教科書報告書	様式 73 号			○ 5 日以内
	学用品支給状況報告	救助日報	様式 45 号		○	
	学用品支給完了報告			○		
埋葬救助状況報告		救助日報	様式 45 号		○	
遺体搜索状況報告		救助日報	様式 45 号		○	
遺体処理状況報告		救助日報	様式 45 号		○	

報告事項		報告様式		その都 度報告	日報	期間指定 報告
		様式名称	様式番号			
障害物 除去	住宅対策報告	住宅総合災害対策 報告書	様式 56 号			○ 5 日以内
	障害物除去該当世帯報告	障害物除去該当世 帯調	様式 62 号			○ 5 日以内
	障害物除去状況報告	救助日報	様式 45 号		○	
	障害物除去完了報告			○		
輸送、人夫雇上状況報告		救助日報	様式 45 号		○	
救助期間、程度、方法、特例申請				○ (程度、 方法)		(期間特例) 各救助実施 期間中

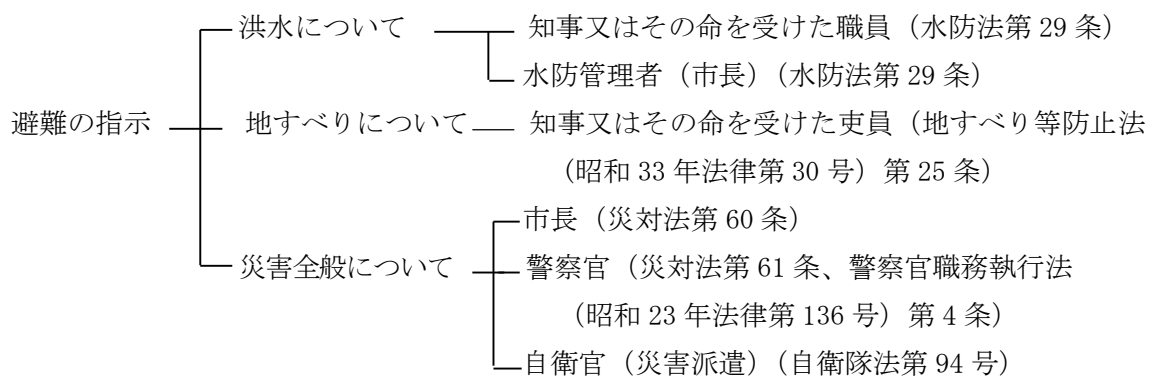
- (注) 1 救助期間、程度、方法、特例申請等を必要とするときは、その都度県支部に報告し指示を受ける。
2 詳細内容は、各救助計画による。

《本編》

➤ 第3章 第6節 第1項 応急救助の手続等

S3-06-02-01 避難の実施責任者

避難のための立ち退きの指示及び避難所の開設並びに避難所への收容保護は次の者が行う。



※市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、知事が行うことができる。

《本編》

➤ 第3章 第6節 第2項 避難計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-02 避難計画

S3-06-02-02 避難の指示者

避難の指示者	指示内容
市本部長（市長）	<input type="checkbox"/> 洪水及び地すべりに伴う避難（土木班担当） <input type="checkbox"/> 山腹崩壊等地すべり災害に伴う避難（土木班担当） <input type="checkbox"/> ため池災害に伴う避難（農林班担当） <input type="checkbox"/> 火災に伴う避難（消防署班） <input type="checkbox"/> その他の災害に伴う避難（消防署班） ※緊急を要する場合で、現地において直接指示、勧告を行う必要があるときは、その場で活動中の消防署班及び消防団員等が行う。
県本部及び県支部 （県知事又はその命を受けた土木関係職員）	<input type="checkbox"/> 水害及び地すべりに伴う避難
警察官	<input type="checkbox"/> 全災害についての避難
災害派遣中の自衛官	<input type="checkbox"/> 全災害についての避難（その場に警察官がない場合）

《本編》

➤ 第3章 第6節 第2項 避難計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-02 避難計画

S3-06-02-03 避難に関する措置を実施した場合の関係機関への通知

市長の措置	市長→県知事（防災課）
警察官又は自衛官の措置	ア 災対法に基づく措置 警察官→警察署長→市長→知事（防災課） イ 職権に基づく措置 警察官→警察署長→警察本部長→知事（防災課）→市長 ウ 自衛官の措置 自衛官→市長→知事（防災課）

《本編》

➤ 第3章 第6節 第2項 避難計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-02 避難計画

S3-06-02-04 避難の周知徹底事項

避難の周知徹底にあたっては、できる限り必要な事項を具体的に示す。避難までに時間的余裕のある場合は、おおむね次の事項のうち特に必要なものについて、できる範囲で徹底する。

- 避難指示者及び避難誘導者（機関）
- 避難場所及び避難経路
- 予想される災害の概要と見通し

《本編》

- 第3章 第6節 第2項 避難計画

《マニュアル編》

- M3-06-02 避難計画

S3-06-02-05 避難の周知徹底方法

地域内住民等に対する避難の指示は、最も適切な方法で行う。特に短時間に周知徹底を図るため、必要に応じて次の方法を併用する等、万全を期す。

- 市防災行政無線
 - ・市防災行政無線によりその地域の徹底にあたる。
- 防災ラジオ
 - ・防災ラジオによりその地域の徹底にあたる。
- 防災・防犯「絆」メール、市公式LINE
 - ・市の登録制メールである防災・防犯「絆」メール及び市公式LINEにより、市民への徹底にあたる。
- 緊急速報メール(au、Softbank)・エリアメール(NTTdocomo)
 - ・災害、避難情報を携帯電話（市内に限る）へメール配信し、市民への徹底にあたる。
- 広報車
 - ・市広報車を当該地域に派遣し、拡声器によりその徹底にあたる。
- 口頭
 - ・電話又は伝令により各区長、自主防災組織の長等に伝達する。
 - ・地域内の各世帯まで、大声で呼びかける等徹底にあたる。
- ラジオ・テレビ放送による徹底
 - ・対象地域が広域で他市町村にも及ぶような場合で、その周知が困難な場合に実施する。
 - ・危機管理室が直ちに県本部（防災班）及び県支部（総務班）にラジオ・テレビ放送による周知を要請する。
- 関係機関への伝達
 - ・避難の指示地域に市施設がある場合、一般の伝達徹底のほか、所管する班から直接電話又は伝令を持って徹底する。

《本編》

- 第3章 第6節 第2項 避難計画

《マニュアル編》

- M3-06-02 避難計画

S3-06-02-06 避難にあたっての留意事項

(1) 着衣等

避難にあたっては、次のものを着用し、又は携行すること。

- 頭に座ぶとん、ヘルメット（安全帽）等をつけること。
- 夏期等でも身体の裸出を避け、できる限り厚着をすること。
- 夜間は、懐中電灯を携行すること。
- ロープ、紐等を携行すること。
- 手袋をはめ、運動靴等を履くこと。（長靴は水がはいると歩きにくい。）

(2) 携帯品（所持品）の制限

避難誘導者は、避難立ち退きにあたって携行品を必要に応じ制限し、円滑な立ち退きについて指導する。

- 主食（にぎり飯、パン等。乳児がいるときはミルク）2～3食分程度
- 副食（缶詰、漬物等携帯可能なもの）若干
- 飲料水（水筒、携帯ポット等による。）
- 貴重品（現金、貯金通帳、証書類、印鑑等）
- 肌着等衣類（雨具等のほか気温を考慮し、寒冷期には毛布等も携行する。）
- ラジオ
- 救急薬品（かぜ薬、胃腸薬、消毒薬、ガーゼ、ホータイ、脱脂綿）
- リュックサック、木綿の風呂敷（三角布として使用できる）
- その他

(3) 避難の方法

項目	内容
避難の順序	<input type="checkbox"/> 傷病者、身体障がい者、高齢者、幼児等を優先する。
集団避難	<input type="checkbox"/> 避難は集団で行い、単独行動はできるだけ避ける。
誘導者の配置	<input type="checkbox"/> 集団避難時にあつては、誘導者が先頭と最後尾につく。 <input type="checkbox"/> 集団の規模あるいは危険度の高いときは、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期す。
誘導者の補助	<input type="checkbox"/> 誘導補助者が不足し、あるいはいない場合は、避難者等の中から壮健な者が誘導補助者あるいは直接誘導者となって集団の統制をとる。
集団の脱落防止	<input type="checkbox"/> 誘導者は人員の掌握に努めるとともに、脱落等を防ぐため、ロープ等によって集団の確保に努める。 <input type="checkbox"/> 集団の配列に当たっては、老人や子供は中央の安全な場所に位置させ、あるいは必要に応じて各人をロープにつなぐ等、高齢者の確保と安全を図る。
病人等の避難	<input type="checkbox"/> 避難は、各人が自力で行動することを原則とする。 <input type="checkbox"/> 病人、高齢者、障がい者、乳幼児等自力で行動のできないものがあるときは、誘導者あるいはその補助者が、その家族に助力し必要に応じ担架、車両等によって移送する。
その他事故防止	<input type="checkbox"/> 台風時にあつては風をよけるために家屋の下を通るようなことは避け、建物

項 目	内 容
	<p>が倒れても下敷にならないようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 避難中に電線が垂れ下がっているような場合は、絶対にふれない。</p> <p><input type="checkbox"/> 自動車交通のひんぱんな道路を避難するときは、交通事故の防止に努め必要に応じ警察機関と連絡をとり安全を期す。</p> <p><input type="checkbox"/> 避難のために家屋を空けるときにあつては、盗難予防あるいは財産保全のために戸締り施錠を厳重にする。</p> <p><input type="checkbox"/> 危険のある災害に応じた家財等の処置（浸水時にあつては家財を高い所に移す等）をする。</p> <p><input type="checkbox"/> 火の元に注意し、完全に火の始末をする。</p> <p><input type="checkbox"/> 避難までに余裕がある場合、家屋に補強を施す等の対策を講じる。</p>

《本編》

➤ 第3章 第6節 第2項 避難計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-02 避難計画

S3-06-02-07 瑞浪市指定避難所・指定緊急避難場所

(1) 指定避難所

地区	施設名	所在地	電話番号	収容人員 (2㎡当たり、 およそ1人と して換算)	水害が予 想される 場合の 使用	土砂災害 が予想さ れる場合 の使用	太陽光 発電
瑞浪	瑞浪小学校	北小田町1丁目66	68-4535	430	×		
	瑞浪中学校	土岐町7790-1	68-4195	680			
	瑞浪幼稚園	北小田町1丁目54	68-2003	60	×		
	一色幼稚園	寺河戸町190-1	67-1817	50	×		
	みどり幼稚園	下沖町2丁目10	68-2632	50	×		
	南小田児童館	南小田町1丁目32	68-8611	30	×		
	市民福祉センター(ハートピア)	樽上町1丁目77	68-4148	50			
	子ども発達支援センター 「ぼけっと」	寺河戸町1149-1	67-2106	100	×		
	産業振興センター	上平町5丁目5-1	56-0201	250			×
	地域交流センター 「ときわ」	寺河戸町1131-2	66-1282	200	×		
土岐	土岐小学校	土岐町6451-4	68-4185	390	×		×
	瑞浪北中学校	土岐町973	68-4191	400		×	
	総合文化センター	土岐町7267-4	68-5281	820	×		×
	桔梗幼稚園	土岐町1770-2	68-2323	20	×		
	桜寿荘(さくら)	土岐町5200	66-1211	100	×	×	×
	教育支援センター	土岐町400-1	68-9811	80			×
	岐阜県立瑞浪高等学校	土岐町7942	68-4161	790			×
明世	明世小学校	明世町山野内1-40	68-2807	240			
	市民体育館	明世町戸狩191	68-0747	1250		×	×
稲津	稲津小学校	稲津町小里371-1	68-3204	300			×
	瑞浪南中学校	稲津町小里456	68-3239	510			
	稲津コミュニティーセンター	稲津町小里697-1	68-3201	130			×
	稲津幼稚園	稲津町小里697-1	68-3400	60			
	寿楽荘	稲津町小里606-8	68-2422	20			×

地区	施設名	所在地	電話番号	収容人員 (2㎡当たり、 およそ1人と して換算)	水害が予 想される 場合の 使用	土砂災害 が予想さ れる場合 の使用	太陽光 発電
陶	陶小学校	陶町水上 665-1	65-2600	380		×	
	陶コミュニティセンター	陶町猿爪 405-1	65-2111	120			×
	陶幼稚園	陶町猿爪 1082-46	65-2053	30		×	
	陶児童館	陶町猿爪 1082-65	65-4187	30		×	×
	陶公民館体育室	陶町水上 669-1	65-3775	180			×
釜戸	釜戸小学校	釜戸町 3007-3	63-2004	330		×	
	釜戸コミュニティセンター	釜戸町 2673-1	63-2005	120	×		×
	竜吟幼稚園	釜戸町 2821-2	63-2056	40	×		×
大湫	大湫コミュニティセンター	大湫町 422-1	63-2360	80			×
日吉	日吉小学校	日吉町 2370-1	69-2009	300	×	×	
	日吉コミュニティセンター	日吉町 4093-2	69-2010	120		×	×
	市民日吉体育館	日吉町 2722-1		440		×	×
	日吉幼稚園	日吉町 4115-2	69-2123	40	×	×	×
	福寿荘	日吉町 4116-1	64-2932	40	×	×	×

※施設周辺が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に指定されているなど危険な場合もあるため、避難の際は、避難経路の安全を確認する。

(2) 福祉避難所

施設名	所在地	電話番号
市民福祉センター(ハートピア)	樽上町 1 丁目 77	68-4148

(3)民間避難所（災害時応援協定による）

施設名	所在地	電話番号	収容人員	備考
瑞浪高原ゴルフ倶楽部	土岐町 4858-4	68-2126	100	ロビー・レストラン・コンペルーム・浴場
日吉ハイランド倶楽部	日吉町 8004-25	69-2126	200	ロビー・レストラン・コンペルーム・浴場・（ロッジ：60名）
明世カントリークラブ	明世町月吉 1112-88	69-2326	100	ロビー・レストラン・コンペルーム・浴場
東濃カントリー倶楽部	陶町水上 830	65-4111	100	ロビー・レストラン・コンペルーム・浴場
中仙道ゴルフ倶楽部	大湫町 621-1	63-3111	100	ロビー・レストラン・コンペルーム・浴場・会議室
フォレストみずなみカントリークラブ	釜戸町 4605	63-3131	300	ロビー・レストラン・コンペルーム・浴場（クラブハウス以外の施設：第一トーカイハイツ）
クラウンカントリークラブ	陶町猿爪 1030	65-3939	100	ロビー・レストラン・コンペルーム・浴場
花の木ゴルフクラブ	日吉町 8675	68-9111	100	ロビー・レストラン・コンペルーム・浴場
デイリー瑞浪カントリー倶楽部	釜戸町 1069	63-1122	100	ロビー・レストラン・コンペルーム・浴場
瑞陵ゴルフ倶楽部	土岐町 8263-31	68-8888	100	ロビー・レストラン・コンペルーム・浴場・ロッカールーム
ゴルフ5カントリーみずなみコース	釜戸町 2383-1	63-3800	100	ロビー・レストラン・コンペルーム・浴場
ベルフラワーカントリー倶楽部	日吉町 8671-1	64-2121	100	ロビー・レストラン・コンペルーム・浴場・ヘリポート
グリーンヒル瑞浪ゴルフ倶楽部	稲津町小里 2722	68-1212	100	ロビー・レストラン・コンペルーム・浴場
中京学院大学 瑞浪キャンパス	土岐町 2216	68-4555	200	3号館1階（厨房部分は除く）、6号館、7号館各教室
みずなみ陶生苑	釜戸町 833	63-2843	40	福祉避難所
千寿の里（西小田）	西小田町 3-221	66-1030	50	福祉避難所
千寿の里（山田）	山田町 1018-1	68-1248		福祉避難所
みずなみ瀬戸の里	稲津町小里 2723-1	65-3141	20	福祉避難所
ひざし	稲津町萩原 1	67-3748	60	福祉避難所
岐阜県立サニーヒルズ みずなみ	陶町猿爪 657-34	65-3322	15	福祉避難所

(4) 指定緊急避難場所

地区	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容人員 (3.3 ㎡当たり、およそ 1 人として 換算)	水害が予想 される場合 の使用	土砂災害が 予想される 場合の使用
瑞浪	市民福祉センター(ハートピア)	樽上町 1 丁目 77	1,200	300		
	樽上公園	樽上町 1 丁目 41-1	13,000	3,900	×	×
	五色公園	一色町 4 丁目 19	3,200	900		
	瑞浪小学校グラウンド	北小田町 1 丁目 66	29,200	8,800	×	
	下沖公園	下沖町 1 丁目 1	2,500	700	×	
	瑞浪中学校グラウンド	土岐町 7790-1	13,000	3,900		×
	明賀台ふれあい公園	明賀台 2 丁目 82	8,200	2,400		
	小田西部中央公園	西小田町 6 丁目 42	10,000	3,000		×
	高松公園	西小田町 3 丁目 258	3,000	900		×
	瑞浪中央公園	北小田町 2 丁目 4	16,600	5,000	×	
土岐	土岐小学校グラウンド	土岐町 6451-4	6,300	1,900	×	
	瑞浪北中学校グラウンド	土岐町 973	13,800	4,100		×
	ますみ公園	益見町 1 丁目 140	1,600	480	×	
	南松公園	上平町 4 丁目 38	3,200	900		
	小樽公園	上平町 1 丁目 39	3,500	1,000	×	
明世	明世小学校グラウンド	明世町山野内 1-40	5,700	1,700		
	市民公園 (いこいの広場)	明世町戸狩 69-1	5,200	1,500		×
	四反田公園	薬師町 4 丁目 14	2,500	700	×	
	狭間川公園	松ヶ瀬町 4 丁目 33	6,400	1,900	×	
稲津	稲津小学校グラウンド	稲津町小里 371-1	16,000	4,800		
	瑞浪南中学校グラウンド	稲津町小里 456	14,800	4,500		
	稲津コミュニティーセンター駐車場	稲津町小里 697-1	2,000	600		
陶	陶小学校グラウンド	陶町水上 665-1	12,000	3,600		
釜戸	釜戸小学校グラウンド	釜戸町 3007-3	9,500	2,800		×
大湫	旧大湫小学校グラウンド	大湫町 416-1	1,000	300		×
日吉	日吉小学校グラウンド	日吉町 2370-1	14,700	4,400	×	×
	市民日吉グラウンド	日吉町 2722-1	6,300	1,900		×

※施設周辺が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に指定されているなど危険な場合もあるため、避難の際は、避難経路の安全を確認する。

(5) テント保有状況

保管場所	数 量	収容可能人員	
		単位当り収容	人 員
水防倉庫	38	6	228
福祉事務所	2	6	12
瑞浪小学校	23	6	138
土岐小学校	5	6	30
陶 小学校	6	6	36
稲津小学校	3	6	18
明世小学校	8	6	48
日吉小学校	10	6	60
釜戸小学校	7	6	42
瑞浪中学校	22	6	132
瑞浪北中学校	15	6	90
瑞浪南中学校	9	6	54
稲津コミュニティ	5	6	30
釜戸コミュニティ	10	6	60
陶 コミュニティ	1	6	6
日吉コミュニティ	5	6	30
大湫コミュニティ	3	6	18
計	152		912

《本編》

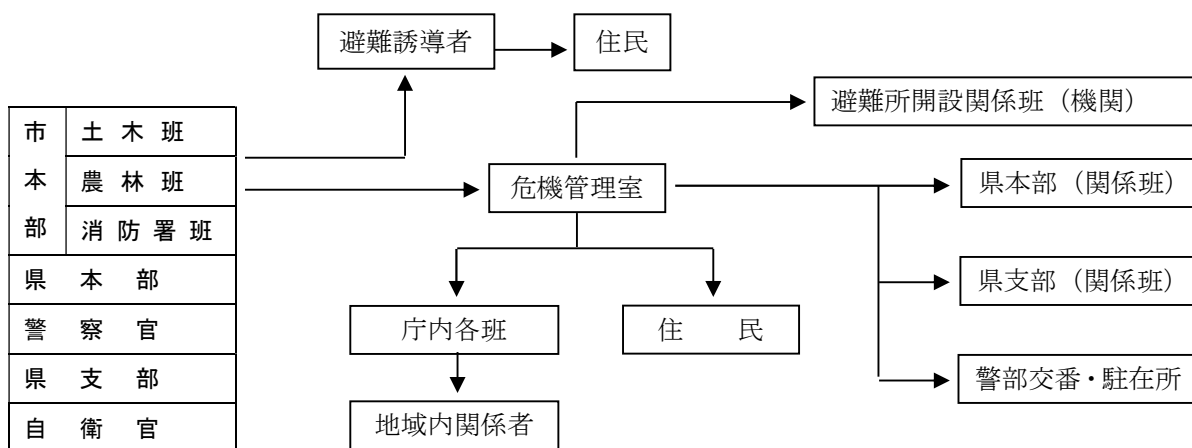
➤ 第2章 第15節 第2項 避難場所の整備

➤ 第3章 第6節 第2項 避難計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-02 避難計画

S3-06-02-08 避難指示の連絡系統



《本編》

- 第3章 第6節 第2項 避難計画

《マニュアル編》

- M3-06-02 避難計画

S3-06-03-01 食料緊急引渡要請の引渡品目・数量・引渡場所

(1) 引渡品目

米穀（精米）とする。

(2) 引渡数量

区分	米 穀
被災者供給用	精米1人1食当たり 200g
災害救助従事者供給用	精米1人1食当たり 300g

(3) 引渡場所

災害の状況	引渡場所	引渡品目	引渡を受ける者
知事と市長の連絡ができる場合	岐阜県の指定する場所	米穀	市長
交通、通信が途絶等のため知事と市長の連絡がつかない場合	農林水産省指定倉庫	米穀	市長

《本編》

- 第3章 第6節 第3項 食料供給計画

《マニュアル編》

- M3-06-03 食料供給計画

S3-06-03-02 食料緊急引渡要請による引渡手続き

(1) 知事と市長が連絡できる場合

ア 市長は、知事に災害救助用米穀の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用米穀緊急引渡申請書を提出する。

※申請書を提出する時間的余裕がないときは、ファクシミリ又は電話により申請する。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行う。

イ 知事は、市長の申請に基づき精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という）と協議のうえ、引渡数量を決定し、供給業者に対し精米の供給の要請を行う。

ウ 精米の引渡場所は、知事が指定するものとし、知事は、当該場所に職員を派遣し確認のうえ引き取るものとする。

エ 市長は、精米の引渡しを受ける場合に、知事に災害救助用米穀受領書を提出する。

(2) 交通、通信の途絶のため知事と市長の連絡がつかない場合

ア 市長は、農林水産省政策統括官に引渡に関する情報を連絡し、災害救助用米穀の引渡要請書を提出する。

イ 市長が直接、政策統括官に連絡した場合は、必ず、知事に連絡する。

ウ 知事は、政策統括官と協議のうえ、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10の2に基づき政策統括官と売買契約の締結を行う。

エ 市長は、精米の引渡しを受ける場合に、知事に災害救助用米穀受領書を提出する。

(3) 買受手続等について

知事は、市長が(1)により災害救助用米穀を受領したときは「災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定」第6条の2及び「災害時に対応する精米の供給の協力に関する協定」第5条の2に基づき価格を決定する。

知事は、市長が(2)により現品を受領したときは「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10に基づき買受手続を行う。

(4) 代金納付について

買受手続等が完了した後の代金納付については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

《本編》

➤ 第3章 第6節 第3項 食料供給計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-03 食料供給計画

S3-06-03-03 炊き出し施設一覧

施設名	炊出能力(人)	施設の能力
学校給食センター	5,000	調理室 1,542 m ² 、炊飯設備一式、切裁機、冷蔵庫、冷凍庫、配送用コンテナ 56 台、食缶 600 個、陶磁器食器 5 種 23,000 個
瑞浪幼稚園	200	調理室 48 m ² 、かま 2、流し 3、調理台 2、食器 200
稲津幼稚園	140	調理室 54 m ² 、かま 2、流し 2、調理台 2、食器 120
日吉幼稚園	100	調理室 34 m ² 、かま 3、流し 3、調理台 1、食器 130
陶 幼稚園	200	調理室 62 m ² 、かま 2、流し 2、調理台 2、食器 120
みどり幼稚園	200	調理室 58 m ² 、かま 3、流し 5、調理台 2、食器 200
桔梗幼稚園	150	調理室 28 m ² 、かま 2、流し 2、調理台 1、食器 150
竜吟幼稚園	100	調理室 56 m ² 、かま 2、流し 1、調理台 1、食器 130
一色幼稚園	200	調理室 42 m ² 、かま 3、流し 5、調理台 2、食器 200
日吉コミュニティセンター	200	調理室 56 m ² 、かま 3、流し 4、調理台 3、食器 100
釜戸コミュニティセンター	200	調理室 72.38 m ² 、かま 3、流し 6、調理台 5、食器 100
稲津コミュニティセンター	200	調理室 61 m ² 、かま 3、流し 6、調理台 4、食器 100
陶 コミュニティセンター	200	調理室 69 m ² 、かま 2、流し 8、調理台 6、冷蔵庫、食器 100
大湫コミュニティセンター	200	調理室 51.69 m ² 、かま 3、流し 4、調理台 3、食器 100
合計 (14 施設)	7,290	

《本編》

➤ 第3章 第6節 第3項 食料供給計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-03 食料供給計画

S3-06-03-04 地震時の避難所における食料供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の食料等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がける。

段 階	食 料
第 一 段 階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等
第 三 段 階 (自立心への援助)	食材の給付による避難者自身の炊き出し

《本編》

➤ 第3章 第6節 第3項 食料供給計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-03 食料供給計画

S3-06-03-05 食品衛生に関する留意点

- (1) 炊き出し施設には飲料水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。
- (3) 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意する。
- (5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入れを行い保管にも注意する。
- (6) 炊き出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、これらが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、塵埃汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設ける。
- (7) 炊き出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、できるだけ用員を固定化する。また、炊き出しに携わった者を明確にしておく。
- (8) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があつた場合には、直ちに県支部保健班に連絡するとともに、医師の手配を行う。
- (9) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに食品の品質低下を避ける措置をとる。

(注)1 社会福祉班は、炊き出しを開始したとき、健康づくり班に連絡する。

2 健康づくり班は、班員を派遣し、炊き出しの実施期間中、食品衛生について指導管理を行う。

3 食中毒症状を呈するものが発生した場合、速やかに県支部保健班に連絡し、原因究明の調査を行い、再発防止に努める。

《本編》

➤ 第3章 第6節 第3項 食料供給計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-03 食料供給計画

S3-06-03-06 連絡責任者への指示事項

- 炊き出しの実施及び配分割当ての実施、又は指揮
- 炊き出し品の食事場所（配分場所）までの輸送
(輸送にあたり自動車等を必要とする場合は、危機管理室に自動車等の確保を依頼する。)
- 炊き出し施設の管理
- 給食原材料等物品の出納管理
- 炊き出し日誌の記録

《本編》

➤ 第3章 第6節 第3項 食料供給計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-03 食料供給計画

S3-06-03-07 災害救助法に基づく食料供給実施基準

炊き出し食品の給与のうち災害救助法に基づく実施基準その他は次のとおりである。

項目	内容
実施対象者	<p>【炊き出し】</p> <p><input type="checkbox"/> 避難所に収容された者</p> <p><input type="checkbox"/> 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできる方途のない者</p> <p>※床上浸水の場合は、炊き出しの対象とはならないが、避難の指示に基づき避難所に収容した者は対象とする</p> <p>※旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等は、対象とする</p> <p>※電車の旅客等は、東海旅客鉄道又は関係会社等において救済措置が出来ない場合に限り、対象とする</p> <hr/> <p>【食料品、その他の食品の給与】</p> <p><input type="checkbox"/> 床上浸水以上の被害を住家に受けたため現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者</p> <p><input type="checkbox"/> 食料品を喪失し、持ち合わせのない者（避難の指示による避難は対象にならない）</p>
実施期間	<p>【炊き出し】</p> <p><input type="checkbox"/> 災害発生の日から7日以内</p> <p><input type="checkbox"/> 期限前に炊き出しの必要がなくなればその日までとする</p> <p><input type="checkbox"/> 多数の者に継続実施の必要がある場合、市本部は次の事項を明示して、県支部を通じて県本部に期間延長を要請する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長の期間 ・延長を要する地域及び対象人員 ・延長を要する理由 ・その他 <hr/> <p>【食品の給与】</p> <p><input type="checkbox"/> 災害発生の日から7日以内とし、炊き出しと重複して支給することはできない</p> <p><input type="checkbox"/> 様式44号「り災者旅行証明書」を発行した者に支給される</p>
費用の基準	<p><input type="checkbox"/> 1人1日あたりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める範囲内</p> <p><input type="checkbox"/> 費用とは、主食費、副食費、燃料費、雑費等の合計</p> <p><input type="checkbox"/> 費用の基準は1人1日分であって、1食分については、1日の費用の3分の1とする</p> <p><input type="checkbox"/> 食品の給与は、主食、副食及び燃料費等の支給が基準額以内で現物により給付</p> <p><input type="checkbox"/> り災者が一時縁故地等へ避難する場合における食品の給与は、3日分以内</p>

項目	内容
費用の範囲、種別	<input type="checkbox"/> 主食費 <ul style="list-style-type: none"> ・販売業者から購入した主食代（小売価格） ・知事が東海農政局岐阜農政事務所から一括売却を受け配分した主食代（売却価格） ・配給食料のほか一般食料品店で購入したパン、うどん、押麦、甘藷、乳児用ミルク等（購入価格） <input type="checkbox"/> 副食費 <ul style="list-style-type: none"> ・調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限なし <input type="checkbox"/> 燃料費 <ul style="list-style-type: none"> ・品目、数量については制限なし。 <input type="checkbox"/> 雑費 <ul style="list-style-type: none"> ・器物（かま、なべ、やかん、しゃくし、バケツ）等の借上料、謝金その他茶、はし、荷札等の購入費であって、備品類の購入は認めない ・市町村等公共団体から借用した物品の借入料及び謝金は認めない <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> ・人夫賃、輸送費は、特別の場合を除き原則として認めない
その他	<input type="checkbox"/> 災害救助法によるり災者の炊き出しは、特別の場合を除いて7日以内とされているので、8日以降は自力で炊事ができるよう物資の配分その他について配慮する <input type="checkbox"/> 防護活動者に対する炊き出し量は、1食 300g <input type="checkbox"/> 市は、個人においても、日ごろから3日分程度の応急食品を準備しておくよう、住民に広報する

《本編》

➤ 第3章 第6節 第3項 食料供給計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-03 食料供給計画

S3-06-04-01 給水の目安

給水量	おおむね1人1日3リットル
給水期間	飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間 (震災時においては7～15日程度)

《本編》

➤ 第3章 第6節 第4項 給水計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-04a 給水計画

S3-06-04-02 給水資機材保有状況

種 別	規 格	数 量	保 管 場 所	備 考
給水タンク	500ℓ	2基	北野配水池	
	800ℓ	1基	神田集会場	
	800ℓ	1基	足又集会場	
	800ℓ	3基	大湫財産区倉庫	
	800ℓ	3基	陶公民館体育室防災倉庫	
	800ℓ	3基	日吉町防災倉庫	
	800ℓ	2基	稲津コミュニティーセンター防災倉庫	
	800ℓ	1基	川折送水ポンプ場	
	800ℓ	2基	釜戸コミュニティーセンター防災倉庫	
	800ℓ	3基	狭間川防災倉庫	
ポリ容器	18ℓ	200個	日吉送水ポンプ場	
			上下水道課倉庫等	
給水タンク (積載用)	1t	1基	上下水道課倉庫	

《本編》

➤ 第3章 第6節 第4項 給水計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-04a 給水計画

S3-06-04-03 給水順序

飲料水の給水にあたって、順位を設けて配分する必要があるときは、おおむね次の順序で行う。

- | |
|--|
| (1) 病院（手術、入院施設のあるものを優先）
(2) 避難所及び炊き出し場所
(3) 社会福祉施設
(4) 断水地域の住民、施設 |
|--|

《本編》

➤ 第3章 第6節 第4項 給水計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-04a 給水計画

S3-06-04-04 災害救助法に基づく給水実施基準

項目	内容
実施対象者	<input type="checkbox"/> 災害のため、現に飲料水を得ることができない地区に居住している者 ※住家あるいは家財の被害がなくても、その地区において自力で飲料水を得ることができない者であれば対象とする ※住家に被害があっても自力で近隣において確保できるときは対象としない
実施期間	<input type="checkbox"/> 災害発生の日から7日以内 <input type="checkbox"/> 期限前に給水の必要がなくなればその日までとする <input type="checkbox"/> 多数の者に継続実施の必要がある場合、市本部上下水道班は次の事項を明示して、県支部を通じて県本部に期間延長を要請する ・延長を要する期間 ・延長を要する地域及び対象人員 ・延長を要する理由
費用の範囲	<input type="checkbox"/> ろ過その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費 機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、樽、瓶、水のう等 <input type="checkbox"/> 浄水用薬品及び資材費 薬品：カルキ等 資材：ろ過に必要なネル、布、ガーゼ等 <input type="checkbox"/> 飲料水の輸送費及び供給のための人夫費 <input type="checkbox"/> 費用の限度は、おおむね1人1日当たり3リットルを供給するに必要な範囲の額とする

《本編》

➤ 第3章 第6節 第4項 給水計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-04a 給水計画

S3-06-04-05 下水道施設の緊急調査・緊急措置

箇所	内容
管路	<p>【緊急調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 被害拡大、二次災害の防止のための調査（主に地表からの調査） <input type="checkbox"/> 管路の破損による道路等他施設への影響調査 <input type="checkbox"/> 重要な区間の被害概要の把握 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【緊急措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> マンホールと道路の段差への安全柵 <input type="checkbox"/> 陥没部への土砂投入 <input type="checkbox"/> 危険箇所への交通規制 <input type="checkbox"/> 可搬式ポンプによる排水 <input type="checkbox"/> 下水道施設の使用中止依頼
浄化センター、ポンプ場施設	<p>【緊急点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 人的被害につながる二次災害の未然防止、予防 （薬品、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止、機器の運転停止等） <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【緊急調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 被害状況の概要把握 <input type="checkbox"/> 大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【緊急措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 火器の使用禁止、立入の禁止、漏えい箇所のシール

《本編》

➤ 第3章 第6節 第4項 給水計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-04b ライフライン施設の応急対策

S3-06-04-06 下水道施設の応急調査・応急復旧

箇所	内容
管路	<p>【応急調査】</p> <p><input type="checkbox"/> 被害拡大、二次災害防止のための調査（管内、マンホール内まで調査）</p> <p><input type="checkbox"/> 下水道の機能的、構造的な被害程度の調査</p> <hr/> <p>【応急復旧】</p> <p><input type="checkbox"/> 管内、マンホール内の土砂の浚渫</p> <p><input type="checkbox"/> 止水バンドによる圧送管の止水</p> <p><input type="checkbox"/> 可搬式ポンプによる下水の排除</p> <p><input type="checkbox"/> 仮管渠の設置</p>
浄化センター、ポンプ場施設	<p>【応急調査】</p> <p><input type="checkbox"/> 浄化センター、ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査</p> <hr/> <p>【応急復旧】</p> <p><input type="checkbox"/> コーキング、角落としによる水路仮締切、仮配管の敷設、弁操作による配管のルート切りまわし、可搬式ポンプによる揚水、固形塩素剤による消毒</p>

《本編》

➤ 第3章 第6節 第4項 給水計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-04b ライフライン施設の応急対策

S3-06-05-01 物資割当上の注意

- (1) 世帯人員は、り災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成人員による。
※給与するまでに死亡した者又は死亡したと推定される者は除かれる。
- (2) 世帯の全員が災害救助法適用外市町村に転出したときは除かれる。
- (3) 災害発生後出生した者があるときは、県本部に連絡の上割り当てる。

《本編》

- 第3章 第6節 第5項 生活必需物資供給計画

《マニュアル編》

- M3-06-05 生活必需物資供給計画

S3-06-05-02 地震時の避難所における生活必需物資供給計画

生活必需物資の確保に当たっては、季節、天候、時間の経過等によりり災者のニーズも多様であることをできる限り配慮する。

また、物資の支給、配分に当たっては、事前に地域住民に広報するとともに、自治会、自主防災組織等の協力により、公平の維持に努める。

段 階	食 料
第 一 段 階 (生命の維持)	毛布等 (季節を考慮したもの)
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第 三 段 階 (自立心への援助)	なべ・食器類 (自炊のためのもの)、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

《本編》

- 第3章 第6節 第5項 生活必需物資供給計画

《マニュアル編》

- M3-06-05 生活必需物資供給計画

S3-06-05-03 災害救助法に基づく生活物資供給基準

項目	内容
実施対象者	<input type="checkbox"/> 住家が全失（全焼、全壊、流失をいう。）及び半失並びに床上浸水した世帯 <input type="checkbox"/> 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した世帯 <input type="checkbox"/> 物資販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず家財を直ちに入手することができない状態にある世帯
世帯構成の調査・報告	<input type="checkbox"/> 様式 22 号「住家等一般被害調査表」により調査を実施 <input type="checkbox"/> 様式 54 号「世帯構成員別被害状況」を作成し、県支部総務班を通じて県本部防災班に報告 <input type="checkbox"/> 緊急を要する報告のため、文書提出前に電話報告を行う
支給期間	<input type="checkbox"/> 災害発生の日から 10 日以内に各世帯に対し支給を完了 <input type="checkbox"/> 期間内に支給が困難な場合、市本部は、県支部を通じて、県本部防災班に期間延長を要請する
物資の輸送	<input type="checkbox"/> 県本部防災班が、直接市本部まで輸送する <input type="checkbox"/> 県本部長から指示があった場合は、市本部が指定された場所に取りに行く

《本編》

- 第 3 章 第 6 節 第 5 項 生活必需物資供給計画

《マニュアル編》

- M3-06-05 生活必需物資供給計画

S3-06-06-01 本部員会議での決定事項

<input type="checkbox"/> 総合住宅対策の策定 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅建設予定世帯の選定 <input type="checkbox"/> 住宅応急修理予定世帯の選定 <input type="checkbox"/> 障害物除去予定世帯の選定 <input type="checkbox"/> 公営住宅及び仮設住宅建設予定地の選定
--

《本編》

- 第 3 章 第 6 節 第 6 項 応急住宅対策

《マニュアル編》

- M3-06-06 応急住宅対策

S3-06-06-02 住宅に関する諸制度

対 策 種 別		内 容	
住宅の確保	1. 自力確保	①自費建設	り災世帯が自力（自費）で建設する。
		②既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		③借用	親せきその他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2. 既存公営施設入所	①公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居
		②社会福祉施設への入所	障害者支援施設、老人福祉施設、児童福祉施設等、県、市又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3. 公的融資	①災害復興住宅融資（建設・購入）	自費で確保するには資金が不足する者に対して住宅金融支援機構から融資を受けて確保する。
		②地すべり等関連融資	
	4. 公営住宅建設	①災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		②一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
5. 災害救助法による仮設住宅建設		生活能力が低い世帯のため市が仮設の住宅を建設する。	
住宅の修繕	1. 自費修繕		り災者が自力（自費）で修繕をする。
	2. 公的融資	①災害復興住宅融資（補修）	自力で整備するには資金が不足する者に住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅融資（補修））して補修する。
		②その他公費融資	生活困窮世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3. 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために市が応急的に修繕する。
4. 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	
障害物の除去等	1. 自費除去		り災者が自力（自費）で除去する。
	2. 除去費等の融資		災害復興住宅融資における融資対象住宅を建設（又は補修）するための既存家屋等の取壊し又は除却に要する費用を融資対象に含めることができる。
	3. 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために市が除去する。
	4. 生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去を生活保護法（昭和 25 年法律 第 144 号）で行う。

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 住宅の確保のうち3の①の融資、4及び5の建設は、住家の全焼、全流出及び全壊した世帯を対象としたものである。
- 3 住宅修繕のうち2の①の融資は、住家に被害が生じた方を、3による修理は、住家の半焼、半壊及び半流出した世帯を対象としたものである。
- 4 災害復興住宅融資を説明する場合は、満 60 歳以上の場合に利用できる高齢者向け返済特例を案内する必要がある。
- 5 障害物の除去等とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいうものである。

《本編》

➤ 第3章 第6節 第6項 応急住宅対策

《マニュアル編》

➤ M3-06-06 応急住宅対策

S3-06-06-03 建設用地の選定方法・注意点

- 用地の選定にあたっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保する。
- り災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。
- 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、り災者の生業の見通し等についても考慮する。

《本編》

- 第3章 第6節 第6項 応急住宅対策

《マニュアル編》

- M3-06-06 応急住宅対策

S3-06-06-04 仮設住宅入居者の条件

- 住家を全失（全焼、全壊又は流出）した世帯であること。
- 居住する仮住宅がなく、また借家等の借上げもできない世帯であること。
- 自己能力では住宅を確保できない世帯であること。

《本編》

- 第3章 第6節 第6項 応急住宅対策

《マニュアル編》

- M3-06-06 応急住宅対策

S3-06-06-05 仮設住宅建設に関する備付帳簿等

都市計画班は、仮設住宅建設に関し、次の記録を作成し、整備保管する。

- (1) 様式 57 号 応急仮設住宅入居該当世帯調
- (2) 様式 58 号 応急仮設住宅入居者台帳
- (3) 様式 59 号 入居誓約書
- (4) 様式 19 号 救助実施記録日計票
- (5) 様式 20 号 救助の種目別物資受払状況
- (6) 入居該当者選考関係書類
- (7) 建設請負契約関係書類及び敷地貸借契約関係書類

《本編》

- 第3章 第6節 第6項 応急住宅対策

《マニュアル編》

- M3-06-06 応急住宅対策

S3-06-07-01 医療班の編成

- (1) 医療班は、「災害時の医療救護に関する協定」に基づき、土岐医師会及び東濃厚生病院で編成され、健康づくり班の要請によって現地に出動し、救助を実施する。(S3-06-07-04 を参照)
- (2) 県及び日本赤十字社等においては、次のとおり医療班を編成し、必要に応じて出動する。

医療班の編成		医療班の基準
県本部	(県立病院又は強制従事医療関係者で編成)	○医師 1 名
県支部	(保健班において編成)	○薬剤師 1 名
日本赤十字社	(日本赤十字社救護班要員で編成)	○看護師、助産師又は保健師 2 名 ○事務職員 (連絡調整員)

(注)運転士については必要に応じ、編成に加える。

《本編》

➤ 第 3 章 第 6 節 第 7 項 医療・助産計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-07 医療・助産計画

S3-06-07-02 市内医療機関一覧

令和4年7月1日現在

(1) 病院

名称	所在地	管理者	電話番号	診療科目	病床数
瑞浪病院	寺河戸町 1190-2	加藤 慶二	67-1221	内 外 泌 呼 消 放 リハ	48
東濃厚生病院	土岐町 76-1	安藤 修久	68-4111	内 小 神経内 アレ 外 整形 脳神経 産婦 眼 耳鼻咽 皮 泌 リハ 放 麻酔 循環器 内科 病理診断科 消	270
大湫病院	大湫町 121	江口 研	63-2231	内 精神 神経 歯 心療内	308

(2) 診療所

名称	所在地	管理者	電話番号	診療科目
岩島医院	南小田町 1-120	岩島 康仁	68-6116	循 小 外 整 皮 胃腸 リハ
かとう眼科クリニック	南小田町 2-8	加藤 利博	66-0101	眼
嶋崎内科医院	一色町 2-60	嶋崎 重一	67-2363	内 小 放
セオ医院	寺河戸町 1212-6	瀬尾 裕志	68-2733	内 小 アレ
とよだ小児科クリニック	北小田町 2-159	豊田 桃三	66-2250	小
広瀬クリニック	穂並 2-119	廣瀬 仁宏	66-2112	内 呼 小 アレ
宮川クリニック	宮前町 2-38	宮川 晴子	68-2959	皮
明生クリニック	北小田町 2-198	加藤 隆文	68-0068	胃腸 内 外 放 リハ
わだ内科外科クリニック	山田町 671-11	丹羽信之介	68-3177	内 消 外 皮 リハ
玉田医院	日吉町 4027-2	矢野 元子	69-2005	内 小
勝股医院	稲津町小里 725-1	勝股 真人	68-8896	内 消 小 リハ
石田医院	陶町猿爪 1100-3	石田 康雄	65-2390	内 外
東濃クリニック	松ヶ瀬町 2-57-1	福田 成司	66-2217	小 アレ 耳鼻咽
塚田レディースクリニック	北小田町 2-293	塚田 英文	66-1103	産 婦
金田眼科クリニック	益見町 1-120	金田 正博	68-0551	眼
野田整形外科	北小田町 2-296-3	野田 和也	68-1817	リウマチ 整 リハ
タチ医院	土岐町 20-1	舘 正之	68-3043	内
こせき醫院	一色町 2-132	古積 晃	68-1177	皮 内
佐々木皮フ科	益見町 3-7	佐々木重位	66-6611	皮 アレ

名称	所在地	管理者	電話番号	診療科目
東濃中央クリニック	松ヶ瀬町 1-14-1	大林 浩幸	67-1118	呼 アレ 消 老年 リハ
東濃眼科	西小田町 5-46	宮崎 洋次	67-3413	眼
澤崎内科クリニック	益見町 1-125	澤崎 貴子	68-2525	内

(3) 歯科診療所

名称	所在地	管理者	電話番号
岩島歯科医院	一色町 2-123-2	岩島 広明	67-0472
グリーン歯科水野	一色町 4-60-2	水野 正久	67-0007
土屋歯科医院	樽上町 1-19	土屋 鑑三	68-8148
中垣小児歯科医院	寺河戸町 1169-13	中垣 泰広	67-1688
成瀬歯科医院	寺河戸町 1192	成瀬 久志	67-2069
藤本歯科医院	北小田町 2-202	藤本 省三	67-3718
ほりべ歯科クリニック	一色町 1-47	堀部 直貴	67-1811
ホワイト歯科・矯正歯科	穂並 3-67	佐々木貴浩	68-1066
小木曾歯科クリニック	土岐町 1123	小木曾政則	67-1788
ごとう歯科・矯正歯科	益見町 2-126	後藤 猛史	67-1005
佐々木歯科医院	土岐町 52-2	佐々木 誠	68-3776
土岐歯科医院	土岐町 445	市川 晶代	68-2306
森本歯科医院	土岐町 70-9	森本 佑輔	67-1626
いとう歯科クリニック	陶町猿爪 47	伊藤 昭史	65-4567
大塩歯科医院	陶町猿爪 837-3	大塩 和重	65-2055
水野歯科医院	釜戸町 3082-2	水野 富夫	63-2028
加藤歯科医院	松ヶ瀬町 4-29-2	加藤 正	67-0648
サン歯科	日吉町 4028-1	水野 照久	64-2226
なつこデンタルクリニック	稲津町小里 1380-1	勝股奈津子	44-8778
ひらの歯科医院	稲津町小里 1114-1	平野 敬昌	67-5550

《本編》

➤ 第3章 第6節 第7項 医療・助産計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-07 医療・助産計画

S3-06-07-03 医療・助産救助の対象者

項目	対象者
医療救助	<input type="checkbox"/> 医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにかかわらず、災害のため医療の途を失った者 <input type="checkbox"/> 医学的配慮の上から、災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者
助産救助	<input type="checkbox"/> 災害時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者（死産、流産を含む。）

《本編》

➤ 第3章 第6節 第7項 医療・助産計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-07 医療・助産計画

S3-06-07-04 岐阜県医師会災害医療救護隊土岐支部編成表

令和3年9月1日現在

隊長	勝股 真人 68-8896		
副隊長	江口 研 63-2231		
本部付連絡員	古積 晃 68-1177		
第1班	(長) 豊田 桃三 66-2250 廣瀬 仁宏 66-2112 宮崎 洋次 67-3413	(副) 加藤 隆文 68-0068 加藤 利博 66-0101 岩島 康仁 68-6116	
第2班	(長) 瀬尾 裕志 68-2733 舘 正之 68-3043 加藤慶太郎 67-1221	(副) 野田 和也 68-1817 塚田 英文 66-1103	
第3班	(長) 福田 成司 66-2217 澤崎 貴子 68-2525	(副) 矢野 元子 69-2005 大林 浩幸 67-1118	
第4班	(長) 金田 正博 68-0551 丹羽信之介 68-3177	(副) 佐々木重位 66-6611	
予備班	嶋崎 重一 67-2363 加藤 勝利 66-0101 加藤 真美 67-1221	加藤 隆 68-0068 石田 康雄 65-2390 岩島 康敏 68-6116	
收容班	(收容医療機関) 東濃厚生病院 (安藤 修久) 瑞浪病院 (加藤 慶二)	68-4111 67-1221	

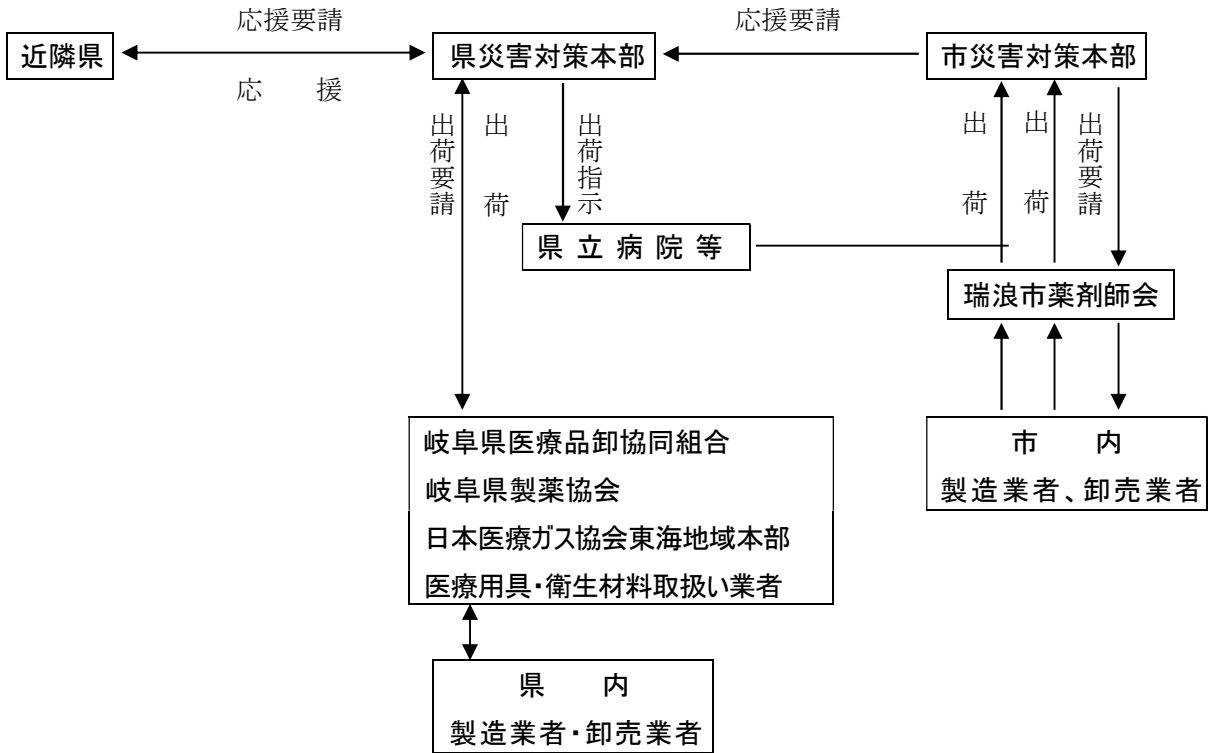
《本編》

➤ 第3章 第6節 第7項 医療・助産計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-07 医療・助産計画

S3-06-07-05 医薬品等確保系統図



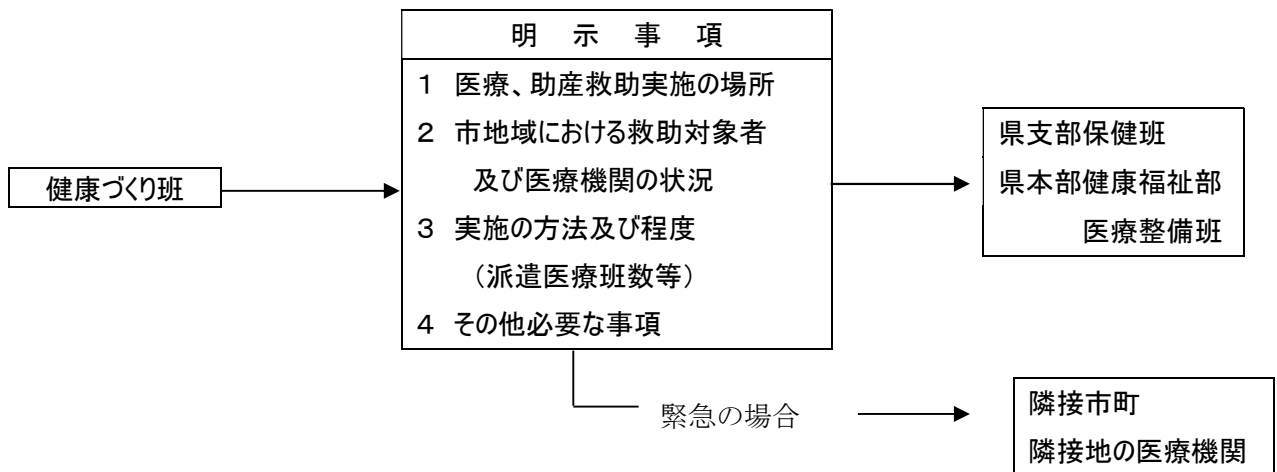
《本編》

➤ 第3章 第6節 第7項 医療・助産計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-07 医療・助産計画

S3-06-07-06 応援の要請系統



《本編》

➤ 第3章 第6節 第7項 医療・助産計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-07 医療・助産計画

S3-06-07-07 災害救助法に基づく医療・助産救助の実施範囲と程度

項目	内容
範囲	<p>【医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 診療 <input type="checkbox"/> 薬剤又は治療材料の支給 <input type="checkbox"/> 処置、手術その他の治療及び施術 <input type="checkbox"/> 病院又は診療所への収容 <input type="checkbox"/> 看護 <hr/> <p>【助産】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 分娩の解除 <input type="checkbox"/> 分娩前及び分娩後の処置 <input type="checkbox"/> 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
程度	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生活保護法による医療、助産保護に定めるもの
期間	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内 <input type="checkbox"/> 助産救助の場合は、分娩の日から7日以内 (災害の発生前後7日以内に分娩したもの) <input type="checkbox"/> 上記の期間で救助の打ち切りが困難な場合、市本部は県支部保健班、県本部医療整備班を通じて、県本部防災班に期間延長の要請、連絡を行う。
費用の基準	<p>【医療班】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 救助費 <ul style="list-style-type: none"> ・使用した薬剤、治療材料及び医療器具消耗破損の実費 ・医療班が使用し、あるいは患者輸送に要した借上料、燃料等は、輸送費として別途に扱う <input type="checkbox"/> 事務費 <ul style="list-style-type: none"> ・医療班員の派遣旅費 <hr/> <p>【日本赤十字救護班】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 要した経費の実費 <hr/> <p>【医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 国民健康保険の診療報酬の例による額以内（生活保護法医療扶助の基準） <hr/> <p>【助産】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費 <input type="checkbox"/> 助産師による場合は、当該地域における慣行料金の8割以内の額

《本編》

➤ 第3章 第6節 第7項 医療・助産計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-07 医療・助産計画

S3-06-07-08 診療記録

医療班が出動し、救助に従事したときは、次の記録を作成し、健康づくり班に提出する。

- | |
|----------------------------|
| (1) 様式 66 号 医療班出動編成表 |
| (2) 様式 67 号 医療救護活動報告書 |
| (3) 様式 68 号 医療班医薬品衛生材料使用記録 |
| (4) 様式 69 号 病院診療所医療実施状況 |
| (5) 様式 70 号 助産台帳 |
| (6) 様式 19 号 救助実施記録日計票 |
| (7) 様式 20 号 救助の種目別物資受払状況 |

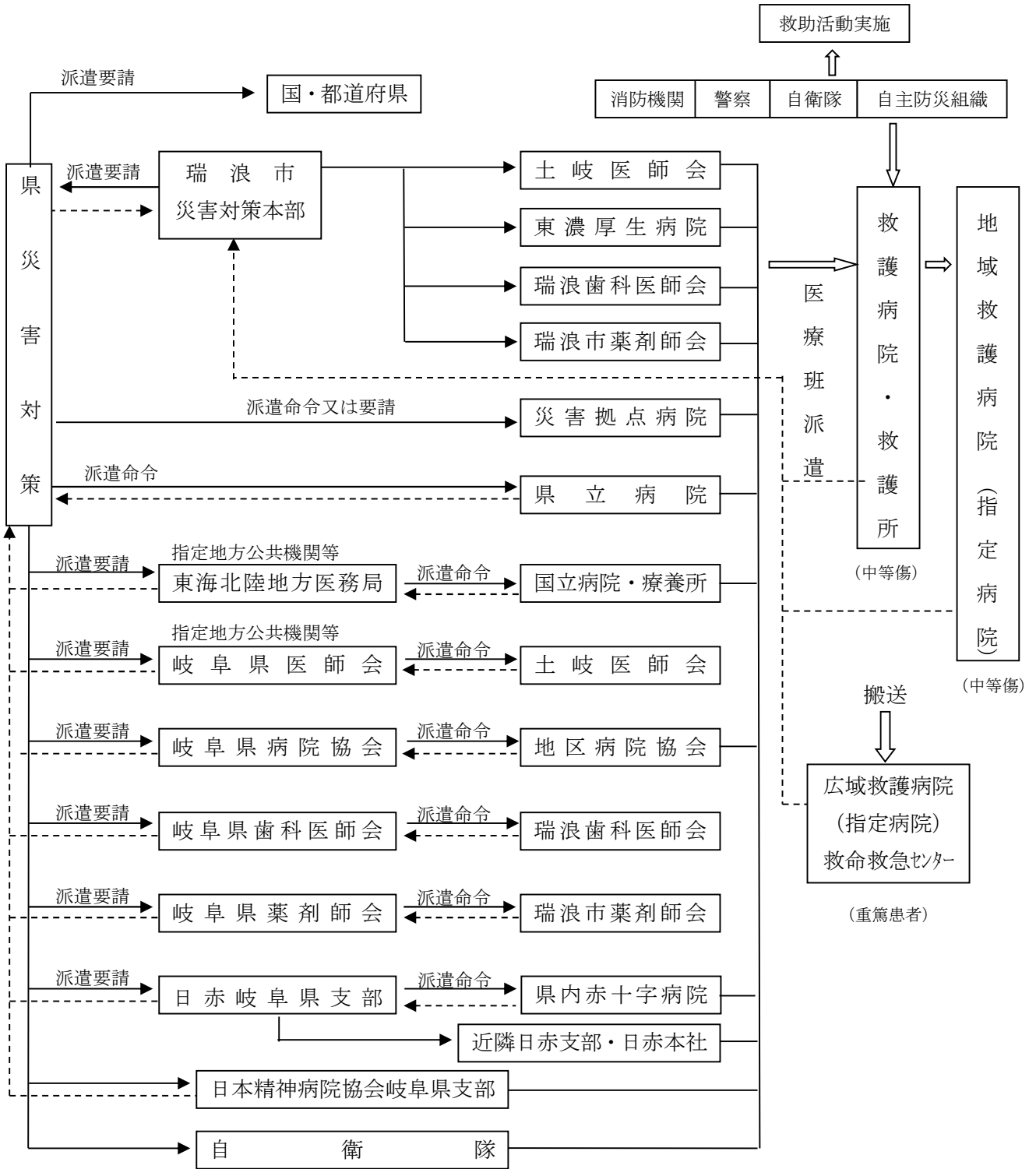
《本編》

- 第3章 第6節 第7項 医療・助産計画

《マニュアル編》

- M3-06-07 医療・助産計画

S3-06-07-09 地震時の医療（助産）救護活動体系



——は、派遣要請、派遣命令等の情報伝達経路

-----は、施設等の被害状況、患者受け入れ状況等の情報経路

《本編》

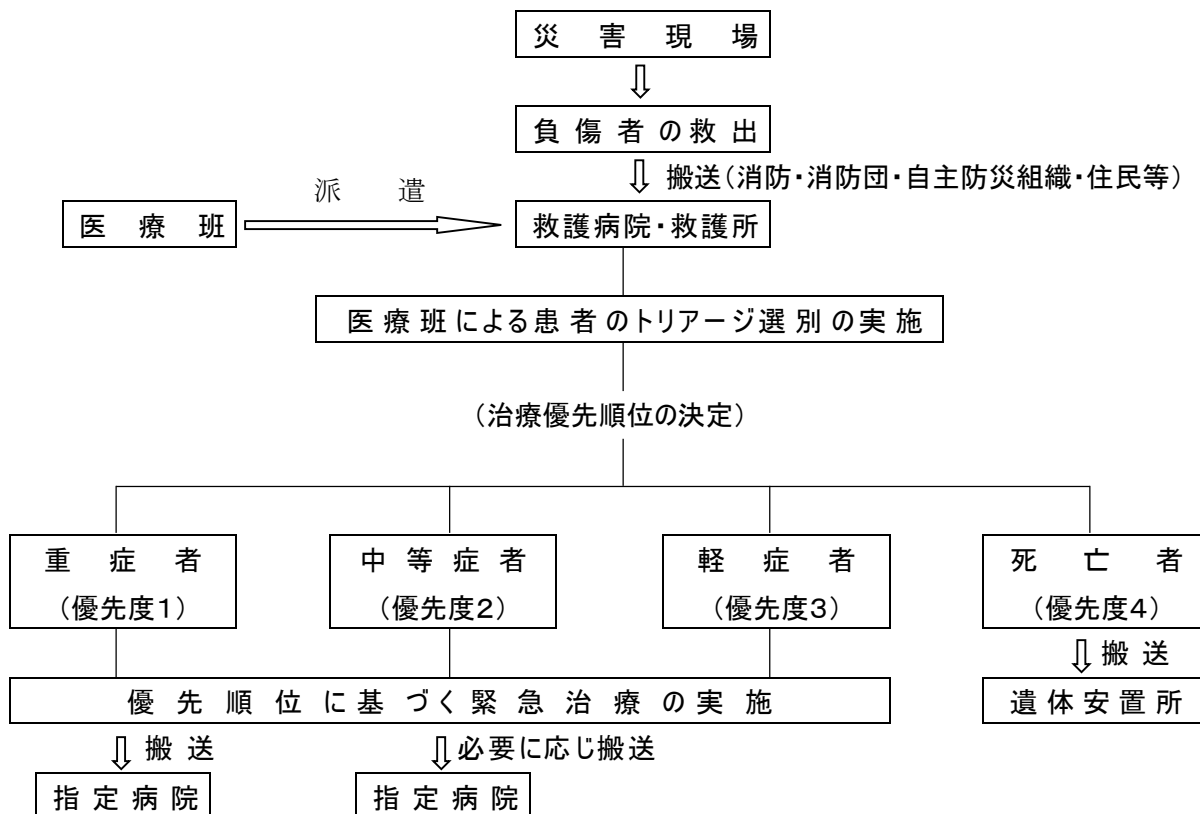
➢ 第3章 第6節 第7項 医療・助産計画

《マニュアル編》

➢ M3-06-07 医療・助産計画

S3-06-07-10 医療活動の手順

市は、市内医療機関、土岐医師会と協力し、次のような医療活動を実施する。



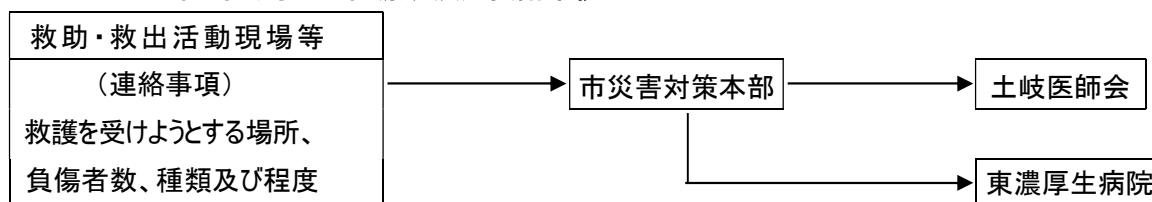
《本編》

- 第3章 第6節 第7項 医療・助産計画

《マニュアル編》

- M3-06-07 医療・助産計画

S3-06-07-11 医師会等への医療班派遣要請系統



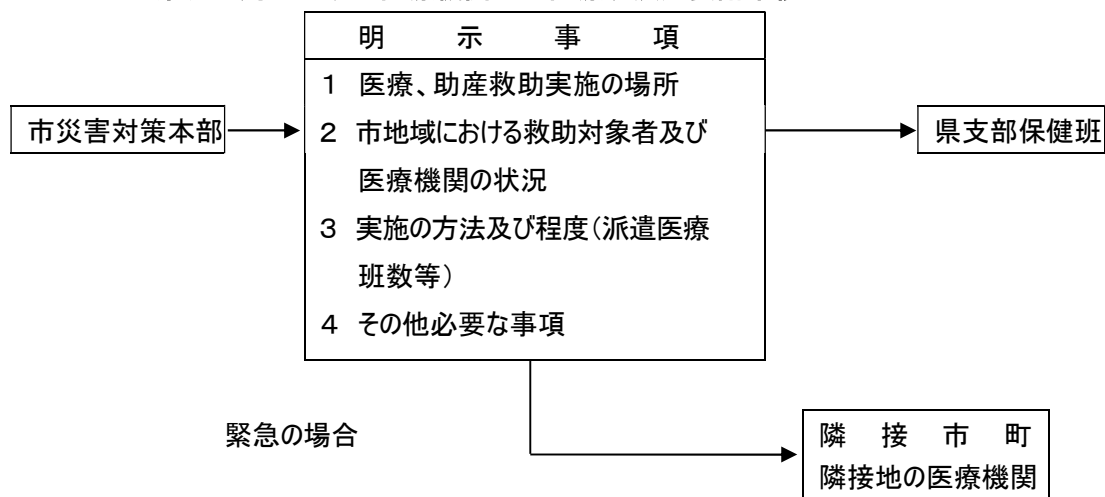
《本編》

- 第3章 第6節 第7項 医療・助産計画

《マニュアル編》

- M3-06-07 医療・助産計画

S3-06-07-12 県及び周辺地域の医療機関への医療班派遣要請系統



《本編》

➤ 第3章 第6節 第7項 医療・助産計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-07 医療・助産計画

S3-06-07-13 トリアージの基準例

優先順位	分類	識別色	傷病等の状態
1	最優先治療群 (重症群)	赤	生命に関わる重篤な状態で一刻も早い処置をすべきもの
2	待機的治療群 (中等症群)	黄	今すぐ生命に関わる重篤な状態ではないが、早期に処置を必要とするもの
3	保留軽処置群 (軽症群)	緑	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としないもの
4	不処置群 (死亡群)	黒	死亡又は生命兆候がなく救命の見込みがないもの

《本編》

➤ 第3章 第6節 第7項 医療・助産計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-07 医療・助産計画

S3-06-08-01 救出に必要な労力又は機械器具等の確保

項目	内容
活動組織等	<input type="checkbox"/> 救出作業は、消防団員を動員して行う。 <input type="checkbox"/> 人員が不足する場合は、その場に居合わせる活動可能な者の協力を得る。 <input type="checkbox"/> なお不足する場合、あるいは特殊技術を有する技術者が必要な場合は、救出指揮者が危機管理室にその旨を連絡し、応援を得る。 <input type="checkbox"/> 危機管理室は、市本部班員を動員派遣し、もしくは技術者を動員（雇上げ）する。
救出用資機材等	<input type="checkbox"/> 救出に必要な機械器具及び資機材は、現地等において確保（借上げ）する。 <input type="checkbox"/> 確保できない場合は、現地指揮者が市本部に確保を要請する。
県防災ヘリコプターの要請	<input type="checkbox"/> 空中輸送が必要な場合は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県防災ヘリコプターを要請する。

《本編》

➤ 第3章 第6節 第8項 り 災者救出計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-08 り 災者救出計画

S3-06-08-02 機関相互の連絡

<input type="checkbox"/> 救出指揮者は、救出活動にあたって出動警察官と緊密に連絡を保って相互に協力し、一体の救出作業に努める。 <input type="checkbox"/> 救出後、医療を要する場合にあつては、健康づくり班あるいは医療機関とも連絡をとり、その待機を要請する等、機関相互の連絡調整に努める。 <input type="checkbox"/> なお、救出作業の状況は、救出指揮者が逐次、市本部に連絡するとともに、救出終了後、使用資機材の使用状況についても連絡する。
--

《本編》

➤ 第3章 第6節 第8項 り 災者救出計画

S3-06-06-03 救出対象者

<p>(1) 災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の際に火中に取り残されたような場合 ・ 水害の際に流出家屋とともに流され、又は孤立した地点に取り残されたような場合 ・ 崖崩れ等により生き埋めになったような場合 ・ 登山者が多数遭難したような場合（一般的には登山者が遭難した場合は、原則として山岳クラブ等の団体が実施するもので市本部が協力する。） <p>(2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死の確認が明らかでない者</p>

※本救出は、災害にかかった原因の種別あるいは住家の被害とは関係なく、必要に応じて実施する。

《本編》

➤ 第3章 第6節 第8項 り災者救出計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-08 り災者救出計画

S3-06-08-04 災害救助法に基づくり災者救出の実施基準

項目	内容
費用の範囲	<input type="checkbox"/> 舟艇その他救出に必要な機械器具の実際に使用した期間分の借上費 <input type="checkbox"/> 救出のため使用した機械器具の修繕費 <input type="checkbox"/> 機械器具及び照明の使用に必要な燃料代等
救出期間	<input type="checkbox"/> り災者救出の実施は、災害発生の日から3日以内とする。 <input type="checkbox"/> 災害発生から4日以上経過しても、まだ救出を要するものがあるとき又は災害が継続して新たに救出を要するものが生じ、災害救助法による救出の必要がある場合、市本部は法定の救出期間内に、次の事項を明示して、県支部を通じて県本部に期間延長を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長を要する予定期間 ・ 延長を要する地域 ・ 延長を要する理由又はその状況 ・ 救出を要する人数

《本編》

➤ 第3章 第6節 第8項 り災者救出計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-08 り災者救出計画

S3-06-09-01 調達する学用品等の種別

- | |
|---|
| <p>(1) 教科書</p> <ul style="list-style-type: none">・被災教科書の報告に基づき調達 <p>(2) 文房具</p> <ul style="list-style-type: none">・ノート、鉛筆、用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷き等（市教育委員会で承認した学用品を含む。）を災害救助法適用時のみ調達 <p>(3) 通学用品</p> <ul style="list-style-type: none">・カバン、手下げ袋、雨具、サブバック、履物等を災害救助法適用時のみ調達 <p>（注）教科書の輸送が販売取扱店から直接学校教育班及び学校長へ送付されたときは、納品書を学校教育班においてとりまとめ、県本部防災班に提出する。</p> |
|---|

《本編》

➤ 第3章 第6節 第9項 学用品等支給計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-09 学用品等支給計画

S3-06-09-02 災害救助法による学用品支給条件

項目	内容
支給対象者	<p><input type="checkbox"/> 住家が焼失、流出、倒壊又は半焼、半壊、床上浸水による被害を受けた小・中学校に在籍する児童生徒で、学用品を滅失又は毀損した者</p> <p>※市本部におけるり災者台帳に登載されている児童、生徒であること</p> <p>※災害救助法が適用されない、及び住家の被害が対象基準に達しない者には、教科書のみ斡旋</p>
費用基準	<p><input type="checkbox"/> 教科書代は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を支給するための実費</p> <p><input type="checkbox"/> 文房具及び通学用品等の費用は、小学校児童、中学校生徒ともに学校生活上必須の最小実費</p>
支給期間	<p><input type="checkbox"/> 教科書は、災害発生の日から 1 か月以内</p> <p><input type="checkbox"/> 文房具及び通学用品等は、災害発生の日から 15 日以内</p> <p><input type="checkbox"/> 期間内に支給することが困難な場合、市本部は次の事項を明示して、県支部教育班を通じて県本部に期間延長を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長の見込期間 ・ 期間延長を要する地域 ・ 期間延長を要する理由 ・ 延長を要する地域ごとの児童・生徒数 ・ その他

《本編》

➤ 第 3 章 第 6 節 第 9 項 学用品等支給計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-09 学用品等支給計画

S3-06-10-01 災害援護資金の貸付対象・内容・条件

項目	内容
貸付機関	<input type="checkbox"/> 市本部
貸付対象	<input type="checkbox"/> 市の区域内において、災害救助法による救助が行われる災害その他政令で定める災害により、災害援護資金の貸付け事由たる被害を受けた世帯 <input type="checkbox"/> その世帯に属する者の所得の合計が政令で定める額に満たない世帯の世帯主
貸付世帯数	<input type="checkbox"/> 特別制限なし
資金の内容	<input type="checkbox"/> 特別に資金種別の制限はなし <input type="checkbox"/> 生活の立て直しに必要な経費として貸付
貸付限度額	<input type="checkbox"/> 住宅損害有 350 万円 <input type="checkbox"/> 住宅損害無 250 万円
貸付条件	<input type="checkbox"/> 貸付期間 10 年 <input type="checkbox"/> 保証人 不要 <input type="checkbox"/> 貸付利率 年 0 % <input type="checkbox"/> 償還方法 年賦、半年賦、月賦等 <input type="checkbox"/> 違約金 延滞元金利額につき年 5%
提出書類	<input type="checkbox"/> 災害援護資金借入申込書（用紙は市備付）

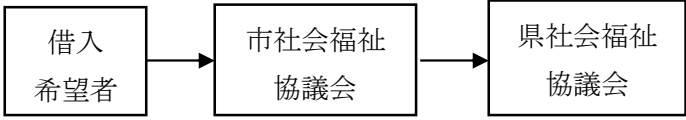
《本編》

➤ 第 3 章 第 6 節 第 1 0 項 災害援護資金等貸与計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-10 災害援護資金等貸与計画

S3-06-10-02 生活福祉資金の貸付対象・内容・条件

項目	内容
貸付機関	<input type="checkbox"/> 県社会福祉協議会が貸し付け、民生委員・児童委員と市社会福祉協議会が協力する。
貸付対象	<input type="checkbox"/> 災害により住家等が被害を受けた世帯で、次の各条件に適合する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯 ・融資によって自立更生できると認められる世帯 ・蓄積資本がなく、他から借り入れることができない世帯 ・多額の負債がなく、自己破産手続きや任意整理の最中でない世帯 <input type="checkbox"/> 少なくとも融資額以上の被害のあった世帯であること <input type="checkbox"/> 災害援護資金の貸付対象となる世帯は除く
貸付世帯数	<input type="checkbox"/> 特別制限なし <input type="checkbox"/> 資金保有高の範囲内において実施
貸付限度額	<input type="checkbox"/> 150 万円
貸付条件	<input type="checkbox"/> 償還期間 7 年以内 <input type="checkbox"/> 据置期間 6 ヶ月以内 <input type="checkbox"/> 原則として借受人と別世帯の 65 歳未満で安定した収入のある連帯保証人を 1 名立てる必要がある。 <input type="checkbox"/> 貸付利率 保証人あり年 0 % 保証人なし年 1.5 % <input type="checkbox"/> 延滞利子 延滞元金につき年 3 %
提出書類	<input type="checkbox"/> 借入希望者は、市社会福祉協議会又は、居住地を担当する民生委員・児童委員へ相談の上、次の書類を市社会福祉協議会に提出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・借入申込書（用紙は市社会福祉協議会備付） ・借受申込者および連帯保証人の資力がわかる書類（住民課税証明書、源泉徴収票、確定申告書等のいずれか）の写し ・その他世帯で収入のある方について収入が確認できる書類（年金通帳・パート給与明細書等） ・官公庁が発行する被災証明書、経費見積書・カタログ等 <input type="checkbox"/> 書類は、原則として以下の系統で提出する。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <pre> graph LR A[借入希望者] --> B[市社会福祉協議会] B --> C[県社会福祉協議会] </pre> </div>

《本編》

➤ 第3章 第6節 第10項 災害援護資金等貸与計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-10 災害援護資金等貸与計画

S3-06-10-03 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付対象・内容・条件

項目	内容
貸付機関	<input type="checkbox"/> 県本部子ども家庭班が県貸付委員会の意見に基づいて貸し付ける <input type="checkbox"/> 申込その他に当たっては、市本部及び母子自立支援員及び主任児童委員・児童委員が協力
貸付対象	<input type="checkbox"/> 災害によって住家等が被害を受けた配偶者のいない女子で、現に児童等（20歳未満）を扶養している者及び寡婦等
貸付世帯数	<input type="checkbox"/> 特別制限ない <input type="checkbox"/> 資金保有高の範囲内において実施
資金種別	<input type="checkbox"/> 住宅資金
貸付限度額	<input type="checkbox"/> 200万円
貸付条件	<input type="checkbox"/> 償還期間 7年 <input type="checkbox"/> 貸付利率 連帯保証人有 無利子 連帯保証人無 年1.0% <input type="checkbox"/> 償還方法 月賦等 <input type="checkbox"/> 違約金 延滞元金利率につき年0.03%
提出書類	<input type="checkbox"/> 借入希望者は、次の書類を作成して、借入希望者の居住地域を担当する県事務所に提出 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付申請書 ・戸籍謄本 ・罹災証明書 ・所得証明書及び資産等証明書 ・補修計画書 ・貸付申請調査書及び意見書 ・金銭消費貸借契約書 ・保証人意志確認書 ・印鑑登録証明書 ・申請に当たっての重要事項説明確認書 ・住宅計画書 ・補修・新築等の見積書の写 ・資金の使途及び調達計画書 ・建築基準法に基づく確認済証の写 ・位置図、写真等 <input type="checkbox"/> 書類は、原則として以下の系統で提出する <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <pre> graph LR A[借入希望者] --> B[市本部社会福祉班 (母子自立支援員)] B --> C[県本部 子ども家庭班] D[主任児童委員・児童委員] --> B </pre> </div>

《本編》

➤ 第3章 第6節 第10項 災害援護資金等貸与計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-10 災害援護資金等貸与計画

S3-06-11-01 遺体捜索に関する応援要請時に明示する事項

応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 遺体が埋没し又は漂着していると思われる場所(2) 遺体数及び死亡者の氏名、性別、年齢、容貌、特徴、所持品等(3) 応援を求めたい人数、船艇、器具等(4) その他必要な事項 |
|--|

《本編》

- 第3章 第6節 第11項 死亡が推定される者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画

《マニュアル編》

- M3-06-11 死亡が推定される者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画

S3-06-11-02 災害救助法に基づく遺体捜索に関する基準

項目	内容
捜索期間	<input type="checkbox"/> 災害発生の日から 10 日以内 <input type="checkbox"/> 期間内において捜索を打切ることができない場合は、社会福祉班が県支部に期間延長の要請をする。 <input type="checkbox"/> 要請にあたっては次の事項を明示する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長の見込期間 ・ 期間の延長を要する地域 ・ 期間の延長を要する理由 ・ 延長されることによって捜索されるべき死体件数
費用の範囲	<input type="checkbox"/> 船艇、その他死体捜索のため、必要な機械器具の借上費 <input type="checkbox"/> 捜索のために使用した機械、器具の修繕費 <input type="checkbox"/> 機械器具及び照明の使用に必要な燃料代等
事務手続	<input type="checkbox"/> 社会福祉班は遺体の捜索を実施した場合、次の諸記録を整備保管する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 76 号「死亡診断書」 ・ 様式 77 号「遺体捜索状況記録簿」 ・ 様式 19 号「救助実施記録日計票」 ・ 様式 20 号「救助の種目別物資受払状況」 ・ 様式 78 号「遺体捜索用機械器具修繕簿」
報告	<input type="checkbox"/> 次の事項を毎日県支部総務班を通じて、県本部防災班に様式 45 号「救助日報」により報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施月日 ・ 実施の地域 ・ 実施の状況及び方法 ・ 捜索対象死体数 ・ その他

《本編》

➤ 第 3 章 第 6 節 第 1 1 項 死亡が推定される者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-11 死亡が推定される者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画

S3-06-11-03 埋葬時の留意事項

- (1) 事故死の疑いのある遺体については必ず警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬等に付する。
- (2) 他市町村の被災死体が漂着（本市に災害救助法が適用されていない場合）し、その身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。なお、遺体の埋葬に関する災害救助法の基準については、M3-06-11 に準ずる。ただし、記録としての様式 82 号「埋葬台帳」をつけ加える。

《本編》

- 第 3 章 第 6 節 第 1 1 項 死亡が推定される者の搜索、遺体の処理及び埋葬計画

《マニュアル編》

- M3-06-11 死亡が推定される者の搜索、遺体の処理及び埋葬計画

S3-06-12-01 防疫チームの編成

防疫チームの編成は、防疫実施の範囲、程度、規模等に応じて編成するが、おおむね次のとおりとする。

- リーダー 1名
- 事務職員 1名
- 作業員 3名

- (注) 1 リーダーは、衛生担当者をもってあてる。
- 2 事務職員は、民生部内職員をもってあてる。
- 3 作業員若干名は、被災をまぬがれた応援班員をもってあてる。

《本編》

- 第 3 章 第 6 節 第 1 2 項 防疫計画

《マニュアル編》

- M3-06-12 防疫計画

S3-06-12-02 防疫の種別及び方法

防疫作業の直接的な実施又は協力は、次の区分によってそれぞれの機関が協力して行う。

作業区分		県 機 関	実 施 内 容(市機関)	備 考
検病調査		検病調査 (県支部保健班)	情報提供等協力 (健康づくり班及び予防委員)	患者発生の届出 (医師)
健康診断		健康診断 (県支部保健班)	対象人員 把握等協力 (健康づくり班及び予防委員)	
臨時予防接種		臨時予防接種 (県本部感染症対策推進班)	予防接種の実施 (健康づくり班、予防委員、医師)	
清潔方法		清潔方法 (県本部感染症対策推進班)	1 公共施設の清掃 2 ごみ、し尿等の収集、処分 (環境班、清掃班、浄化班)	
消毒方法		消毒方法 (県本部感染症対策推進班)	下記内訳のとおり	
内 訳	家屋内の消毒		家屋内の消毒 (防疫チーム、予防委員)	自治会等の協力
	便所の消毒		便所の消毒 (防疫チーム、予防委員)	〃
	芥溜、溝渠等の消毒		芥溜、溝渠、その他周辺の消毒 (防疫チーム、予防委員)	〃
	患者運搬用器具等の消毒		患者運搬用器具等の消毒 (防疫チーム、予防委員)	
鼠族昆虫等の駆除		鼠族昆虫等の駆除 (県本部感染症対策推進班)	鼠族昆虫駆除等の実施 (防疫チーム、予防委員)	
家用水の供給		家用水の供給 (県本部薬務水道班)	家用水の供給 (上下水道班)	
患者等に対する措置			収容、診療 (健康づくり班、医療機関等)	感染症患者又は病原体 保有者の隔離収容
患者等に対する医療及び看護		患者等に対する医療及び看護 (県本部医療整備班)	医療、看護 (健康づくり班、医療機関等)	感染症患者又は病原体 保有者の医療及び看護
避難所の防疫指導等		避難所の防疫指導 (県本部感染症対策推進班)		

《本編》

➤ 第3章 第6節 第12項 防疫計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-12 防疫計画

S3-06-12-03 防疫器具の状況

防疫実施のための器具の状況は、次のとおりである。

種 別	数 量	容 量	備 考
噴霧機	2	8.5ℓ	手動式（肩かけ）

（注）環境班管理分

《本編》

➤ 第3章 第6節 第12項 防疫計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-12 防疫計画

S3-06-12-04 防疫活動実施上の留意事項

- (1) 多数の人々が利用する場所（避難所等）を優先して実施する。
- (2) 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うのを原則とし、災害の状況に応じ、健康づくり班は、的確な指導及び指示を行う。
- (3) し尿処理は、できる限りし尿浄化槽又は浄化センターの処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。
- (4) 食中毒症状を示す者が発生した場合、直ちに医師による診察を受けさせるとともに、保健所へ連絡する。

《本編》

➤ 第3章 第6節 第12項 防疫計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-12 防疫計画

S3-06-13-01 清掃班・浄化班の編成

区 分		清掃班(ゴミ収集)	浄化班(し尿収集)
班 員	班長	1	1
	運転手 作業員	10	5
作業器具	スコップ タイヤショベル等	10 随時	
車 両	2 tトラック	3	【市の保有車両】 バキューム車 (10 t) 1台
	パッカー車	11	【委託業者の保有車両】 バキューム車 (10 t) 1台 " (5 t) 1台 " (4 t) 4台 " (3 t) 11台

- (注) 1 構成する人員、資機材等は上記の基準によるが、災害の程度、規模、状況等に応じて、班員及び資機材の増減を図る。
- 2 作業は、職員及び委託業者や許可業者が行い、災害の状況によっては可能な作業内容をボランティアの動員又は人夫の雇い上げ等により実施する。
- 3 車両等は、市保有車両及び委託業者保有車両や許可業者保有車両を使用し、不足する場合は、県支部総務班に応援の要請を行う。

《本編》

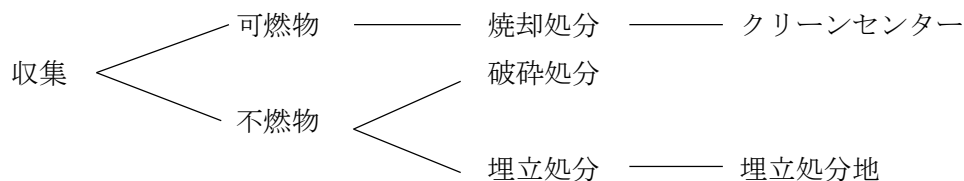
- 第3章 第6節 第13項 清掃計画

《マニュアル編》

- M3-06-13 清掃計画

S3-06-13-02 ごみの区分と処分場

収集したごみは、次により処分する。



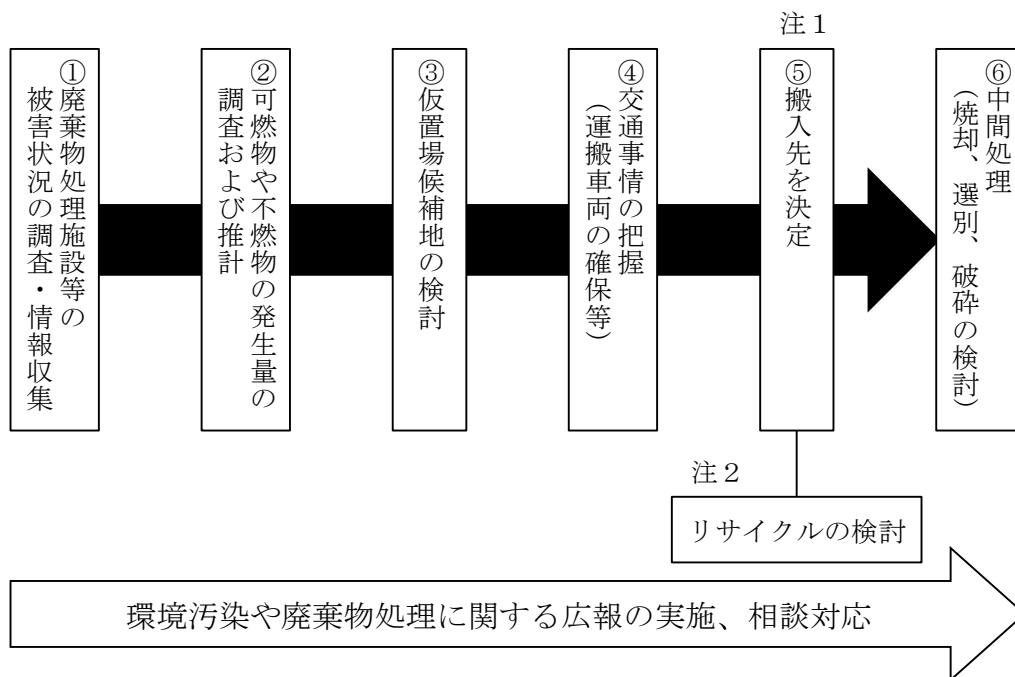
《本編》

- 第3章 第6節 第13項 清掃計画

《マニュアル編》

- M3-06-13 清掃計画

S3-06-13-03 災害廃棄物の処理計画フロー



- (注) 1 搬入先は、仮置場、処分場、一時保管場所とする。
 2 リサイクルの検討・・・例
 木くず：チップ化により利用
 コンクリート：路盤材、建設資材等による利用
 金属：製鋼原料等による再生利用
 畳：コンポスト化し、肥料として利用

《本編》

➢ 第3章 第6節 第13項 清掃計画

《マニュアル編》

➢ M3-06-13 清掃計画

S3-06-14-01 災害義援金品に関する協議会の構成機構

- 瑞浪市社会福祉協議会
- 瑞浪市民生委員・児童委員協議会
- 日本赤十字社岐阜県支部瑞浪市地区（義援金のみ）
- 瑞浪市連合自治会
- その他適当を認められる団体

《本編》

- 第3章 第6節 第14項 災害義援金品募集配分計画

《マニュアル編》

- M3-06-14 災害義援金品募集配分計画

S3-06-14-02 義援金品の募集に関する事項

募集に関する事項は次のとおりとする。

- 参加団体
- 募集対象（一般世帯募集、学校募集等）
- 募集の種別（金銭募集、物品募集の別）
- 集積、輸送の場所、方法、期間等
- その他必要な事項

《本編》

- 第3章 第6節 第14項 災害義援金品募集配分計画

《マニュアル編》

- M3-06-14 災害義援金品募集配分計画

S3-06-14-03 義援金品の配分に関する事項

配分に関する事項は次のとおりとする。

- 配分基本方針
- 配分、輸送の時期、方法
- 特殊な金品（条件付金品等）の配分
- その他必要な事項

《本編》

- 第3章 第6節 第14項 災害義援金品募集配分計画

《マニュアル編》

- M3-06-14 災害義援金品募集配分計画

S3-06-14-04 義援金品を募集する災害の規模

- ア 市地域内で全失 10 世帯以上の災害が発生したとき
- イ 隣接市町村に全失 50 世帯以上の災害が発生したとき
- ウ その他本部長が必要と認める災害が発生したとき

※県単位で義援金品の募集を実施する場合のほかは、「委員会」に諮って実施を決定する。

《本編》

- 第3章 第6節 第14項 災害義援金品募集配分計画

《マニュアル編》

- M3-06-14 災害義援金品募集配分計画

S3-06-14-05 被災世帯に対する義援金品配分の基準

義援金品の配分は、市本部（社会福祉班）が中心になり参加機関が協力して配分する。なお、配分は、「委員会」に諮って決定する。

被災世帯に対する配分の基準は、おおむね次によるが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々について検討して行う。

ア 一般家庭用物資

- ・全失世帯 1
- ・半失世帯 1/2
- ・床上浸水世帯 1/3

イ 無指定金銭

- ・死者（含行方不明で死亡と認められる者） 1
- ・重傷者 1/2
- ・全失世帯 1
- ・半失世帯 1/2
- ・床上浸水世帯 1/3

(注)1 床上浸水 10 日以上在世帯にあつては、物資、金銭とも半失の基準による。

- 2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することができる。

《本編》

- 第3章 第6節 第14項 災害義援金品募集配分計画

《マニュアル編》

- M3-06-14 災害義援金品募集配分計画

S3-06-14-06 義援金品配分の時期

- 配分は、その都度できる限り速やかに行う。
- 義援金品が少量、少額等で、世帯別配分が不可能な場合又は輸送、あるいは労働力等の問題で経費を消費すると考えられるような場合においては、一定量に達したときに行う等、配分の時期については十分留意して行う。
- 腐敗変質のおそれがある物資については、速やかに適宜の処理をするよう常に配意して扱う。

《本編》

- 第3章 第6節 第14項 災害義援金品募集配分計画

《マニュアル編》

- M3-06-14 災害義援金品募集配分計画

S3-06-14-07 義援金品配分にかかる費用

- 義援金品の募集又は配分を要する労力等は、できるだけ無料奉仕する。
- 輸送その他に要する経費は、それぞれの実施機関において負担する。
- 実施機関における負担が不可能な場合には、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えないが、経費の証拠記録は整備保管しておく。

《本編》

- 第3章 第6節 第14項 災害義援金品募集配分計画

《マニュアル編》

- M3-06-14 災害義援金品募集配分計画

S3-06-17-02 保健活動チームの編成

保健所では、次のとおり保健活動チームを編成する。市においても、保健師等を中心に協力を行う。

<input type="checkbox"/> 避難所巡回保健チーム	(保健師 2)
<input type="checkbox"/> 精神科チーム	(医師、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士)
<input type="checkbox"/> 歯科チーム	(歯科医師、歯科衛生士)
<input type="checkbox"/> リハビリチーム	(理学・作業療法士)
<input type="checkbox"/> 栄養チーム	(栄養士 1～2)
<input type="checkbox"/> 家庭・仮設住宅者支援チーム	(ホームヘルパー 2)
<input type="checkbox"/> 避難所巡回診療チーム	(医師、看護師)

《本編》

➤ 第3章 第6節 第17項 その他のり災者の保護計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-17b 保健活動・精神保健対策（地震時のみ）

S3-06-17-03 保健活動チーム活動内容

市は県と連携をとり、ブロックごと（ブロックは状況により決定）に共同して活動する。

- (1) 避難所及び自宅、仮設住宅などのり災者の生活状況の把握及び生活環境の整備
 - ア 避難所のトイレ・室内の清潔状態・ゴミの整理状態の把握と調整及び指導
 - イ 避難所の室内の換気・室温等の状態の把握と調整及び指導
 - ウ 手洗い・消毒・うがい・マスクの着用等の清潔行動についての状態の把握と指導
 - エ 衣類・寝具による体温調節及び清潔の状態の把握と調整及び指導
 - オ 歯磨き・入浴・洗髪の状態の把握と調整及び指導
 - カ 食事の摂取状況の把握と調整及び指導
 - キ 活動状況の把握と調整及び指導
- (2) 避難所における巡回健康相談等の実施
 - ア 避難者個々の健康状態を把握し対処する。
 - イ 症状の出現者及び風邪等、突発的・一時的疾患の罹患者の管理と生活指導
 - ウ 感染症の疑いのある避難者の隔離
 - エ 被災による症状や障害のある患者の観察と疾病管理及び生活指導
 - オ 慢性疾患患者の治療の状況把握と医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
 - カ 要介護者の治療の状況把握と医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
 - キ 妊婦の生活指導と管理
 - ク 乳幼児の生活指導と管理
 - ケ 高齢者の生活指導と管理
 - コ 難病・身体障がい者の生活指導と管理
 - サ 結核既往者の管理と生活指導
- (3) 保健所・市における訪問指導の実施及び強化
 - ア 結核、難病、精神障がい者、要介護者、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障がい者等への訪問指導強化
 - イ 一般家庭への健康調査と保健指導の実施
- (4) 保健所・市における定例保健事業の実施
- (5) 仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施及び強化

《本編》

- ▶ 第3章 第6節 第17項 その他のり災者の保護計画

《マニュアル編》

- ▶ M3-06-17b 保健活動・精神保健対策（地震時のみ）

S3-06-17-04 精神保健対策

市は、保健所との連携により、管内の精神保健に関する住民ニーズを把握するとともに、り災住民への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。

(1) 精神障がい者の住居等、生活基盤の至急の確保

- ア 住居を無くした精神障がい者の被災地外施設入所等の促進
- イ 精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護策等

(2) 精神科入院病床の確保

入院必要患者の急増に対応するため被災地外での精神科入院病床の確保

(3) 24 時間精神科救急体制の確保

- ア 被災地外の精神科チームの配置と同チーム内へ夜間往診チームの設置
- イ 夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置

(4) 治療、通所を中断した通院、通所者の治療、通所機会の提供

閉鎖した診療所、通所施設等の代替施設の設置（精神科救護所等）と早期再開

(5) 被災者のこころの傷へのケア

被災に伴う健常者の反応性病状としての PTSD（心的外傷後ストレス障害）、不眠や不安、焦燥感、無力感などへの相談、診療、サポートが必要となる。

- ア 民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の啓発、普及
- イ 心の健康に関する相談体制の充実

- ・精神科医、保健師等による常設の相談実施
- ・民間の諸機関の協力による 24 時間電話による相談を受ける体制整備
- ・避難所等への相談所開設
- ・仮設住宅、家庭等への巡回相談

ウ 医療、福祉、教育等の各領域において実施される診察、相談等との調整

(6) 被災救援にあたる職員、ボランティアのこころのケア

不眠不休の活動で、職員やボランティアの心も追い詰められる状況の発生には、次のとおり対処する。

- ア 民間の諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により、随時相談、診察等
- イ 必要があれば、適切なカウンセリング等を継続実施

《本編》

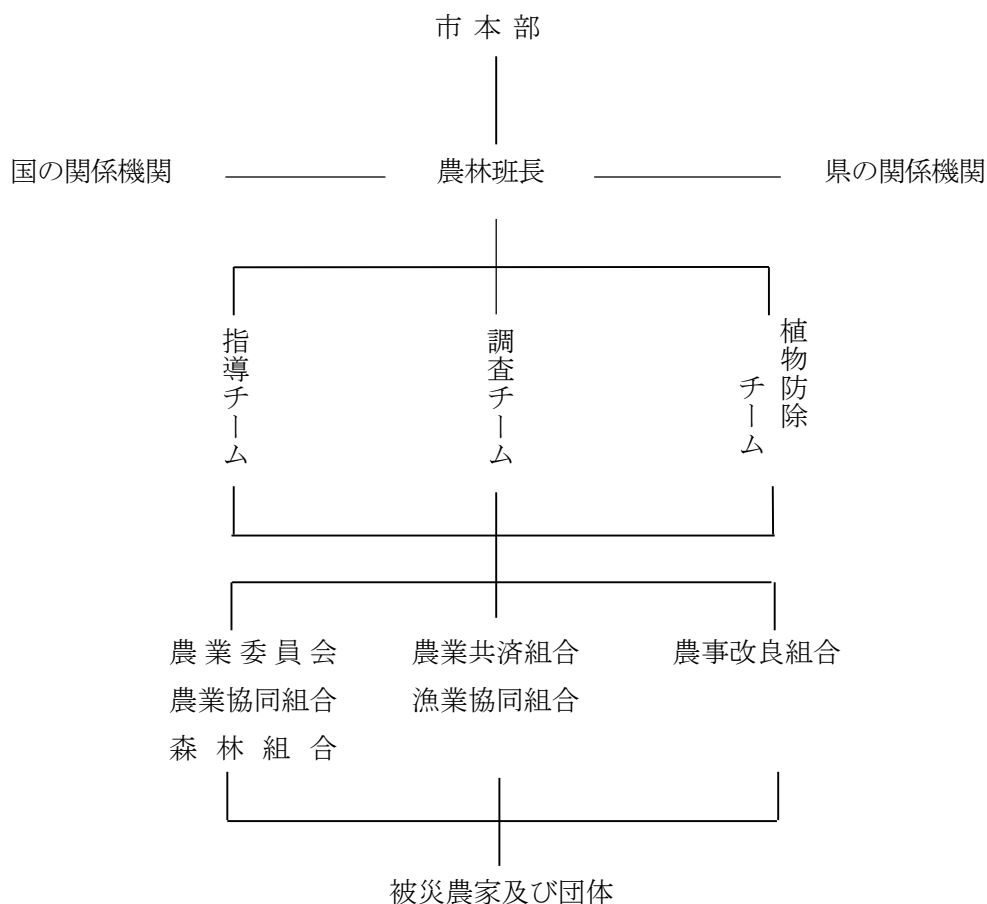
- 第3章 第6節 第17項 その他のり災者の保護計画

《マニュアル編》

- M3-06-17b 保健活動・精神保健対策（地震時のみ）

S3-07-01 農林班における各チームの編成

災害が発生し又は災害が発生するおそれのある場合には、農林班は次のチームを編成し、関係機関と連絡調整を行い、被災農家等の応急対策を図る。



《本編》

➤ 第3章 第7節 産業応急対策計画

《マニュアル編》

➤ M3-07 産業応急対策計画

S3-07-02 被害報告が必要な干害被害基準

- 水田及び一般畑については、連続干天日数（日雨量5mm以下を含む。）が20日以上又は30日間の総雨量100mm以下
- 果樹園については、連続干天日数が25日以上又は30日間の総雨量60mm以下
- 干ばつ被害が発生したとき

《本編》

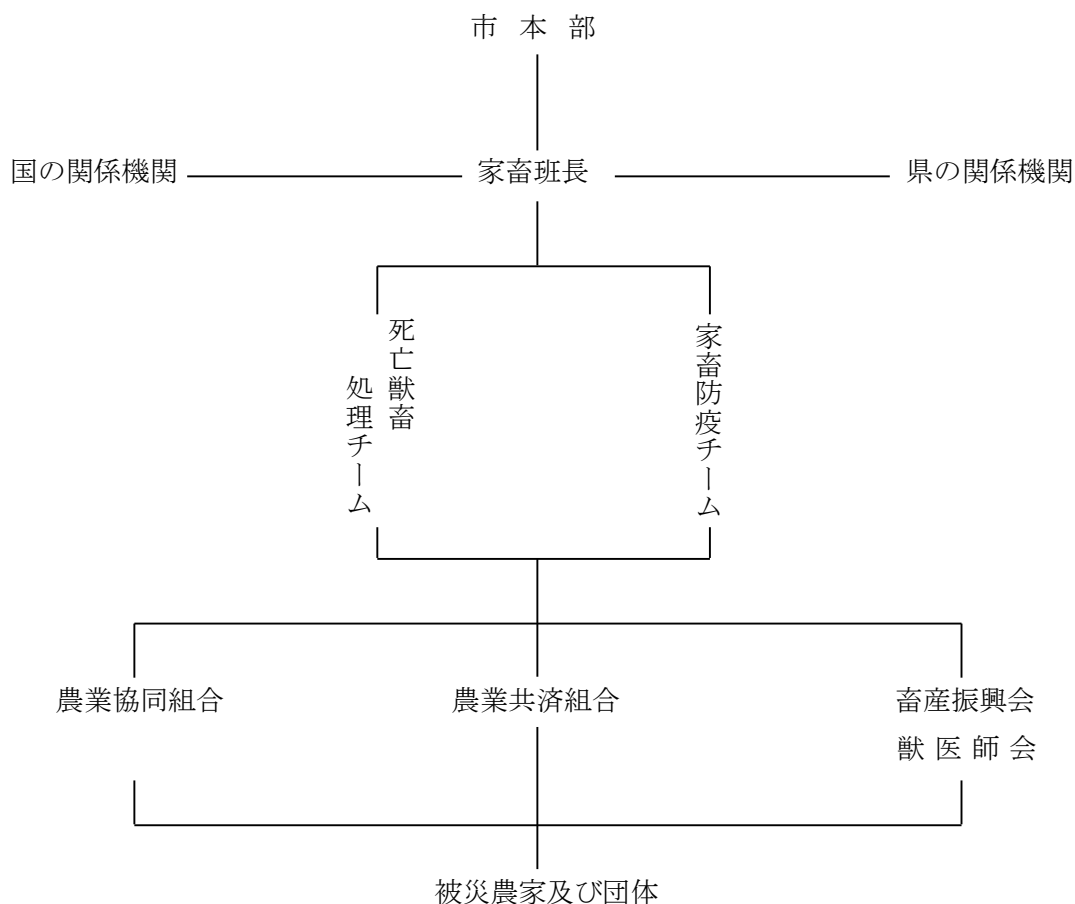
➤ 第3章 第7節 産業応急対策計画

《マニュアル編》

➤ M3-07 産業応急対策計画

S3-07-03 家畜班における各チームの編成

災害が発生し又は災害が発生するおそれのある場合には、家畜班は次のチームを編成し、関係機関と連絡調整を行い、被災農家等の応急対策を図る。



《本編》

➤ 第3章 第7節 産業応急対策計画

《マニュアル編》

➤ M3-07 産業応急対策計画

S3-08-01-01 公共施設の応急対策実施上の留意点

応急対策実施責任者は、応急対策の実施にあたって、次の点に留意する。

- (1) 応急対策実施の状況を所管の長に報告するとともに、予算措置を要する対策にあつては、関係各班に連絡協議して行うこと。
- (2) 被災施設の応急復旧又は取り除きにあつては、その被害状況を撮影し、被災の状況記録（写真）として保存しておくこと。

《本編》

➤ 第3章 第8節 第1項 公共施設の応急対策

《マニュアル編》

➤ M3-08-01 公共施設の応急対策

S3-08-02-01 電力施設の応急対策

災害時の市地域における電力に関する応急対策は、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「中部電力パワーグリッド(株)」という。）の定める防災業務計画によるほか、次による。

項目	内容
異常発見時の 通報	<input type="checkbox"/> 漏電による火災等災害防止のため、電線の断線や電柱倒壊等を発見した者（機関）は、速やかに中部電力パワーグリッド(株)多治見営業所に通報する。
電気の保全	<input type="checkbox"/> 中部電力パワーグリッド(株)は、災害時における電気の保安を図るため、次の処置をとる。 ア 火災発生時 <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに職員を現場に派遣する。 ・火災又は注水により危険があると認められた場合及び消防吏員、警察官の要請があった場合は、速やかに停電する。 イ 非常災害時 <ul style="list-style-type: none"> ・暴風雨、水害、地震等が発生した場合、民心の安定、重要機関への送電確保のため、極力送電を維持する。 ・冠水等で危険があると認められた場合は、当該範囲の送電を停止する。
被害報告	<input type="checkbox"/> 中部電力パワーグリッド(株)は、市災害対策本部が開設されているとき、市地域に発生した電力関係被害の状況を、消防総務班に報告する。
応急復旧	<input type="checkbox"/> 中部電力パワーグリッド(株)は、被災施設の早期復旧にあたるが、必要度の高い施設を優先して復旧する。 <input type="checkbox"/> 優先して復旧する重要施設は、おおむね次のとおりとする。 主要病院、報道機関、通信関係、上下水道、主要官庁、交通機関、避難所、主要食糧関係 <input type="checkbox"/> 早期復旧のため、関係機関から道路情報の提供を受ける。
広報	<input type="checkbox"/> 電力施設の復旧状況及び電気事故防止に関する必要事項は、関係の防災機関に通知する。 <input type="checkbox"/> 住民に対する通知は、新聞・ラジオ・テレビの利用、ポスター・チラシ類の配布、サービスカーによる巡回放送等により徹底して行う。
関係機関相互の 連絡調整	<input type="checkbox"/> 復旧活動その他対策の円滑な推進を図るため、必要があるときは関係機関と密接に連絡し、その協力を得る。 <input type="checkbox"/> 応急対策の実施上、他機関が電力施設（通信設備、復旧用器具資材）等の利用が必要なときは、最寄りの事業所に要請し、その協力を得る。

《本編》

➤ 第3章 第8節 第2項 電力施設の応急対策

S3-08-03-01 通信施設の応急対策

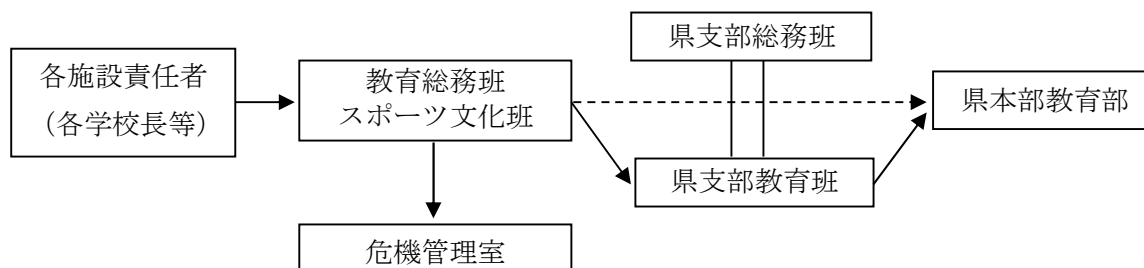
災害時の市地域における通信施設に関する応急対策は、西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）の定める防災業務計画によるほか、次による。

項目	内容
緊急臨時電話の架設	<input type="checkbox"/> 市本部長は、次の場合、NTT 西日本岐阜支店に対して、緊急臨時電話の架設を文書（NTT 西日本指定の様式）により要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地本部を設置した場合 ・ 被災地の通信確保のため必要があると認めた場合 <input type="checkbox"/> 事前に文書の提出ができない場合は、口頭で要請を行い、事後速やかに文書を提出する。 <input type="checkbox"/> 設置及び通話に要する費用は、市本部が負担する。
被害報告	<input type="checkbox"/> NTT 西日本岐阜支店は、市地域の公衆電気通信設備に災害による被害が発生した場合、速やかにその状況を危機管理室に報告する。
応急復旧	<input type="checkbox"/> 災害対策機関の緊急連絡通信の確保を優先して行う。 <input type="checkbox"/> 市本部長は、被災地に孤立地域及び特に通信確保を必要とする施設等があるときは、早期復旧についてその旨を NTT 西日本岐阜支店に要請する。

《本編》

- 第3章 第8節 第3項 通信施設の応急対策

S3-09-01 調査報告の系統



《本編》

- 第3章 第9節 文教関係の応急対策

《マニュアル編》

- M3-09 文教施設の応急対策

S3-09-02 被害程度の判定基準

項目	内容
全壊、全焼、流出	<input type="checkbox"/> 建物が滅失した状態又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態
半壊、半焼	<input type="checkbox"/> 建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが傾斜もしくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できない建物の状態 <input type="checkbox"/> 当該建物が復旧してもその安全度保持上長時間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。
一部破損	<input type="checkbox"/> 建物の構造部分が被害を受け、傾斜もしくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できる建物の状態 <input type="checkbox"/> 建物構造部分以外の部分のみが被害を受けた建物の状態

《本編》

➤ 第3章 第9節 文教関係の応急対策

《マニュアル編》

➤ M3-09 文教施設の応急対策

S3-09-03 被害程度別応急教育予定場所

災害の規模及び被害の程度によって、次の施設を利用する。

ア 応急的な修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急処置をして使用する。

イ 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育館等を利用し、なお不足するときは、二部授業等の方法による。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を使用する。

エ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

住民避難地の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設がないときは、応急仮校舎を建設する。

上記施設の決定にあたっては、関係機関が協議し、その決定事項を教職員及び住民に徹底する。

《本編》

➤ 第3章 第9節 文教関係の応急対策

《マニュアル編》

➤ M3-09 文教施設の応急対策

S3-09-04 生徒等に対する援助

項目	内容
転出・転入の手続き	<input type="checkbox"/> 市教育委員会は、生徒等の転出、転入について、状況に応じて弾力的な措置をとる。 <input type="checkbox"/> 転入学に関する他県の対応等の情報及び手続き等の広報に努める。 <input type="checkbox"/> 窓口を設置し、問い合わせに対応する。
心の健康管理	<input type="checkbox"/> 市教育委員会は、り災した児童・生徒及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する

《本編》

▶ 第3章 第9節 文教関係の応急対策

《マニュアル編》

▶ M3-09 文教施設の応急対策

S3-09-05 学校施設利用の応援要請

隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の方法により当該施設管理者の応援を得る。

ア 管内施設利用の場合

学校教育班において関係者協議の上、行う。

イ 管外施設利用の場合

応援協力にあたり、次の事項を明示する。

- ・ 応援を求める学校名
- ・ 予定施設名又は施設種別
- ・ 授業予定人員及び室数
- ・ 予定期間
- ・ その他の条件

《本編》

▶ 第3章 第9節 文教関係の応急対策

《マニュアル編》

▶ M3-09 文教施設の応急対策

S3-09-06 教職員の欠員対策、教職員派遣の応援要請事項

災害に伴い教職員に欠員が生じたときは、次の方法によって補う。

項目	内容
学校内操作	<input type="checkbox"/> 欠員が少数の場合、学校内において操作
市内操作	<input type="checkbox"/> 学校内で欠員を解決できない場合、学校長の要請により、市内学校間で操作
市外操作	<input type="checkbox"/> 市内において欠員が解決できない場合、県支部に対し、教職員派遣の応援要請を行う。 <input type="checkbox"/> 教育長が市本部長と協議して、応援要請を決定する。 <input type="checkbox"/> 教職員派遣の応援要請にあたり、次の事項を明示する。 <ul style="list-style-type: none">・ 応援を求める学校名・ 授業予定場所・ 派遣要請する人員（必要に応じその内訳）・ 派遣予定期間・ 派遣職員の宿舍、その他の条件（学校長は学校教育班長と協議の上処理する）

《本編》

➤ 第3章 第9節 文教関係の応急対策

《マニュアル編》

➤ M3-09 文教施設の応急対策

S3-09-07 応急授業の実施時の留意点

- (1) 災害時の授業にあたっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童、生徒が負担にならないように留意する。
- (2) 教育の場が公民館等学校外施設によるときは、授業の方法、児童、生徒の保健等に留意する。
- (3) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等にあたっての危険防止を指導し徹底する。
- (4) 学校が避難所に利用される場合は、収容者あるいは児童、生徒に対し、それぞれ支障とならないよう十分徹底する。
- (5) 授業が不可能な事態が予想されるときは、勉学の方法、量等を周知徹底する。
- (6) 緊急休校その他の事態に備えてそれぞれの学校の実情に即した方法で学校と児童、生徒との連絡の方法、組織の整備工夫をしておく。

《本編》

➤ 第3章 第9節 文教関係の応急対策

《マニュアル編》

➤ M3-09 文教施設の応急対策

S3-09-08 応急給食実施上の留意点

- (1) 災害により被害が発生しても授業を行う場合は、できる限り継続して実施するよう努めること。
- (2) 施設、原料等の被害のため、その実施ができないときは、学校教育班長に協議し速やかに応急措置し実施すること。
- (3) 学校給食センターを被災者用炊き出し施設に利用するときは、学校給食と被災者用炊き出しの調整に留意すること。
- (4) 給食用施設、設備が浸水した場合等にあつては、汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器、戸棚等を中心にクレゾール水などの消毒薬を用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを撒布する等衛生管理に配慮する。
- (5) 調理及び配分等給食従事者に対しては、必要に応じ臨時の健康診断を実施し、下痢状態にある者は従業を禁止し、検便を行う。
なお、従事者の身体、衣服の清潔保持に努めるとともに、特に調理者の手洗いを励行させる。
- (6) 災害時における学校の飲料水は、水道、井戸水いずれについても当分の間、煮沸したものをを用いること。
- (7) 災害時における給食は、感染症、食中毒等の発生防止のため調理の方法、材料等に十分注意するとともに、食事前は必ず手洗いを励行させる。

《本編》

➤ 第3章 第9節 文教関係の応急対策

《マニュアル編》

➤ M3-09 文教施設の応急対策